

常任理事会会議次第

とき 令和5年7月27日(木) 午前10時30分

ところ 長建ビル 会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

[報告事項]

- (1) 第1回総務委員会について……………資料No.1
 - ・第2回信大水環境・土木工学科意見交換会小委員会について……………資料No.2
 - ・第2回記念誌発行準備小委員会について……………資料No.3
- (2) 青年部会の活動について……………資料No.4
- (3) 第1回女性部会について……………資料No.5
- (4) 「地域を支える建設業」検討会議について
 - ・第42回維持管理・危機管理分科会について(当日配布)……………資料No.6
 - ・令和5年度第1回技術力の確保・向上分科会について(当日配布)……………資料No.7
- (5) 甲信越三県連絡協議会について……………資料No.8
- (6) 働き方改革実現に関するアンケート結果について……………資料No.9
- (7) 令和5年度長野県建設産業担い手確保・育成
 - 地域連携ネットワーク会議について(当日配布)……………資料No.10
- (8) 長野県建設業関係働き方改革推進会議について(当日配布)……………資料No.11
- (9) 会員異動について……………資料No.12
- (10) 行事予定について(当日配布)……………資料No.13
- (11) 建設業福祉共済団の加入状況について……………資料No.14
- (12) その他

4. 閉会

令和5年度 第1回総務委員会 会議次第

日 時：令和5年7月13日（木）
午後1時30分～
場 所：長建ビル5階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

- ・ 依田副会長
- ・ 大井委員長

3. 会議事項

(1) 令和5年度総務委員会の活動計画について・・・・・・・・・・(資料 No. 1)

(2) 信州大学工学部水環境・土木工学科
意見交換会小委員会の活動状況について・・・・・・・・・・(小委員会資料参照)

(3) 記念誌発行準備小委員会の活動状況について・・・・・・・・・・(小委員会資料参照)

(4) 働き方改革対策・電子契約促進小委員会の活動予定について

(5) その他

4. 閉 会

令和5年度 第1回総務委員会
(第2回信大意見交換会小委員会・第2回記念誌準備小委員会) 出席者名簿

開催日 令和5年7月13日(木)

役職	氏名	信大意見交換 小委員会	記念誌準備 小委員会	総務委員会	所属小委員会
		10:30~ 12:00	12:30~ 13:30	13:30~ 14:30	
副会長	依田 幸光	○	○	○	
総務委員長	大井 康史	○	-	○	信大
総務副委員長	青木 孝尚	-	-	○	働き方 改革
総務副委員長	北條 将隆	-	○	○	記念誌
総務委員	黒澤 和彦	○	-	○	信大
"	栗木 悦郎	-	-	○	働き方 改革
"	山岸 邦太郎	-	○	○	記念誌
"	山浦 正貴	○	-	○	信大
"	西村 勉	-	-	○	働き方 改革
"	増田 正	○	-	○	信大
"	藤原 昌利	-	○	○	記念誌
"	峯村 浩文	×	-	×	信大
"	長坂 広明	-	○	○	記念誌
"	春日 建章	-	○	○	記念誌
"	小池 毅夫	○	-	○	信大
"	江口 秀行	-	-	○	働き方 改革
新建新聞	酒井真一	-	○	○	記念誌
事務局	小林 敏昭	○	○	○	
"	永原 祐二	○	○	○	
		8人	9人	18人	

令和5年度総務委員会の活動計画(案)

○令和5年

- 5月16日 ● 第1回信大意見交換会小委員会
・意見交換会内容について
- 5月17日 ● 第1回記念誌発行小委員会
・記念誌の割付確認
- 7月 ● 第2回信大意見交換会小委員会
・意見交換会内容 確認
- 第2回記念誌発行小委員会
・記念誌の確認
- 7月 ○ 第1回総務委員会
・各小委員会の活動状況について
- 8月 ● 第3回記念誌発行小委員会
・記念誌の最終確認 → 9月発刊
- 9月初旬 ● 第3回信大工学部水環境・土木工学科小委員会
・意見交換会内容 最終確認
- 9月27日 ● 信大工学部水環境・土木工学科との意見交換会
- 第1回働き方改革対策・電子契約促進小委員会
・令和6年4月からの時間外労働規制適用について
- 11月 ● 第2回働き方改革対策・電子契約促進小委員会
・質問回答について
- 12月

○令和6年

- 3月 ○ 第2回総務委員会
・令和5年度活動報告について
・令和6年度活動計画(案)について

令和5年度 第2回 信州大学工学部水環境・土木工学科

意見交換会小委員会 次 第

日 時 令和5年7月13日(木)
10:30~12:00
場 所 長建ビル5階会議室

1. 開 会

2. 換 拶

3. 会議事項

(1) 意見交換会の内容について(案)・・・・・・・・・・資料No.1
説明資料・・・・・・・・・・資料No.2,資料No.3,資料No.4

(2) スケジュールについて・・・・・・・・・・資料No.5

(3) 「大規模出水に対する千曲川上流域の洪水調節能力強化検討」
第1回検討会について・・・・・・・・・・資料No.6

(4) その他
・信州大学の現場見学会について・・・・・・・・・・資料No.7

第2回 信州大学工学部水環境・土木工学科意見交換会
小委員会 出席者名簿

日 時 令和5年7月13日(木)
10:30~12:00

場 所 長建ビル5階会議室

支部名等	役職名	氏 名	会 議	備 考
	担当副会長	依田 幸光	出	
佐 久	小委員会委員長	大井 康史	出	
南佐久	小委員会副委員長	黒澤 和彦	出	
伊 那	小委員会委員	山浦 正貴	出	
松 筑	小委員会委員	増田 正	出	
大 北	小委員会委員	峯村 浩文	欠	
長 野	小委員会委員	小池 毅夫	出	
事務局	専務理事	小林 敏昭	出	
〃	総務部長	永原 祐二	出	
〃	主 任	中澤 瑞恵	欠	

信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会 次第（案）

日時：令和5年9月27日（水）

午後4時50分～6時20分（見込）

場所：信州大学工学部

- 1 授業開会 信州大学工学部水環境・土木工学科教授 吉谷 純一 (15分)
- 2 開 会 (一社)長野県建設業協会 専務理事 小林 敏昭《司会進行》(1分)
- 3 あいさつ (一社)長野県建設業協会 副会長 依田 幸光 (2分)
- 4 出席者紹介 (一社)長野県建設業協会 専務理事 小林 敏昭 (1分)
- 5 資料説明・体験
 - (1) 建設業で女性が働く環境について (8分)
 - ・(一社)長野県建設業協会 女性部会長 小宮山 弘子
 - (2) 地域のインフラ整備に貢献する建設業 (8分)
 - ・(3)のDXの推進につながる様な内容を中心に
 - (3) DXの推進について (40分)
 - 2班に分かれて体験型で実施
 - ・ICTマシンコントロール重機の体験
 - ・レーザースキャナ、3D測量の体験 など
- 6 意見交換 (10分)
- 7 アンケートの依頼 (1分)
- 8 閉会あいさつ (一社)長野県建設業協会 総務委員長 大井 康史 (2分)
- 9 授業終了 信州大学工学部水環境・土木工学科教授 吉谷 純一 (2分)

令和5年度 第2回 記念誌発行準備小委員会 次 第

日 時 令和5年7月13日(木)
午後12:30~1:30
場 所 長建ビル5階会議室

1. 開 会

2. 換 拶

3. 会議事項

(1) 記念誌内容の確認について

- ・ 全体の内容、ページ構成等について
- ・ 支部ページについて

(2) 今後のスケジュールについて.....資料No.1

(3) その他

令和5年度 第2回 記念誌発行準備小委員会 出席者名簿

日 時 令和5年7月13日(木)
12:30~13:30 5階会議室

支部名	役職名	氏 名	会 議	備 考
	担当副会長	依田 幸光	出	
須 坂	小委員会委員長	北條 將隆	出	
更 埴	小委員会副委員長	長坂 広明	出	
諏 訪	小委員会委員	山岸邦太郎	出	
安曇野	小委員会委員	藤原 昌利	出	
中 高	小委員会委員	春日 建章	出	
新建新聞社	編集長	酒井 真一	出	
事務局	専務理事	小林 敏昭	出	
〃	総務部長	永原 祐二	出	
〃	主 任	中澤 瑞恵	欠	

令和5年度 記念誌発行準備小委員会の活動計画(案)

○令和5年

- 5月17日 ● 第1回記念誌発行小委員会
・記念誌の割付確認
- 7月13日 ● 第2回記念誌発行小委員会
・記念誌の内容確認
- 7月13日 ○ 第1回総務委員会
・各小委員会の活動状況について
- 7月
・支部ページの確認
・7月7日記念事業の掲載
・社会貢献事業(よしもと漫才ライブ)の掲載
- 9月1日 ● 第3回記念誌発行小委員会
・記念誌の最終確認(印刷1校正)
- 9月22日 ・印刷2校正
- 10月上旬 ● 記念誌発刊

(全体の構成)

・表紙	
・グラフィア	14ページ
・発刊にあたって(会長、知事、県議会議長、服部県議)	10ページ
・協会の概要(創立から80周年まで)	20ページ
・あゆみ(80周年～100周年まで)	40ページ
・創立100周年・法人化70周年記念事業	4ページ
・委員会、部会の活動	10ページ
・地域を支える建設業検討会議の活動	20ページ
・支部のページ	30ページ
	小計(表紙等含め) 約 160ページ
・資料編	

※ 外部サーバを使用し編集内容を共有しながら校正を進める

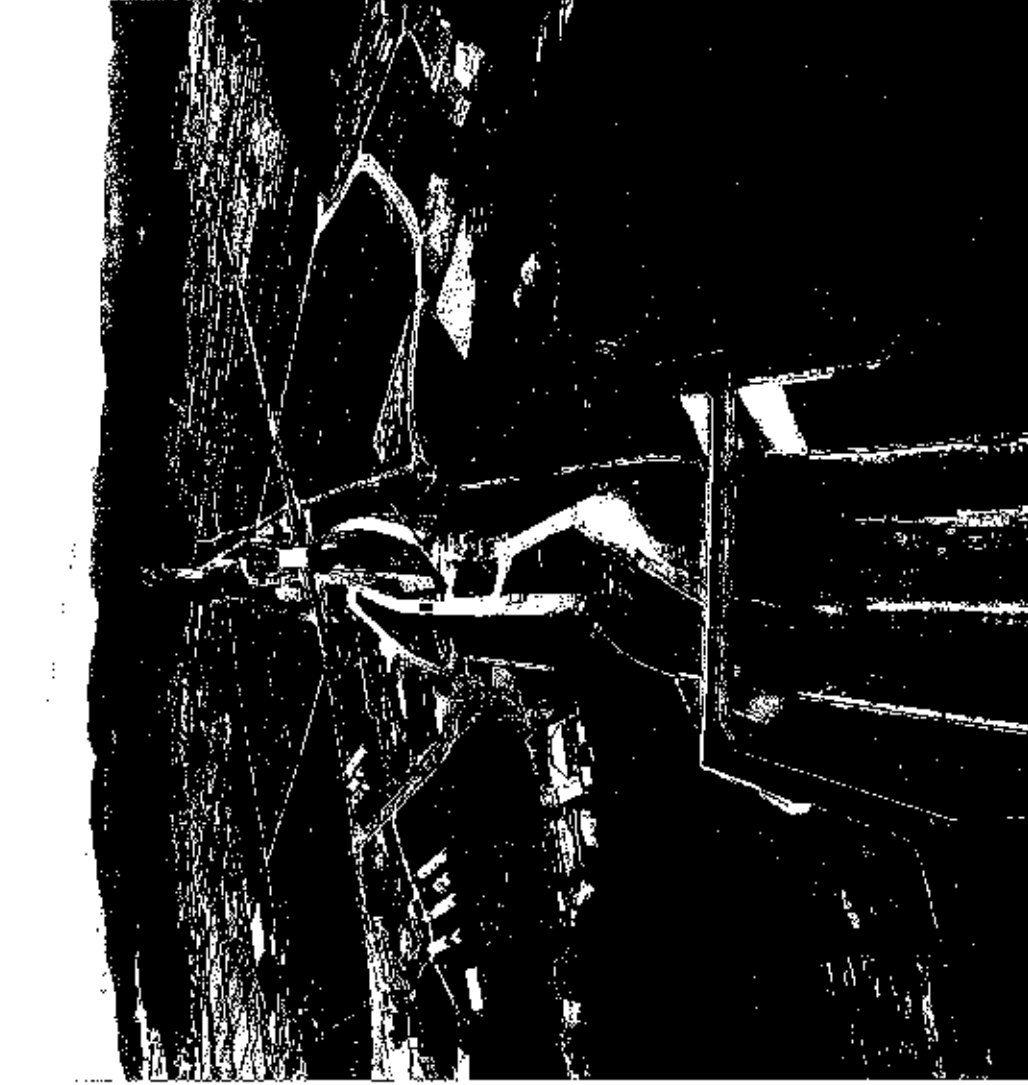
地域を支える

Support Our Local



天徳橋大橋

活力と魅力にあふれた
地域を支える建設業



中谷橋新自動車道をつなぐ工事

「地域を支える建設業」検討会議

平成20年から始まった官民共同の検討の場

「地域を支える建設業」検討会議は、平成19年度の準備期間を経て、当会と長野県建設部をはじめ、発注部局や契約に関する曲が参加する、官民共同の検討の場として、平成20年4月28日から開始した。

当時、建設業の経営はバブル崩壊後の「失われた20年」と呼ばれる低迷期中で厳しい状況にあった。だからこそ、地域に根差し、貢献する県内の会員企業が、地域で活躍していくための在り方や環境整備について検討する場が必要だった。

この検討会議により、長野県の建設産業を取り巻く環境は、入札制度や危機管理・維持管理、人材確保や生産性の向上などで多くの改善を実現している。それは創立100周年を迎えた令和5年も変わらず、この検討会議は開始から15年を迎え、さらなる改善のために続いていく。他県では見られないこの先進的かつ官民による進歩的な活動を振り返る。



10月10日（木）に平成20年7月の検討会議



令和5年7月の建設現場

<p>88年度 主な検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設現場の運営に関する関係 技術者確保に関する関係 分科会設置の推進と関係 人材確保分科会 維持管理分科会 	<p>H19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設現場の運営関係と入札制度 コスト削減の検討と関係、関係強化 コスト削減と品質向上と関係、関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 	<p>H18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札制度の改正 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化
--	---	--

<p>89年度 主な検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設現場の運営に関する関係 技術者確保に関する関係 分科会設置の推進と関係 人材確保分科会 維持管理分科会 	<p>H20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設現場の運営関係と入札制度 コスト削減の検討と関係、関係強化 コスト削減と品質向上と関係、関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 	<p>H21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札制度の改正 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化
--	---	--

<p>90年度 主な検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設現場の運営に関する関係 技術者確保に関する関係 分科会設置の推進と関係 人材確保分科会 維持管理分科会 	<p>H24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設現場の運営関係と入札制度 コスト削減の検討と関係、関係強化 コスト削減と品質向上と関係、関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 	<p>H25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設現場の運営関係と入札制度 コスト削減の検討と関係、関係強化 コスト削減と品質向上と関係、関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化 関係強化と関係強化
--	---	---

令和5年度青年部会第1回第1委員会会議次第

日時 令和5年7月12日(水)12:00より

場所 松筑建設会館 役員室

1. 開 会 進行 大月特任理事

2. 挨拶

福原副会長、蔵谷部会長

3. 議 題 大野第1委員会委員長進行

議事録 村山幹事作成

1) 「LIFE」改訂版作成について

① 掲載する内容、写真案

・置くだけでなく、見てもらいたい人に渡すことが大事。

建設業を知らない人達に知ってもらう事、伝える事を絞り、熱意をもって伝えよう。

② 新たな掲載内容提言

・ テーマを決めて内容を広める

「建設と水」「建設と自然」「建設と環境」「建設とSDGs」「建設トインフラ」

「建設と地域密着」 (水、ダム、水害) (環境：地域地消、自然保護、再資源化)

先生が「LIFE」を教材の一つとして、授業で利用してもらえばベスト。

建設業がどれだけ地域に密着して、どんな役割を担っているのか知ってもらい、インフラを支えるエッセンシャルワーカーである建設業を理解していただく。

配布方法、利用場所等は議事録参照、今後も青年部会全体で考えてゆく。

「LIFE」完成までには月1回の会議開催し年内に素案完成、2月～3月初旬の県との意見交換会で発表提出。

2) ゼロカーボンアンケートスケジュール確認

- ・ 11月末までにアンケート要請（各支部対応）

↓ 各支部でまとめ

- ・ 12月中旬に大野副部長へ提出

↓

- ・ 1月中に大野副部長がとりまとめ

↓

- ・ 意見交換会にて県へ提出

3) その他

- ・ 時期委員会開催日：8月18日（金）午後3時開始
松筑建設会館

4. 閉 会

※ 参加者 福原副会長・藏谷部長・大野副部長・河西幹事・佐々木幹事
吉澤幹事・砂山幹事・村山幹事・太田幹事
新建新聞酒井編集長・大月特任理事（事務局正）・青木経理次長（事務局副）

令和5年度 青年部会 第1回第1委員会 出席者名簿

日時：令和5年7月12日(水)

午後12時00分～

場所：松筑建設会館 役員室

支部名	役 職	氏 名	会 議	備 考
	担当副会長	福 原 初	○	
中 高	部会長	蔵 谷 伸太郎	○	
諏 訪	幹 事	河 西 徹	×	
伊 那	幹 事	佐々木 浩 人	○	
飯 田	幹 事	吉 澤 英 喜	○	
木 曾	幹 事	砂 山 右 近	○	
松 筑	副部会長	大 野 哲 治	○	
安曇野	幹 事	村 山 泰 弘	○	
大 北	幹 事	太 田 喜 彦	○	
報 道	新建新聞社	酒 井 真 一	○	
事務局	特任理事	大 月 昭 二	○	
	経理次長	青 木 純 子	○	
計			11	

※昼食(集合) 12時～ 昼食終わり次第会議開始

青年部会第1委員会 議事録

会議名：青年部会第1委員会 第1回会議

日時：2023年7月12日(水) 12時00分～15時00分

議長：大野

場所：松筑建設会館1階役員会議室

議事録：村山

出席者名

副会長：福原	部会長：藏谷	副部会長：大野			
幹事：佐々木	幹事：吉澤	幹事：砂山	幹事：村山	幹事：太田	
事務局：大月	青木		新設新聞社：酒井		

議 題

① 「LIFE」改訂版作成について

- 1) 掲載する内容、写真案
- 2) 新たな掲載内容提言

過去の「LIFE」作成の意図の説明。

同一場所の災害時写真と復興写真を対比し掲載。

今回は作成するにあたっての「目的」をしっかりと決め、進めていく。

誰に見てもらいたいのか？ターゲットを絞っていく。

⇒若い子と、その親御さん。

- 酒井) 建設業とは。という存在意義を持ったブランドブックにしてみてもは。見てもらうためには、置くだけではなく、見てもらいたい人に渡すことが大事。また、建設業を知らない人たちに知ってもらう事、伝える事が大事。伝えたいことを絞って、熱意をもって伝えよう。

ブランドブックとは、ブランド(建設業)の方向性や価値観、目指すべき姿や理念などを理解・浸透させることを目的として制作し配布する小冊子。

・内容(テーマ)提案

表紙にインパクトが欲しい。ガンダムやエヴァンゲリオンなどのアニメ風。

マニアもいると思うので、専門的な内容も少し掲載してみてもは。

テーマを決めて内容を広げてみてはどうか。

例えば「建設業と水」「建設業と自然」「建設業と環境」「建設業とSDGs」

「建設業とインフラ」「建設業と地域密着」

(水：河川、ダム、水害)(環境：地産地消、自然保護、再資源化)

SDGsは授業でやっているの、興味を持ってくれるのでは。

先生が「LIFE」を教材の一つとして、授業で利用してもらえたらベスト。

建設業がどれだけ地域に密着して、どんな役割を担っているのか知ってもらいたい。

インフラを支えるエッセンシャルワーカーである建設業。

新3Kを盛り込み、建設業のイメージを一新したい。

特典やおまけは付けられないか。

配布可能部数は？

テーマが多く提案されたので、サブタイトルも決めていく。

・配布方法、場所

部数にも限りがあると思うので、置いてある場所を支部ごと大判地図を作成して各小中学校1クラスに1枚配布し、欲しい人が取りに行くスタイルはどうか。ついでに地図に、その地域の土木遺産やフォトコンテストの写真を載せては。渡すことが大事なので、体験学習や何かの行事を計画し配布する。

・次回会議では、

各自テーマを決め、どんな見せ方でそのテーマを伝えるか考えてくる。
建設業が地域の役に立っている、マニアックな部分を見つけてくる。

・今後の流れ

完成までひと月に1回は会議を開催する。

年内に完成させて、2月終りから3月頭の、県との意見交換会で提出。

② ゼロカーボンアンケートスケジュール確認

11月末までにアンケート要請(各支部対応)

↓ 各支部でまとめ

12月中旬に大野副部長へ提出

↓

1月中に大野副部長がまとめ

↓

意見交換会にて県へ提出

③ その他

次回(第1委員会第1回会議)日程

・8月18日(金) 15時～ 松筑建設会館1階役員会議室

会議終了後、松本市内にて残暑払いを予定。

佐久市立浅間中学校 キャリア学習講座 実施報告書

主催：佐久商工会議所建設業部会

協力：建設業協会佐久支部

佐久市測量設計業協会

1. 事業の目的

地域のインフラ整備に貢献している建設業を知り、建設業の魅力と理解を深める機会と共に将来の担い手確保に向けた活動とする。

2. 参加予定者

浅間中学校 2 学年生徒約 220 名のうち 12 名

3. 開催日時・場所

令和 5 年 7 月 13 日（木）13 時 40 分～15 時 30 分

中学校隣接「浅間体育センター」

4. 内容

マイ・プロフェッショナル・プロジェクト

毎年 2 学年が職業体験と併せて行うキャリア学習。様々な業種の企業を学校に招待し、教室等で仕事体験や職業の説明を受ける。

事前に内容を告知し、生徒たちが希望する業種のコースを選ぶ形式。今年は 20 コースあり、1 コース 10 名程度の参加になる。

5. 生徒の反応、質疑

前半の映像学習は全員が真摯に視聴していた。後半の体験学習は 1 班 2～3 人と少人数だったため、生徒全員が各コーナーを体験できた。

（生徒からの質疑・感想）

- ・「休みはどれくらいですか」
- ・「いろいろな体験ができて良かった」
- ・「どの体験も面白く、見たこと・やったことのないことばかりで驚きの連続でした」

6. 講座内容

- 1) はじめの会 (生徒進行) 13:40～13:45
- ・部会長挨拶
- 2) 映像視聴 13:45～14:25
- ・冒頭あいさつ 約3分 (AIによる音声・アニメを使用した挨拶)
 - ・建設業の底力 約12分 (台風19号被災ドキュメント)
 - ・建設業の仕事紹介 約9分 (アニメを利用した建設業の紹介)
 - ・建設業で働く女性たちの紹介 約3分
 - ・浅間中学校ができるまで 約13分 (池田建設)
- 3) 休憩 14:25～14:35
- 4) 体験学習 14:35～15:25
- ① 360度カメラ体験 (タブレット) & 3次元測量画像
 - ② 重機操作体験 (ミニチュア重機)
 - ③ 液状化体験 (ミニチュア模型)
 - ④ 測量体験 (トータルステーション測量)
 - ⑤ 測量体験 (ドローン測量)
- 5) 終わりの会 (生徒進行) 15:25～15:30
- ・質疑応答

実施状況

①360度カメラ体験 (タブレット)
&3次元測量画像

はじめの会 部会長挨拶



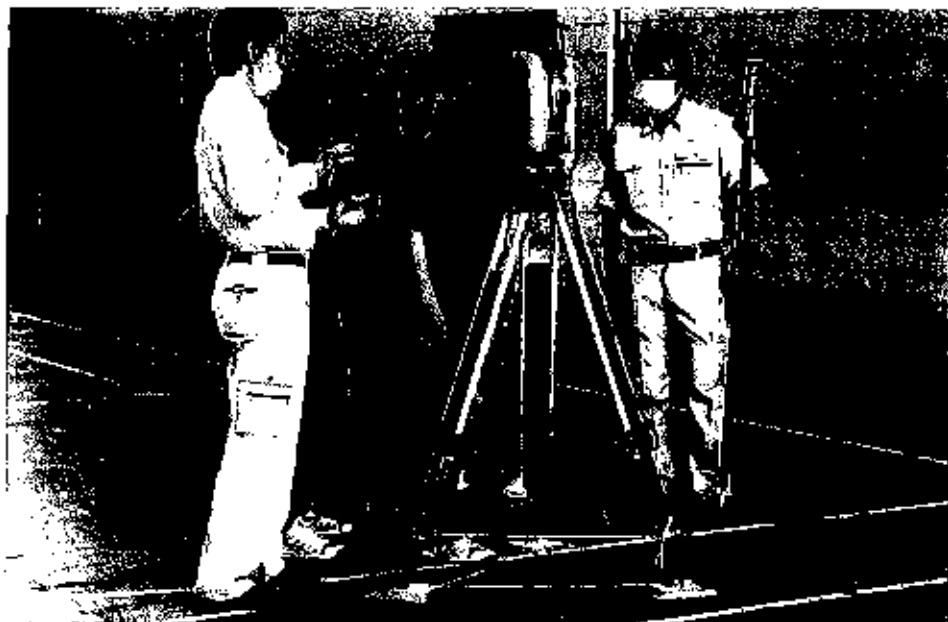
②重機操作体験
(ミニチュア重機)



③液状化体験
(ミニチュア模型)



④測量体験
(トータルステーション測量)



⑤測量体験
(ドローン測量)



全体風景



第1回女性部会 次第

日 時：令和5年7月14日（金）

13時30分～

場 所：長建ビル5F会議室

1. 開 会

2. 挨拶

依田副会長

小宮山部会長

3. 会議事項

(1) 令和5年度現場見学会について・・・資料No.1

(2) 令和5年度セミナーについて・・・資料No.2

(3) 支部部会・ブロック毎の活動について・・・資料No.3

(4) その他

4. 閉 会

第1回女性部会 出席者

令和5年7月14日(金)

支部名	役職名	氏名	会社名	出欠	備考
	担当副会長	依田幸光	榑木下組	○	
南佐久	部会員	竜野麻美	畑八開発榑	○	
佐久	部会長	小宮山弘子	小宮山土木榑	○	
上小	部会員	石塚夕起	榑宮下組	○	
諏訪	部会員	新保典子	諏訪支部事務局	×	
伊那	部会員	矢澤稚希	伊那支部事務局	○	
飯田	副部会長	勝野久美恵	神稻建設榑	○	
木曾	支部部会員	鈴木奈穂子	大宗土建榑	○	奥田部会員代理
松筑	部会員	太田優奈	松本土建榑	○	
安曇野	部会員	猿田真由美	猿田建設榑	×	
大北	副部会長	倉科里絵	榑相模組	○	
更埴	部会員	佐藤弘子	更埴支部事務局	○	
須坂	部会員	中島葉子	須坂土建工業榑	○	
中高	部会員	荒井加代子	榑下田土建	○	
長野	副部会長	松本ゆり	榑鹿熊組	○	
飯山	部会員	丸山恵里香	榑藤巻建設	○	
	編集長	酒井真一	榑新建新聞社	○	
事務局	総務部長	永原祐二		○	
〃	専務理事	小林敏昭		○	
〃	主事	吉越身和子		×	
				17名	

令和5年度 女性部会現場見学会（案）

工事名

「公益財団法人倉石地域振興財団 栗田病院新棟
及び 社会福祉法人長野南福祉会 特別養護老人ホーム新築工事」

工事場所

長野市大字栗田字舎利田653番地3 ほか

工期

2022/12/20~2024/02/28 （特別養護老人ホーム新築工事） 特養棟C棟
2023/04/01~2024/10/31 （栗田病院新棟新築工事） 病院棟A棟及びB棟

見学会開催日 9/28（木）長水建設会館

施工者

北野建設 株式会社

工事概要

敷地面積：13,412.58㎡

建築面積：4,069.13㎡

構造等：病院棟A棟 鉄骨造一部RC造

地下1階 地上8階建て+PH

延床面積 13,036.16㎡

病院棟B棟 RC造一部鉄骨造 地上4階建て

延床面積 5,280.91㎡

特養棟C棟 鉄骨造 地上8階建て+PH

延床面積 5,916.57㎡

その他（付属建物）渡り廊下、駐輪場、

雨水処理施設、ポンプ室

上記に係る建築工事一式

令和5年度 建設業で働く女性の為の基礎知識セミナー

次 第 (案)

日時：令和5年11月14日(火)

10:00～15:10

場所：松筑建設会館3階大会議室

1. 開 会 (10:00) 総合司会進行 小林専務理事

2. 挨拶
(一社)長野県建設業協会 依田 幸光 担当副会長
(一社)長野県建設業協会 小宮山弘子 女性部会長

3. 参加者自己紹介

4. 講 義① (10:10～11:30)
「働き方改革(働き手側として)及び女性活躍」(仮)
講師①：西岡真帆氏(清水建設㈱人事部ダイバーシティ推進室長)
(新建新聞酒井編集長の紹介により依頼中)

5. ランチ・休憩 (11:30～12:30)

6. 講 義② (12:30～15:00)
「仕事も人間関係もラクになる！気配り仕事術
～「不安が「自信」に変わる仕事にやり方・コツ～」
講師②：井上 幸葉 氏(㈱建設経営サービス提携講師)

7. 質疑・応答

8. 閉 会 (15:10)

令和5年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考 (意見など)
南佐久	4月25日 9月13日 9月 11月 1月～2月	・第1回女性部会役員会 ・現場見学会 ・南佐久の協会パトロールに参加 ・クリーンキャンペーンに参加 ・第2回女性部会役員会	・佐久と合同希望 ブロック会議で要相談 ・9月の様子でその後の 12月、3月も参加を検討
佐 久	3月28日 5月18日 6月上旬 9月頃 1月頃 3月	佐久支部女性部会役員会 東信ブロック会議 HP掲載 佐久支部女性部会 現場見学会&意見交換会 ※他支部と実施できれば共催 勉強会 (内容未定) 佐久支部女性部会 (もしくは役員会)	令和5年度活動計画 (案) 令和5年度 活動計画 令和5年度 活動計画発 表 令和6年度 活動報告
上 小	4月13日 6月14日 8月頃 9月9日 10月 12月 3月 8月	上小けんせつ千桜会 役員会 第1回 千桜会 県の現地機関との意見交換会 安全・安心イベント2023 (道の駅:防災グッズの手作り) 工事現場安全パトロール 県議会議員・清水純子議員、上田建設事務所、千桜会会 員との座談会	令和5年度活動計画 千桜会会員の増員 令和5年度 活動計画

令和5年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考 (意見など)
諏 訪		諏訪支部として現在は女性部会を立ち上げていないので、立ち上げに向けて役員会等で会員に図っていきたい。	
伊 那	7月13日 未定 10月26日 3月	第1回女性部会 令和5年度の活動計画について 現場見学会 リニア工事現場 (飯田、諏訪支部にも声をかける) 誰もが働きやすい職場環境づくりに関連した講習会の開催「メンタルヘルス」「ハラスメント」「コミュニケーション」等 伊那建設事務所「長野県職員建設女性の会」との意見交換会 令和5年度の反省、令和6年度の活動計画作成	部会員 14名
飯 田	7月6日 未定 9月29日	第1回女性部会 HP掲載 ・ 設立会議 ・ 副部会長 決め ・ 今後の行事について 現場見学会 <u>リニア工事現場 (伊那支部に合流)</u> 地域ボランティア活動等 ・ 他団体の催しに、女性部会として参加させて頂く ※今年度は、支部長・事務局長にも色々とお声がけを頂いているので、とにかく始動します!!	部会員 10名

令和5年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考 (意見など)
木 曾	5月27日	第1回 役員会 <u>HP掲載</u> 総会	
	6月16日	高校生(木曾青峰高校)建設現場実習(測量・丁張) 長野県建設業協会木曾支部代理人会 合同	
	7月頃	第2回 役員会	
	7月28日	<u>現場見学会(奥田工業㈱の現場)</u>	
	10月	高校生(木曾青峰高校) <u>刈払い機取扱作業従事者特別教育</u>	
	2~4月頃	第3回 役員会	
松 筑	6月中旬	・三役会 ・令和5年度 具体的活動の検討	会長・副会長2 県部員・事務局2
	6月13日	・現場見学会 アクアピア安曇野	女性部 会員
	8月23日	・勉強会(テーマ未定) ・参加予想:20~25名	代人会 会員 技士会 会員
	10~11月	・現場見学会 代人会主催 現場見学会に同行 「たぬき平トンネル工事」(予定) 女性部参加予想:5~10名	女子部 会員

令和5年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考 (意見など)
安曇野	4月～5月頃	・役員会 活動計画について	青年部主催
	4月中	・第1回部会 各社の悩み相談会(仮) 経理的な悩み 建退共の電子化の講習会 等	
	5月18日	・明科中学校「職場体験学習」HP掲載	
	6月13日	・現場見学会 HP掲載 アクアピア安曇野	
	春と秋	・現場パトロール (建災防)	
	未定	・勉強会 CCUS の実際の運用について(複数回) 電子化について ICT 施工について 経営審査について等	
	未定	・現場見学会や施設見学(SDG s に関連した活動として) 下水処理施設 産業廃棄物の施設 骨材プラント等 現場見学は施工時期に合わせ計画する	
	本会の計画に依り	・南安曇農業高校との活動 安曇野支部本会で実施している活動に参加 現場見学会や実務研修 等	
未定	懇親会の開催を希望		

令和5年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考 (意見など)
大 北	6月13日	現場見学会 (安曇野支部主催) ・アクアピア安曇野	
	7月頃	全体会議、役員会	
	9月26日	<u>河川愛護ボランティア清掃、全体会議</u>	
	1~2月	勉強会 建設業経営審査事項申請の変更点・注意点 <u>(対面&オンライン開催)</u>	
	未定	<u>北アルプス地域振興局長との意見交換会</u>	
	3月	役員会 その他 他支部合同開催(ブロック会議)等あれば随時	
更 埴		<ul style="list-style-type: none"> ・千曲市中学 (青年部主催職場体験学習) 参加 (見学) ・技士会の旅行に参加 or 日帰り旅行 ・パトロールへの参加 (CPDS 安全講習会、事務方の安全意識が高まる) ・会員が増えた。行事は全員参加のため、参加者は増える ・他支部に質問 ◎他支部での講習会等の開催費用はどうなっているか? ①R5 予算 (10万円) が付いた【大北】 ②オンラインの活用により費用を抑える。 	

令和5年度 支部女性部会活動計画

支部名	月 日	活動内容	備 考 (意見など)
須 坂	4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・女性部会インタビュー4月分 (㈱北栄産業) ・春の道路清掃 HP掲載 	
中 高	4/20 5/26、29 (2校)	<ul style="list-style-type: none"> ・支部女性部会 HP掲載 ・中野市内中学生「職場体験」(青年部)に参加 ・技士会の活動を利用 ・青年部の活動を利用 <p>・支部会員各社にアンケートを出し、回答により活動の参考や募集のきっかけをつくりたい。</p>	<p>HP掲載</p> <p>・タイミングが合えば、飯山支部と合同で。</p>
長 野	4/19 5月22日 6月22日 8月22日 5月～6月 9月 11月 11月18日 12月中旬 12月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・北信ブロック会議 HP掲載 ・正副部会長会議(又は北信ブロック会議) HP掲載 ・長野工業高校丁張実習 HP掲載 ・現場見学会(杉の子橋架替工事) ・正副部会長会議 ・セミナー開催 (メンタルヘルス・勉強会等) オンライン活用 ・正副部会長会議 ・日本キャタピラー (ICT勉強会) ・懇親会(北信ブロック) ・長野工業高校女子生徒との座談会 (学校の3者懇談の時期) <p>(長野市・長野支部建築委員会との意見交換会に女性部会として意見・質問書の提出(意見交換会の日程及び参加は未定))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度の活動目標(テーマ)を立てる ・現場見学:場所は北信エリアより時期・規模・条件より選定 ・現場見学会、セミナーの前には会議・意見交換会を行いたい(ブロック会議は各支部の会員・事務局も参加)
飯 山	6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・中高支部と合同で活動する ・北信ブロック現場見学会(山ノ内町) 国補火山砂防(事業間連携)工事 	<p>部会員1名増</p> <p>HP掲載</p>

「地域を支える建設業」検討会議
第42回 維持管理・危機管理分科会

日時:令和5年7月19日(水) 13時30分から

場所:長建ビル5F 会議室

会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 県からの報告

- ・建設工事の総合評価落札方式における工事成績点の評価について —— 県資料1
- ・建設工事の総合評価落札方式における評価項目・方法の見直しについて
若手・女性技術者の配置(試行拡大)(案) —— 県資料2
- 災害時の体制評価(案) —— 県資料3

(2) 協会からの報告

- ・透過型砂防堰堤工事の設計・積算等における課題の調査の実施について
————(資料No1)省略
- ・災害情報共有システムについて
————(資料No2)————

(3) 意見交換

(4) その他

4 閉会

「地域を支える建設業」検討会議
第42回維持管理・危機管理分科会

出席者名簿

第42回維持管理・危機管理分科会（令和5年7月19日）

検討内容 (案)	参加者			備考	
	所属	役職	氏名		
維持管理・ 危機管理 分科会	(一社)長野県 建設業協会	副会長	清澤 由幸	座長	
		建設政策委員長	小山田 雄治		
		同 副委員長	中島 剛		
		同 副委員長	鷺澤 尊		
		常務理事	手塚 雄保	※	
		労働安全部長	宮崎 哲也		
	長野県 建設部	道路管理課	企画幹兼 安全防災係長	折井 克壽	
		建設政策課 技術管理室	副主任専門指導員 (基準指導)	石坂 公成	
			副主任専門指導員 (入札・契約)	大田 幸太郎	※
			専門指導員 (入札・契約)	茅野 拓也	
			専門指導員 (入札・契約)	後藤 庸介	欠

※：運営責任者

第42回維持管理・危機管理分科会 報告（概要）

- 1 開催日時：令和5年7月19日（水）13:30～14:45
- 2 開催場所：長建ビル会議室
- 3 報告事項及び打合せ事項について（アンダーライン部分は協会からの意見・要望等）

■ 県からの説明事項

(1) 建設工事の総合評価落札方式における工事成績の評価について

総合評価落札方式における工事成績の評価状況について、近年は成績点の平均値も上がり、応札者の9割以上が評価点の計算において上限とされている工事成績評定点80点を超え、評定点に差がつきにくい状況であるとの説明があった。

- ・ 上限の見直しの必要性が確認された。
- ・ 見直しにあたっては工種、出来形及び品質管理の測定箇所数の違いによる影響を確認する必要がある。

(2) 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し

誰もが活躍できる建設業を目指し、昨年度の女性部会との意見交換等を踏まえ、総合評価落札方式における若手技術者の配置への加点（試行）に、新たに女性技術者の配置への加点を加える見直し（案）について説明があった。

- ・ 見直し（案）について理解した。
- ・ 本加点により、若手、女性とも、複数の現場を担当する者が出れば、負担がかかることも想定される。手持ち業務数について配慮が必要ではないか。
- ・ 現場代理人への配置については、無資格でも配置できる扱いなので、現場代理人として責務に対する評価や確認が必要。資格を求めることも考えてほしい。
- ・ 女性の雇用状況は地域や企業の規模によって差があるため、試行箇所については、各支部と発注者が意見交換するなど、地域の実情に合わせた検討がなされることが望ましい。

(3) 建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直し

総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）における災害時の復旧に必要な建設機械の保有について、経営事項審査の改正に伴う見直し（案）について説明があった。

- ・ 見直し（案）について理解した。

■ 協会からの報告事項

(1) 透過型砂防堰堤工事の設計・積算等における課題の調査の実施について

前回（第48回）全体会議の意見交換を踏まえ、透過型砂防堰堤の採算性について、実情を把握するための調査を実施している旨、説明があった。

(2) 災害情報共有システムについて

長野県災害情報共有システムについて、調査箇所や報告者の情報を登録できる機能が新たに追加された旨、説明があった。

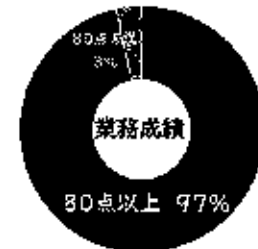
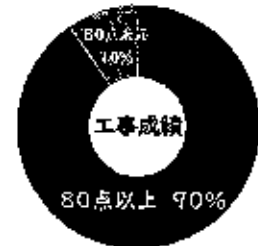
■ 意見交換

・除融雪業務については、オペレーターに技術の習熟度が求められることから、人員の確保が非常に困難であり、月 60 時間を超える時間外労働となるケースが考えられる。令和 5 年 4 月 1 日より中小企業の割増貸金率の引き上げがなされたことから、こうした部分の積算への配慮について意見交換がなされた。

総合評価落札方式における工事成績点の評価（企業）

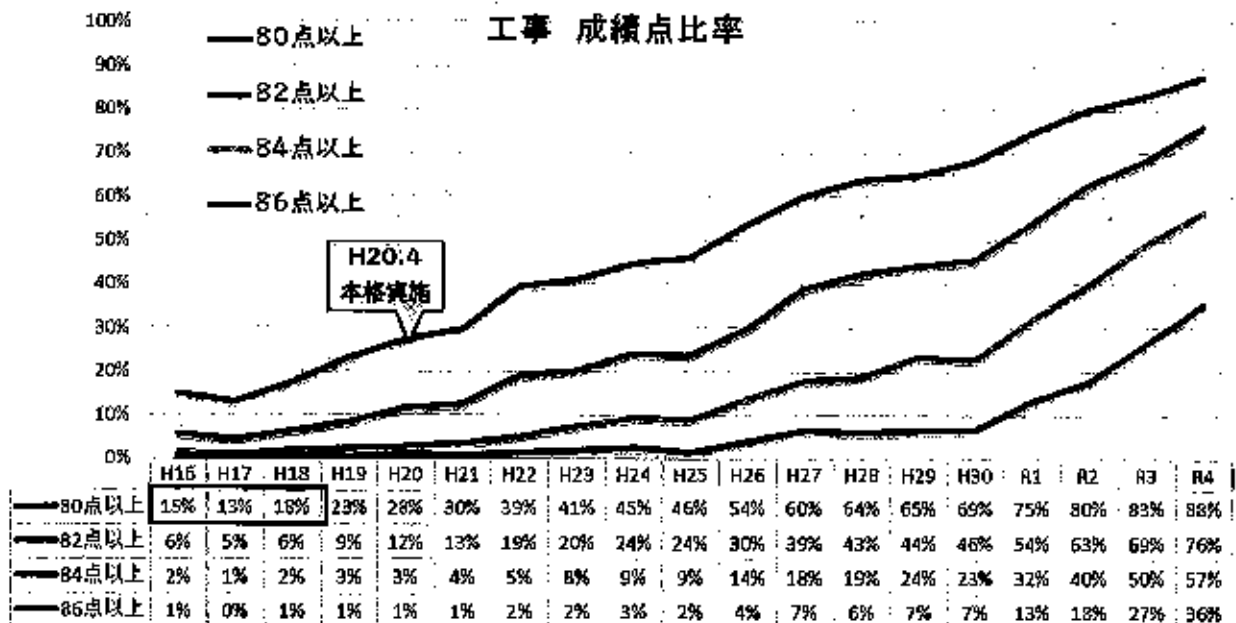
- 経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約をするため総合評価落札方式を適用している。価格以外の要素の一つとして、工事・業務成績点の優れた者を評価している。
- 制度開始時は、業者全体の3割程度の評価点が満点となるよう工事・業務成績点の上限（以下上限値という）を設定した。この時は、80点以上の者が3割程度あったため、上限値を80点として設定し、現在まで運用している。
- しかし近年は成績点の平均値も上がり、応札者の9割以上が上限値の80点を超え、評定点に差が付きにくい状況。

応札者の成績点内訳



令和3年度実績（簡易型）

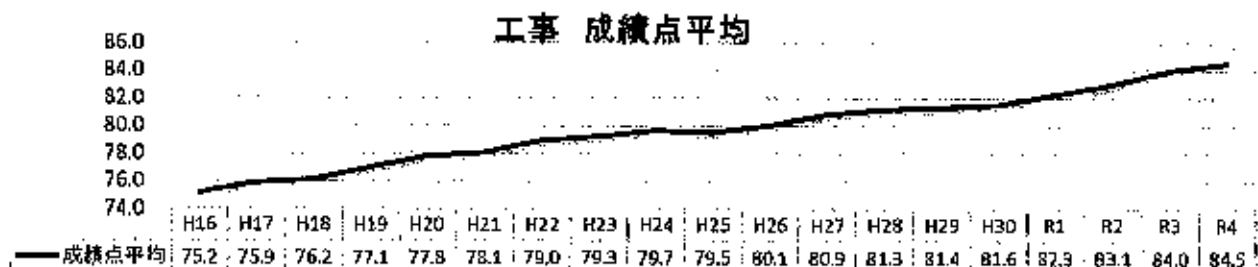
【データ範囲 H16年度：1～3月、R4年度：4～12月】



制度開始時は、80点以上の者が工事で約2割、業務で約3割を占める

※成績点比率の算定：年度内に竣工・完了した工事・業務を対象。（総合評価落札方式への応札有無は問わない。）

※制度開始時(H20)は過去3年間の成績点平均値で評定（現在は2年もしくは4年）



建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置（試行拡大））

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 若手技術者の活躍の確保に向けた総合評価落札方式における取組については、平成27年10月から随時見直しを行いながら実施しており、現在、主任技術者・現場代理人への配置について加点を実施。
- 一方、女性技術者については現在取組をしていないが、建設業の現場で働く女性技術者の割合は全産業に比べ低く、誰もが活躍できる建設業の実現に向け、改善の余地は大きい。若手技術者に加え、女性技術者の活躍の場の確保が必要。
【全産業における女性の割合45%に対し、建設業技術者における女性の割合は3%】

2 見直し内容（案）

【見直し（拡大）】

- 1) 主任技術者及び現場代理人への配置の加点対象について、若手技術者に加え、女性技術者も評価する。（年間30件程度で試行）

(現行)	(見直し後)
評価項目	評価項目
若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置	若手技術者（40歳未満）・ 女性技術者の主任技術者への配置
若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置 <small>※主任技術者と兼任する場合は評価しない</small>	若手技術者（35歳未満）・ 女性技術者の現場代理人への配置 <small>※主任技術者と兼任する場合は評価しない</small>
0	評価点 (複数)
	0.5
	0.25

- 2) 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。（全案件対象。）

※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

3 実施（予定）時期

令和6年4月頃（令和5年度契約審議会後の予定）

建設工事の総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）における 評価方法の見直し（災害時の体制評価）

地元建設企業がその役割を担い続けることができるよう、地元企業の受注機会の拡大と技術力の維持・向上を図ることを目的に令和元年8月以降の公告案件から『総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）』を行っています。今般、建設業法ならびに建設業法施行規則の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたことから、これに伴い経営事項審査を活用している評価方法を見直します。

1 現状と課題

- 総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）においては、災害復旧への備えのある者として、災害時の復旧に必要な建設機械の保有について、経営審査事項において1台以上保有していることが確認できる者に加点を実施。
- 令和5年1月1日の経営事項審査の改正に伴い、経営審査上の加点対象となる保有機械について、ダンプトラックの積載量の拡大（5t以上→すべて）ならびに、ハンドガイドローラーや高所作業車の追加等がなされたことから、地域の実情にあわせ「災害時の復旧に必要な建設機械の保有の評価」についての見直しの必要が生じている。

2 見直し内容（案）

【見直し】

災害時の復旧に必要な建設機械の保有の評価について、保有機械の種別や台数など、発注機関ごとに地域の災害時の対応や企業の実情を踏まえた選択ができるようにする。

（現行）

災害時体制（必須）：災害時の復旧に必要な建設機械の保有を評価する。（0.5点）
経営事項審査「建設機械の保有状況（W7）」の加点を得ている者
※1台以上の所有があればW7は加点される



（見直し後）

災害時体制（必須）：災害時の復旧に必要な建設機械の保有を評価する。（0.5点）

（次の中から発注者が選択）

- 1) 経営事項審査の建設機械の保有状況（W7）の加点を得ている者
- 2) 経営事項審査の建設機械の保有状況（W7）において、発注者が定める点以上の加点を得ている者
- 3) 発注者が定める建設機械種別ならびにその台数（必要に応じオペレーターを追加）を確保している者

3 実施（予定）時期

令和6年4月頃（令和5年度契約審議会後の予定）

「地域を支える建設業」検討会議
令和5年度 第1回 技術力の確保・向上分科会

日 時：令和5年7月25日（火）
10時00分～12時00分
場 所：長建ビル 5階会議室

[次 第]

1 開 会

2 あいさつ

座 長 （一社）長野県建設業協会 依田 幸光 副会長

3 議 事

(1) 建設現場の働き方改革について

- ・ 県の週休2日工事実施状況(R4)について 県資料 No. 1
- ・ 週休2日工事の発注者指定型への移行について 県資料 No. 2

(2) 建設業における就労促進について

- ・ 建設系学科高校生の就労促進に係る取組について 県資料 No. 3

(3) 令和5年4月新規学卒者他採用状況等の調査結果について

. 協会資料 No. 1
(添付省略)

(4) 令和5年度中学生「職場体験学習・防災学習」実施状況について

. 協会資料 No. 2
(添付省略)

4 閉 会

「地域を支える建設業」検討会議

令和5年度 第1回 技術力の確保・向上分科会

出席者

日時：令和5年7月25日(火)
10時00分～12時00分
場所：長建ビル 5階会議室

一般社団法人 長野県建設業協会

副会長	依田 幸光
総務委員長	大井 康史
総務副委員長	青木 孝尚
総務副委員長	北條 將隆
専務理事	小林 敏昭
総務部長	永原 祐二

長野県

建設部建設政策課技術管理室

主任専門指導員	玉川 博之
(基準指導班) 副主任専門指導員	山口 剛
(企画班) 主任	滝澤 達彦

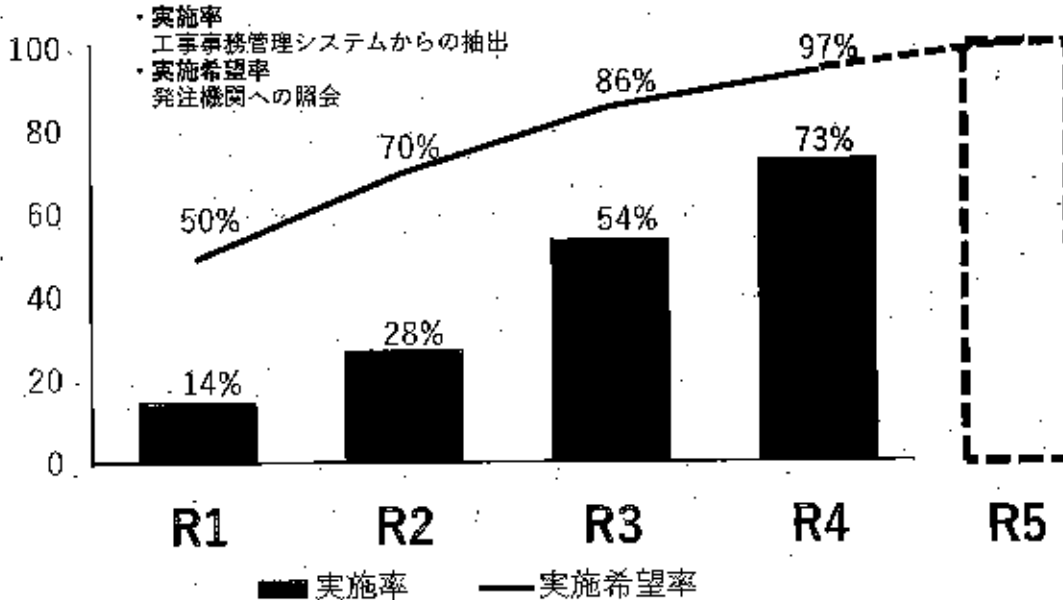
建設部建築住宅課

主任専門指導員	佐々木 武信
---------	--------

週休2日工事の実施状況について

技術管理室

1 実施状況の推移（施工者希望型） 令和5年3月末現在



2 実施状況の推移（発注者指定型）

発注者指定型工事：R1年度16件、R2年度8件、R3年度5件、R4年度2件

3 週休2日工事の主な取組の推移

- 平成30年4月
 - ・施工者希望型導入
 - ・4週8休の場合、変更で経費補正
 - ・工事成績点加点
- 平成31年4月
 - ・4週6休、4週7休についても変更で経費補正
 - ・4週8休以上の場合、履行実績証明を発行
- 令和元年 9月
 - ・発注者指定型導入（当初から経費補正）
- 令和2年 4月
 - ・災害復旧工事も施工者希望型の対象とする
 - ・補正係数の改定
- 令和2年 9月
 - ・週休2日工事の実績企業・技術者に総合評価の加点を実施
- 令和2年10月
 - ・施工者希望型も当初から経費補正
- 令和3年 4月
 - ・市場単価も経費補正の対象
- 令和5年10月
 - ・原則発注者指定型による発注に移行予定

4 希望したが実施できなかった主な理由（R4工事）

- ・会社で取り組む体制が無かった
- ・隣接工事の関係で早期に完成させる必要があった
- ・現場条件や近隣で行われる他工事との調整が必要だった
- ・災害復旧対応で緊急を要した
- ・下請け業者が専門業者で、次の現場があるため施工期間が限られた

週休2日工実施要領

(主旨)

第1 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(週休2日工事の種類)

第2 週休2日工事の種類は、以下のとおりとする。ただし、土木機械設備工事については、(2) 施工者希望型週休2日工事を基本とする。

(1) 発注者指定型週休2日工事

発注者が、週休2日に取組むことを指定する工事

(2) 施工者希望型週休2日工事

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を通知したうえで取組む工事

(対象工事)

第3 週休2日工事の種類に応じた対象工事は、以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型週休2日工事

県が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定した工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外を基本とする。

(ア) 災害復旧等の緊急を要する工事

(イ) 現場施工期間^{※1)}が1週間未満の工事

(2) 施工者希望型週休2日工事

県が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者指定型週休2日工事を除く工事を対象とし、受注者が希望する場合に週休2日を実施するものとする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

(ア) 現場施工期間が1週間未満の工事

(用語の定義)

第4 週休2日とは、完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

2 完全週休2日とは、工事着手日から工事完成日^{※2)}までの期間から控除期間^{※3)}を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日^{※4)}とすることをいう。

3 週休2日相当とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。

4 現場閉所日とは、予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。

5 休工日とは、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。^{※5)}

6 週休2日の達成とは、第5に規定される取組を実施し、完全週休2日又は週休2日相当のいずれかを達成した場合のことをいう。

(受注者の取組)

- 第5 受注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、週休2日に取組むものとする。
- 2 受注者は、施工者希望型週休2日工事の場合、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知する。
 - 3 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書^{註1)}に明示する。
 - 4 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施する。
 - 5 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し承諾を得る。
 - 6 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

(発注者の取組)

- 第6 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。
- 2 発注者は、各部で定めた取扱いに基づき、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。
 - 3 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、現場説明書^{註2)}に記載する。
 - 4 監督員は、受注者から第5第2項の通知があった場合、これを受理する。
 - 5 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
 - 6 監督員は、受注者から第5第5項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
 - 7 監督員は、第5第6項の状況を確認する。
 - 8 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。
 - 9 発注者は、第5の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、各部で定めた取扱いに基づき、直接工事費及び間接工事費を補正する。
 - 10 総括監督員等は、週休2日の達成状況に応じた工事成績評定を行う。
 - 11 発注者は、受注者が週休2日を達成したことを認めた場合、工事成績評定通知書又は履行実績証明書(様式1)^{註3)}により週休2日の達成を証明するものとする。
 - 12 発注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、受注者側に週休2日に取組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第5条に基づき、長野県建設工事請負人等選定委員会に報告するものとする。
 - 13 総括監督員は、第6第12項に基づく報告により、受注者が長野県建設工事請負人等選定委員会から入札参加資格停止の措置があった場合は、工事成績評定において減点を行う。

注1) 直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間

注2) 片付けを含む現場作業が完了する日とする。

注3) 工事着手日から工事完成日までの、年末年始8日間(基本12月29日から1月3日)、夏季休暇3日間(基本8月13日から15日)、工場製作のみを実施している期間、工事全

体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間

注4) 建築工事の場合、現場休息日を含む。

現場休息日とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう^{注5)}。

注5) ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。

- ・通行規制に伴う交通誘導
- ・現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り

注6) 建築工事の場合は総合施工計画書とする。

注7) 農政部発注工事の場合は、特別仕様書とする。

注8) 履行実績証明書（様式1）は、工事成績評定を行わない案件に適用。

附 則

（適用期日）

この要領は、令和元年9月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

（適用期日）

この要領は、令和2年4月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。（閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.04.01」と表示される工事から適用する。）

附 則

（適用期日）

この要領は、令和2年10月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。（閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.10.01」と表示される工事から適用する。）

工事現場における週休2日の実施の明示について

- 1) 明示方法
下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。
- 2) 明示内容
「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。
- 3) 掲示板の大きさ
工事件名板(1.1m×1.4m)程度とする。
- 4) 設置位置
現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所であつ第三者等へ危害を与えない場所とする。
- 5) 掲示板に関する費用
各部の積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

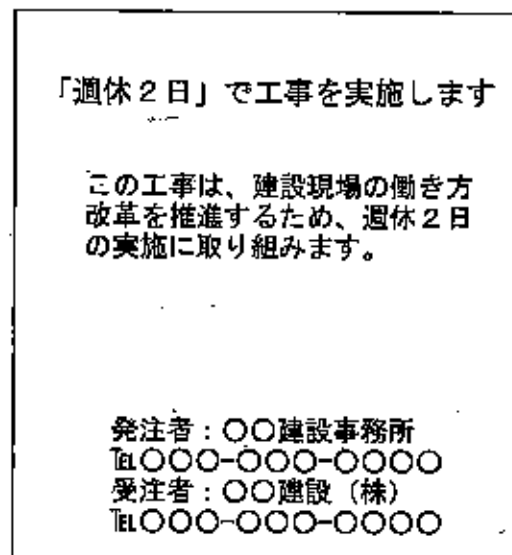


図 掲示板参考図



(様式-1)

〇〇〇〇号外

令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日

(会社名) 様

発注機関の長 印



週休2日工事履行実績証明書

下記の工事において、週休2日を達成したことを証明します。

記

- 1 工事名 :
- 2 箇所名 :
- 3 工期 :
- 4 主任(監理)技術者氏名 :
- 5 竣工日 :

週休2日工事に係る経費の補正について

週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）第6第2項及び第9項の規定に基づく直接工事費、間接工事費の補正については、以下のとおり行うものとする。

1 用語の説明

(1) 達成度とは、週休2日の達成率により、以下の3段階で判定したもの。

達成度	達成率	現場閉所率
達成	100.0%以上	28.5%以上
概ね達成	87.5%以上	25.0%以上
一定程度達成	75.0%以上	21.4%以上
未達成	75.0%未満	21.4%未満

(2) 達成率とは、「週休2日相当の現場閉所^{※1}日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{達成率} = \frac{\text{実際の現場閉所日数}^{\text{※2}}}{\left[\text{工事着手日から工事完成日}^{\text{※3}} \text{までの期間} - \text{控除期間}^{\text{※4}} \right]} \times 28.5\%$$

(3) 現場閉所率とは、「工事着手日から工事完成日までの期間から、控除期間を除いた期間の日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{実際の現場閉所日数}^{\text{※2}}}{\left[\text{工事着手日から工事完成日}^{\text{※3}} \text{までの期間} - \text{控除期間}^{\text{※4}} \right]}$$

※1 現場閉所・・・建築工事の場合、現場休息を含む。

現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しないことをいう。ただし、交通規制に伴う交通誘導及び現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り作業は現場作業から除くものとする。

※2 実際の現場閉所日数・・・控除期間を除くものとする。

※3 工事完成日・・・片付けを含む現場作業が完了する日とする。

※4 控除期間・・・工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注

者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間

2 補正の方法

(1) 当初設計時

当初の予定価格において、以下のとおり労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率の補正を行うものとする。

(ア) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表1に記載の補正係数を乗じる。ただし、市場単価は、表1-1に記載の補正係数を乗じる。

表1 建築工事以外の建設工事における補正係数

補正係数			
労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
		共通仮設費率	現場管理費率
1.06	1.04	1.04	1.06

【留意事項】

- ・工場製作工における労務費の補正は行わない。

【補正の計算例】

- ① 労務単価 18,500円の場合：
 $18,500円 \times 1.06 = 19,425円$ (整数止め)
- ② 機械経費（賃料） 4,970円の場合：
 $4,970円 \times 1.04 = 5,168円$ (整数止め) オペレーターを含む賃料の場合も同様に算定するものとする。
- ③ 共通仮設費率12.76%、地域補正1.3の場合、
 $12.76\% \times 1.3 = 16.61\%$ (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)
 $16.61\% \times 1.04 = 17.27\%$ (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)
- ④ 現場管理費率32.73%、地域補正1.1、冬期補正係0.23の場合
 $32.73\% \times 1.1 = 36.00\%$ (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)
 $36.00\% + 0.23 = 36.23\%$
 $36.23\% \times 1.06 = 38.40\%$ (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

表1-1 建築工事以外の建設工事における市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードレール)※1	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)※1	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03
道路標識設置工※2	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹・剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
砂基礎工	機械施工	1.06
碎石基礎工	人力施工	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.06
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	1.02

※1 環境色含む

※2 道路標識設置工 加算額 曲げ支柱 階台式 径101.6 含む

(イ) 建築工事

労務費に対して、表2に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を乗じることにより、新営工事においては市場単価及び補正市場単価を補正し、改修工事（全館無人改修及び執務並行改修）においては基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格に表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を乗じることにより掲載価格を補正する。

(参考)

「全館無人改修」、「執務並行改修」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(1)により、「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を乗じることにより市場単価（または補正市場単価）を補正して算定する。

表2 建築工事における補正係数

補正係数 労務費
1.05

表 A-2

工種	摘要*	新営	改修
		補正率	補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び有正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載がない項目は市場単価、有正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E-2

工程	摘要	新設	改修
		補正率	補正率
配管工事	隠線管、2種金属線び 及び同ホック	1.04	1.22
	ケーブルボックス	1.03	1.17
	位置ホック及び 位置ホック用ワンディング	1.03	1.21
	ブレードボックス	1.02	1.15
	ブレードボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルボックス用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
	配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設薬(金属製)	1.03	1.03

表 M-2

工程	摘要	新設	改修
		補正率	補正率
保冷工事	配管用 ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト外、排煙ダクト外及び 低圧ダクト等	1.03	1.16
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.26
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

(2) 変更設計時

週休2日の取組みが、完全週休2日または週休2日相当に満たない場合は、実施要領に基づく取組みの実績に応じて、当初の予定価格において補正した経費について、以下のとおり変更するものとする。

(ア) 発注者指定型週休2日工事

(i) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費(賃料)、間接工事費率に対して、表3に記載の補正係数を乗じる。ただし、市場単価は、表3-1に記載の補正係数を乗じる。

表3 建築工事以外の建設工事における補正係数

達成度	達成率	現場開所率	補正係数			
			労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
		共通仮設費率			現場管理費率	
概ね達成	87.5%以上	25.0%以上	1.00	1.00	1.00	1.00
一定程度達成	75.0%以上	21.4%以上				
未達成	75.0%未満	21.4%未満				

表 3-1 建築工事以外の建設工事における市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.00
ガス圧接工		
インターロッキングブロック工	設置 撤去	
防護柵設置工 (ガードレール) ※1	設置 撤去	
防護柵設置工 (ガードパイプ) ※1	設置 撤去	
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置 撤去	
防護柵設置工 (落石防護柵)		
防護柵設置工 (落石防止網)		
道路標識設置工 ※2	設置 撤去・移設	
道路付属物設置工	設置 撤去	
法面工		
吹付砕工		
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		
道路植栽工	植樹・剪定	
公園植栽工		
橋梁用伸縮継手装置設置工		
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		
橋面防水工		
薄層カラー舗装工		
グルーピング工		
軟弱地盤処理工		
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		
硬質塩化ビニル管設置工		
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		
砂基礎工	人力施工	
砂基礎工	機械施工	
碎石基礎工	人力施工	
碎石基礎工	機械施工	
組立マンホール設置工		
小型マンホール工		
取付管およびます設置工	ます設置工	
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	

※1 環境色含む

※2 道路標識設置工 加算額 曲げ支柱 陰刻式 径101.6 含む

(ii) 建築工事

労務費、市場単価及び補正市場単価並びに物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）に対して、表4に記載の補正係数又は補正率を乗じる。

表4 建築工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数		
			労務費	市場単価及び補正市場単価	物価資料の掲載価格 (市場単価以外の材工単価)
概ね達成	87.6 %以上	26.0 %以上	1.00	1.00	1.00
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上			
未達成	75.0 %未満	21.4 %未満			

(イ) 施工者希望型週休2日工事

(i) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表5に記載の補正係数を乗じる。ただし、市場単価は、表5-1に記載の補正係数を乗じる。

表5 建築工事以外の建設工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数			
			労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
					共通仮設費率	現場管理費率
概ね達成	87.6 %以上	26.0 %以上	1.03	1.03	1.03	1.04
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上	1.01	1.01	1.02	1.03
未達成	75.0 %未満	21.4 %未満	1.00	1.00	1.00	1.00

【留意事項】

- 工場製作工における労務費の補正は行わない。

表5-1 建築工事以外の建設工事における市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数		
		概ね達成	一定程度達成	未達成
		(達成率97.6%以上)	(達成率75%以上)	(達成率75%未満)
鉄筋工		1.08	1.01	1.00
ガス圧接工		1.02	1.01	1.00
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工(ガードレール)※1	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工(ガードパイプ)※1	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.03	1.01	1.00
	撤去	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.00	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01	1.00
道路標識設置工※2	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01	1.00
道路付属物設置工	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.03	1.01	1.00
法面工		1.01	1.00	1.00
吹付砕工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.01	1.00
道路植栽工	植樹・剪定	1.03	1.01	1.00
公園植栽工		1.03	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.00	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋面防水工		1.01	1.00	1.00
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.00	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.00	1.00
硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01	1.00
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01	1.00
砂基礎工	人力施工	1.03	1.01	1.00
砂基礎工	機械施工	1.03	1.01	1.00
砕石基礎工	人力施工	1.03	1.01	1.00
砕石基礎工	機械施工	1.03	1.01	1.00
組立マンホール設置工		1.03	1.01	1.00
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管敷設及び支管取付工	1.01	1.00	1.00

※1 環境色含む

※2 道路標識設置工 加算額 曲げ支柱 路制式 径101.6 含む

(ii) 建築工事

労務費に対して、表6に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2②、表E-2②及び表M-2②の補正率を乗じることにより、新営工事においては市場単価及び補正市場単価を補正し、改修工事（全館無人改修及び執務並行改修）においては基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格に表A-2②、表E-2②及び表M-2②の補正率を乗じることにより掲載価格を補正する。

表6 建築工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数 労務費
概ね達成	87.5 %以上	25.0 %以上	1.03
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上	1.01
未達成	75.0 %未満	21.4 %未満	1.00

表 A-2②

工種	摘要*	概ね達成		一定程度達成		未達成	
		〔達成率87.5%以上〕		〔達成率75%以上〕		〔達成率75%未満〕	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
土工等		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
地盤工事		1.03	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
、鉄筋工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
コンクリート工事		1.03	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
型枠工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
鉄骨工事		1.03	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
防水工事	市場単価	1.01	1.03	1.01	1.07	1.00	1.00
防水工事(シーリング)	市場単価	1.02	1.15	1.01	1.14	1.00	1.00
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
木工等		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
屋根及びとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
金属工事	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.09	1.00	1.00
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.02	1.16	1.01	1.16	1.00	1.00
左官工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
器具(ガラス)	市場単価	1.01	1.11	1.01	1.10	1.00	1.00
器具(シーリング)	市場単価	1.02	1.17	1.01	1.16	1.00	1.00
器具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
塗装工事	市場単価	1.02	1.16	1.01	1.14	1.00	1.00
塗装工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
内外装工事	市場単価	1.02	1.13	1.01	1.12	1.00	1.00
内外装工事 (ビニル系塗材)	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.08	1.00	1.00
内外装工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
内外装工事 (ビニル系塗材)	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
給排水工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E-2②

工程	摘要	概ね達成		一定程度達成		未達成	
		(達成率87.6%以上)		(達成率76%以上)		(達成率76%未満)	
		新設 補正率	改修 補正率	新設 補正率	改修 補正率	新設 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同様のケーブル	1.02	1.20	1.01	1.18	1.00	1.00
	ケーブルダクト	1.02	1.15	1.01	1.15	1.00	1.00
	位置本ケーブル及び 位置本ケーブル用ボックス	1.02	1.19	1.01	1.19	1.00	1.00
	ケーブルダクト	1.01	1.14	1.01	1.13	1.00	1.00
	ケーブルダクト用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルダクト用(壁・床)	1.02	1.15	1.01	1.14	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.00	1.00
	(電動機その他被覆線材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.02	1.16	1.01	1.17	1.00	1.00
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設管(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00

表 M-2②

工程	摘要	概ね達成		一定程度達成		未達成	
		(達成率87.6%以上)		(達成率76%以上)		(達成率76%未満)	
		新設 補正率	改修 補正率	新設 補正率	改修 補正率	新設 補正率	改修 補正率
保潔工事	配管用、ダクト用 及び消音内貼	1.02	1.16	1.01	1.16	1.00	1.00
ダクト工事	低圧ダクト外、非燃ダクト外 及び低圧ダクト内	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
ダクト付属品	既製品ケーブル、排気口、 ダクト等の取付手間のみ	1.02	1.23	1.01	1.21	1.00	1.00
衛生器具設備 (スットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.23	1.01	1.21	1.00	1.00

3 適用年月日

令和3年10月1日以降に起工起案を行う建設工事から適用する。(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「03.10.01」と表示される工事から適用する。)

令和4年度 就労促進に係る取組の概要 (実施予定・実績報告)

県資料No.3

12校 証べ1,938人参加

令和5年3月末時点まとめ

担当事務所	実施高校	項目	実施概要	時期(月)	期間	対象学年	予定人数(人)	参加人数(人)	場所	協力団体	
佐久	佐久平総合技術高等学校 (高知キャンパス) 高専クリエイティブ・環境共生コース	現場見学	建設現場見学会等(農村整備・インフラ整備等)	6月10日	1日	3年	18	18	佐久地域	建設業協会佐久支部・南佐久支部	
		企業実習	インターンシップ	6月7~9日	3日	3年	希望者	4	佐久地域	建設業協会佐久支部・南佐久支部	
		現場見学会	建設現場見学会等(農村整備・インフラ整備等)	11月10日	半日	2年	21	22	佐久地域	建設業協会佐久支部・南佐久支部	
上田	上田千曲高等学校	現場見学	現場見学	5月26日(水)	1日	3年	39+2	37	長野県警署上田南総合センター	建設業協会上小支部	
		現場見学	現場見学	11月10日(木)	1日	1年		38	佐久市野沢会館2Fラウンジ	建設業協会上小支部	
		企業実習(インターンシップ)	インターンシップ	7月27日(水)	1日	2年	39	9	各事業所	建設業協会	
		資格関係講習(施工管理)	学科試験準備講座(資格取得支援事業) ①建設業施工管理技士(学科)	8月上旬	3日	1年 2年 3年	希望者		長野市内	建設業協会本部	
		企業説明会		(2月16日(木))	半日	1・2年	80+6	70	校内	建設業協会上小支部	
		意見交換・交流等	学校教諭と建設協会上小支部役員との意見交換	11月22日(火)	2時間	職員	6	6	建設業会館	建設業協会上小支部	
	丸子修学院高等学校	実務実習/現場(測量設計等)	三次元測量、BIM/CIM講習	11月9日(水)	1日	2年	25名 25名	20	校内	測量設計業協会京信支部	
		専門講習/室内(測量設計等)	上記実務実習と合わせて実施								
		企業実習(インターンシップ)	インターンシップ	8/1~17	9日 10日	2年	16名	~	上田市内	ハローワーク(予定)	
		資格関係講習(施工管理)	2級土木施工管理技士(学科) 2級建築施工管理技士(学科)	5月14日	5日間	2年 3年	40名		長野市	建設業協会本部	
行政説明会		行政説明会	通年	1時間	2年 3年	3名 3名		校内	上田建設事務所		
諏訪	富士見高校		測量実習、ドローン調査・実習	10月or11月 コロナの影響により4年度、中止		3	13	-	富士見高校	長野県測量設計業協会(南信支部)	
伊那	上伊那農業高等学校	現場見学	建設現場	6月2日	半日	2学年	20	16	中川村	建設業協会伊那支部	
		現場見学	建設現場	6月14日	半日	3学年	20	19	中川村	建設業協会伊那支部	
		実務実習(測量設計等)	先端測量技術	1月19日	半日	2年	15	15	本校校内	測量設計業協会南信支部	
		実務実習(工事施工等)	丁張り実習	7月12日	半日	3年	20	14	上伊那地域	建設業協会伊那支部	
		実技講習(重機操作等)	大型重機体験	12月5日	半日	2年	15	15	本校校内	建設業協会伊那支部	
		企業実習(インターンシップ)	就労希望者の体験	夏or春	3日以上	全学年	希望者	-	上伊那地域	建設業協会伊那支部 測量設計業協会南信支部	
		資格関係講習(施工管理)	土木施工管理士(10月)	8月8日、9日	2日	2、3年	希望者	10	建設業協会伊那支部	建設業協会伊那支部	
	箕輪進修高等学校	現場見学	建設現場	春日公園噴水跡地改修工事	6月~12月	6回	3年	20	20	春日公園	建設業協会伊那支部
		現場見学	建設現場		11月4日	半日	1年	15	15	長野町児童園建設現場	建設業協会伊那支部
		企業実習(インターンシップ)	就労希望者の体験		7月~8月	3日	2年	希望者	-	上伊那地域	建設業協会伊那支部
飯田	飯田OIDE長郷高校 (社会基盤工学科)	現場見学	土木の日 建設現場見学会	11月	半日	2年	36	25	下伊那地区	建設業協会飯田建設事務所	
		実務実習(測量設計等)	最新測量器 実技講習会	7月	1日	3年	36	36	校内・周辺	測量設計業協会	
		実務実習(工事施工等)	松川アダプトプログラム	9月~12月	1回 半日	3年	7	8	松川河川敷		
		実技講習(重機操作等)	建設重機操作 体験講習会	12月or1月	半日	1年	30	29	校内	建設業協会飯田支部	
		企業実習(インターンシップ)	インターンシップ	8月	2日	2年	30		下伊那地区	建設業協会測量設計業協会	
		行楽現場体験	インターンシップ	10月	2日	3年	6		飯田建設事務所	飯田建設事務所	
		専門講習(工事施工等)	刈払機作業安全衛生教育講習	6月	1日	2年	36	36	校内	建設業協会飯田支部	
		一般講習(全般)	建設現場安全教育実技講習会	8月	半日	3年	36	36	校内	建設業協会飯田支部	
資格関係講習(施工管理)	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	8月	2日	2年 3年	40	17	校内	建設業協会			

担当事務所	実施高校	項目	実施概要	時間(月)	期間	対象学年	予定人数(人)	参加人数(人)	場所	協力団体		
飯田BOIDE長根高校(建築科)		建設技術実践PJ	松川おいでなんしよプロジェクト(松川河川敷ランニングロード舗装施工)	9月~1月	週半日	3年	8	8	松川河川敷	建設業協会 測量設計業協会 新田建設事務所		
		現場見学	土木の日 建設現場見学会	11月	半日	2年	38	38	下伊那地区	建設業協会 飯田建設事務所		
		企業実習 (インターンシップ)	インターンシップ(校内にて新型コロナウイルス感染者が確認されたため中止)	8月	2日	2年	20		建設会社など	建設業協会 測量設計業協会		
		行政職場体験	インターンシップ(校内にて新型コロナウイルス感染者が確認されたため中止)	8月	2日	2年	8		飯田地区 測量設計事務所	飯田市 飯田建設事務所		
		一般講習 (全般)	建設現場安全教育実技講習会	12月	半日	3年	38	38	校内	建設業協会		
		一般講習 (全般)	講演会(女性技術者)(建築関係)	12月	半日	2年	38		校内	建設業協会		
		資格関係講習 (施工管理)	2級建築施工管理技士補 1級建築士講習	8月	2~3日	3年	38		校内	建設業協会		
木曾	木曾青峰高校	実務実習 (測量設計等)	丁張り実習	9月	1日	3年	32	32	校外	建設業協会 木曾支部		
		専門講習 (測量設計等)	CAD実習	6月	半日	3年	16	15	校内	建設業協会 木曾支部		
		実技講習 (図機操作等)	刈払い機安全技能実習講習	10月	半日	1年	26	25	校内	建設業協会 木曾支部		
		専門講習 (測量設計等)	測量技術講習 (新型コロナウイルス感染症拡大のため中止)	10月	半日	2年	16	-	校内	測量設計協会 中根支部		
		現場見学	砂防堰堤工見学	10月	2h	3年	19	16	校外	建設業協会 木曾支部		
安曇野	南安曇農業高校	工事現場見学	工事現場見学	7月28日	半日	1	40	40	別添検討(市内)	建設業協会 安曇野支部		
		工事現場見学	桜染工事現場見学	6月23日	半日	2	25	33	別添検討(市内)	建設業協会 安曇野支部		
		資格関係講習	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	10/8、10/9	2日	3	23	22	校内	建設業協会 安曇野支部		
		企業実習	インターンシップ (中止)	7月~9月	3日	2	41	-	中信地区	-		
		行政職場体験	黒・市町村 新型コロナウイルス感染症対策のため 7月28日(中止)	2	41	-	中信地区	-				
		現場実務実習	鉄筋結束	9月1日	半日	2	33	33	校内	建設業協会 安曇野支部		
		現場実務実習	型枠製作	9月8日	半日	2	33	33	校内	建設業協会 安曇野支部		
		実技実習	建設重機の運転実習	9月15日	午後	2	33	33	学校の 第2農場内	建設業協会 安曇野支部		
		展示	学業での重機等の展示 (ロータリ除雪機、パネル) (中止)	10月2日	1日	-	-	-	学校	-		
		専門分野講習	測量技術講習会、GNSS基準点測量	10月6日	1日	2	33	41	学校の 第2農場内	測量設計業協会		
		現場実務実習	U字溝設置	11月17日	半日	2	33	33	学校の 第2農場内	建設業協会 安曇野支部		
		建設技術実践PJ	トータルステーション測量実習 校内通路のリニューアル	6/17、6/24、 7/1	3日	3	9	8	校内	測量設計業協会		
		大町	池田工業高校	現場見学	八十二銀行大町支店新築工事、道の駅「安曇野松川」公衆トイレ改修工事の現場見学	7月	1日	2年生	20	20	現場	長野県建設業協会 大北支部
				専門研修(室内)	CADソフト体験学習	7月	1日	2年生	20	20	池田工業高校	長野県建設業協会 大北支部
一般研修(室内)	長野県職員(建築)の業務紹介			7月	1日	2年生	20	20	池田工業高校	長野県建設業協会 大北支部		
須坂	須坂新成高校	実技講習 (型機操作等)	バックホウ操作実習	8月22日	半日	2年 3年	28 32	-	校内実習地	建設業協会 須坂支部		
		実技講習 (型機操作等)	ICT機器測量実習	8月22日	半日	2年 3年	28 32	-	校内実習地	建設業協会 須坂支部		
長野	長野高専	現場見学	施工現場(内容相談)	11月	1日	3年生	45名	40	県内			
		実務実習 (測量設計等)	現地での測量	11月	1日	3年生	45名	40	県内	測量設計業協会		
		企業実習 (インターンシップ)	建設関係のインターン	7-9月 10月以降	5日間 4ヶ月	1-4年生 高専	数名	25	県内			
		行政職場体験	インターン	7-9月 10月以降	5日間 4ヶ月	1-4年生 高専	数名	10	県内			
		専門講習 (測量設計等)	実務者による講義	9~1月	別途協議	5年生	数名	中止	長野高専			
		専門講習 (工事施工等)	実務者による講義	9~1月	別途協議	4年生	40名	40	長野高専			
		資格関係講習 (施工管理)	試験対策	7~8月	別途協議	5年生	数名	中止	長野高専			

担当 事務所	実施高校	項目	実施概要	時期(月)	期間	対象 学年	予定 人数 (人)	参加 実績 (人)	場所	協力団体	
		企業説明会	業界セミナー、仕事の楽しさ	10~12月	別途 協議	1~4 年生	40名	40	長野高专	複数回に分けて開催	
		実務実習 (測量設計等)	クリーンピア千曲のエコマラソンコースの現地での測量	12月	1日	4 年生	40名	40	県内	測量設計業協会	
		現場見学会		2月	1日	2~5年	数名	8	県内	長野県	
	長野県長野工業高等学校 (建築工学科)	現場見学	中~大規模の建築現場見学		11月25日	半日	1年 3年	40 41	中止	北信地区	
		専門講習 (測量設計等)	積算実務講習		7月頃	3時間 × 2回	2年	40	中止	校舎内	県建設業協会
		専門講習 (工事施工等)	施工図講習		未定	3時間 × 2回	3年	41	中止	校舎内	県建設業協会
		企業実習 (インターシップ)	企業実習		夏期休業 中	1~ 3日	2年	40	40	北信地区	建設業協会 長野支部
		企業実習 (インターシップ)	企業実習		3月下旬	1日	2年	5	5	北信地区	大東建設 (株)
		業界説明会	業界セミナー		11月6日	1時間	2年	40	40	校内	建設業協会 長野支部
		業界説明会	業界セミナー		2月13日	1時間	1年	40	40	校内	日建学院
		現場見学	リモート現場見学		8月30日	1時間	2年	40	40	リモート	大東建設 (株)
		現場見学	住宅工事現場見学		6月9日	3時間	2年	40	40	長野市内	池田建設 (株)
		建設技術実践プロジェクト	住宅設計プランニングへの参画		通年	3時間 /週	3年	数名	3	校内・校外	池田建設 (株)
意見交換・交流等	女性技術者との交流		未定	2時間	全学 年	希望者	9	校内	建設業協会 女性部会		
資格関係講習(新)	2級施工管理技士学科		夏期休業 中	3日間	2年 3年	希望者	中止	長野市内	県建設業協会		
長野県長野工業高等学校 (土木科)	現場見学	土木工事現場見学		11	半日	1	40	40	北信地区	国土交通省 (株)北信組	
	現場見学	土木工事現場見学		12	半日	1	40	40	北信地区	国土交通省 (株)鹿熊組	
	現場見学	土木工事現場見学		12	半日	2	39	39	北信地区	(株)高見原	
	企業実習 (インターシップ)	企業実習		夏期休業 中	1~ 3日	2年	希望者 960名	39	北信地区	建設業協会 長野支部	
	行政職場体験	職場体験		夏期休業 中	1~ 3日	2年	希望者	中止	県・市	長野県・長野市	
	専門講習 (測量設計等)	UAV講習		10月	半日	1年	40	中止	校内	市内企業	
	専門講習 (測量設計等)	丁張設置研修		6月	1日	3年	38	39	校内		
	専門講習 (測量設計等)	土質試験他研修		5月	1日	3年	38	39	校内	市内企業	
	専門講習 (工事施工等)	配筋研修		10月	半日	2年	39	39	校内	長野県建設業協会	
	専門講習 (工事施工等)	型枠設置研修		11月	半日	2年	39	中止	校内	建設業協会 長野支部	
	資格関係講習 (施工管理)	2級土木施工管理講習		8月	3日 程度	2年 3年	希望者	中止	校内・市 内	建設業協会 本部	
	資格関係講習 (測量士補)	測量士補講習		4月	2日 程度	2年 3年	希望者	4	校内・市 内	測量設計業協会	
	業界説明会	測量設計分野、施工分野、公務員分野		11月	1h /回	2年	39	39	校内	測量設計業協会	
	業界説明会	測量設計分野、施工分野、公務員分野		11月	1h /回	2年	39	39	校内	建設業協会 長野支部	
	建設技術実践プロジェクト	穂花川河川敷整備		6月~ 2月	3h /日	3年	約12名	14	校内・校 外	長野県 建設業協会 長野支部	
意見交換・交流等	女性技術者との交流による入職促進		12月	半日	全学 年	希望者	1	校内・校 外	建設業協会 女性部会		
中野広志館	現場見学会	管内工事現場		8月	半日	2	45	-	管内	建設業協会中高 支部	
	実務実習	地上3次元レーザスキャナによる測量等		9月	半日	2	16	15	学校	測量設計協会北 信支部	
	現場見学会	管内工事現場		11月	半日	2	15	12	管内	建設業協会中高 支部	
下高井農林	現場見学会	管内工事現場		8月	半日	3	9	7	管内	建設業協会飯山 支部	
	実務講習	原簿機操作体験		8月	半日	2	20	19	管内	建設業協会飯山 支部	

令和5年度 就労促進に係る取組の概要 (実施予定・実績報告)

令和5年4月19日時点まとめ

担当事務所	実施高校	項目	実施概要	時期(月)	期間	対象学年	予定人数(人)	参加実績(人)	場所	協力団体	
佐久	佐久平総合技術高等学校 (説明キャンパス) 建設クリエイト科 現職生コース	現場見学	建設現場見学会等(農村整備・インフラ整備等)	6月9日	1日	3年	24		佐久地域	建設業協会 佐久支部	
		企業実習	インターンシップ	9月4~8日	3日	3年	希望者		佐久地域	建設業協会 佐久支部	
		現場見学	建設現場見学会等(農村整備・インフラ整備等)	10月下旬~11月上旬	半日	2年	20		佐久地域	建設業協会 南佐久支部	
上田	上田千曲高校	現場見学	現場見学	6月28日(木)	1日	3年	39+2		東北信で1カ所づつ	建設業協会 上小支部	
		企業実習(インターンシップ)	インターンシップ	下旬~8月上旬	2~3日	2年	39		各事業所	宇根・ハローワーク 建設業協会	
		資格関係講習(施工管理)	学研試験準備講座(資格取得支援事業) 2級建設施工管理技士(学科)	8月上旬	3日	123年	希望者		長野市内	建設業協会本部	
		企業説明会	企業説明会	11月~12月	2時間	12年	80+6		校内	建設業協会 上小支部	
		意見交換・交流等	意見交換会	11月~12月	2時間	職員	8		上小聴議会館	建設業協会 上小支部	
	丸子修学館高校	現場見学	現場見学		9月~11月	半日	新2年 新3年	24名 23名		上田市内	各企業ごとで見学希望
		実務実習(測量設計等)	三次元測量、OM講習		9月~11月	半日	新2年 新3年	24名 23名		校内	測量設計業協会 京信支部
		企業実習(インターンシップ)	インターンシップ		8/1~17	92日間	新2年	16名		上田市内	建設業協会 上小支部
		専門講習(測量設計等)	三次元測量、OM講習 建築CAD BIM講習会		~11月9日	1日半	新2年 新3年	24名 23名		校内	測量設計業協会 京信支部
		資格関係講習(施工管理)	2級土木施工管理技士(学科) 2級建設施工管理技士(学科)		6月上旬	6日間	新2年 新3年	10名		長野市	建設業協会 本部
諏訪	富士見高等学校		測量実習、ドローン測量・実習	7月			3	15	富士見高等学校	長野県測量設計業協会(南信支部)	
伊那	上伊那農業高校	現場見学	建設現場	2年~5月~9月 3年~6月	半日	2年~3年 3年~1年 2年~3年	20 16		上伊那地域	3年生は県くま子を見学できれば	
		実務実習(測量設計等)	先端測量技術	10月	半日	2年	20		本校構内		
		実務実習(工事施工等)	丁張実習	4月	半日	3年	16		伊那市春日公園		
		資格関係講習(施工管理)	土木施工管理技士2級10月	試験前	3日以上	希望者			できれば近隣	又県内各所があれば可也	
		建設技術実習プロジェクト	インターロッキングブロック舗装	6月~10月	3日以上	3年	16		伊那市春日公園		
飯田	飯田ODE長距離高校 (社会基礎工学科)	現場見学	土木の日 建設現場見学会	11月	半日	2年	37		下伊那地区	建設業協会	
		実務実習(測量設計等)	最新測量機 実技講習会	6月	1日	3年	30		校内・周辺	測量設計業協会	
		実務実習(工事施工等)	松川アダプトプログラム	8月~12月	9回半日	3年	8		松川河川敷		
		実技講習(重機操作等)	建設重機操作 体験講習会	12月or1月	半日	1年	40		校内	建設業協会	
		企業実習(インターンシップ)	インターンシップ	8/31,9/1	2日	2年	37		下伊那地区	建設業協会 測量設計業協会	
		行取現場体験	インターンシップ	8/31,9/1	2日	2年	6		飯田建設事務所	飯田建設事務所	
		専門講習(工事施工等)	刈払機作業安全衛生教育講習	8月	1日	2年	37		校内	建設業協会	
		一般講習(全般)	建設現場安全教育実技講習会	8月	半日	3年	36		校内	建設業協会	
		資格関係講習(施工管理)	2級土木施工管理技士補 試験準備講座	8月	1日	2年	37		校内	建設業協会 飯田建設事務所	
		建設技術実習PJ	松川おいもなんしよプロジェクト(松川河川敷ランニングロード舗装施工)	6月~1月	9回半日	3年	8		松川河川敷	建設業協会 測量設計業協会	

担当事務所	実施施設	項目	実施概要	時期(月)	曜日	対象学年	予定人数(人)	参加実績(人)	場所	協力団体
	飯田OIDE長飯高校(建築科)	現場見学	土木の日 建設現場見学会	11月	平日	2年	35		下伊那地区	建設業協会
		企業実習 (インターシップ)	インターンシップ	8/31,9/1	2日	2年	20		建設会社など	建設業協会 測量設計業協会
		行政職場体験	インターンシップ	8/31,9/1	2日	2年	8		飯田市 新田建設事務所	飯田市 飯田建設事務所
		一般講習 (全般)	建設現場安全教育実技講習会	8月	平日	3年	36		校内	建設業協会
		一般講習 (全般)	講演会(女性技術者)(建築関係)	12月	平日	2年	35		校内	建設業協会
		資格関係講習 (施工管理)	2級建築施工管理技士補 試験準備講座	8月	2~3日	3年	36		校内	建設業協会
木曾	木曾青峰高校	実務実習 (測量設計等)	T型実習	6月	1日	3年	33		校外	建設業協会 木曾支部
		専門講習 (測量設計等)	OAD実習	8月	2h	3年	16		校内	建設業協会 木曾支部
		実技講習 (重機操作等)	刈払い機安全技能実習講習	10月	平日	1年	30		校内	建設業協会 木曾支部
		専門講習 (測量設計等)	測量技術講習	10月	2h	2年	16		校内	測量設計協会 中根支部
		現場見学	砂防堤地工見学	10月	2h	2年	18		校外	建設業協会 木曾支部
		安曇野	南安星農業高校	工事現場見学	工事現場見学	7月31日	1日	1	40	
資格関係講習	2級土木施工管理技士補 試験準備講座			7月~8月	3日	3	33		校内	建設業協会
企業実習	インターンシップ			7月~8月	3日	2	39		中根地区	-
行政職場体験	県・市町村			7月~8月	3日	2	39		中根地区	-
現場実務実習	鉄筋結束・型枠製作			8月31日	1日	2	27		校内	建設業協会
専門分野講習	測量技術講習会、GNSS基準点測量			8月14日	1日	2	39		学校の 第2農場内	測量設計業協会
実技実習	建設重機の運転実務			8月21日	午後	2	27		学校の 第2農場内	建設業協会
現場実務実習	U字溝設置			11月16日	平日	2	27		学校の 第2農場内	建設業協会
展示	学祭での重機等の展示 (ロータリー除雪機、パネル)			10月9日	1日	-	-		学校	-
建設技術実習P1	(要調査)			(要調査)	3日	3	16		要調査	測量設計業協会
大町	池田工業高校			現場見学	工事現場見学	9月~10月	平日	2年	22	
		専門講習(室内)	CADソフト体験学習	9月~10月	平日	2年	22		池田工業高 校	建設業協会大北 支部
		一般講習(室内)	長野県職員(建築)の業務紹介	9月~10月	平日	2年	22		池田工業高 校	建設業協会大北 支部
須坂	須坂創成高校	実務実習(工事施工)	コンクリート打設	夏休休暇	2日	2年	34		高校敷地内	建設業協会 須坂支部
		建設技術実習 プロジェクト	侵入防止柵の移設	9月~12月	調整中	2年	17		臥室公園	建設業協会 須坂支部
長野	長野高専	現場見学	施工現場(内容相談)	11月	1日	3年生	46名		県内	建設業協会 長野支部
		実務実習 (測量設計等)	現地での測量	11月	1日	3年生	45名		県内	測量設計業協会
		企業実習 (インターンシップ)	建設関係のインターン	7-9月 10月以降	5日 4日	1-4 年生 専攻	数名		県内	県内企業
		行政職場体験	建設関係のインターン	7-9月 10月以降	5日 4日	1-4 年生 専攻	数名		県内	長野県、長野市 等
		専門講習 (測量設計等)	実務者による講義	未定	別途 協議	5年生	数名		長野高専	測量設計業協会
		専門講習 (工事施工等)	実務者による講義	未定	別途 協議	4年生	40名		長野高専	建設業協会
		資格関係講習 (施工管理)	試験対策	7~8月	別途 協議	5年	数名		長野高専	建設業協会
		企業説明会	業界セミナー、仕事の楽しさ	10~12月	別途 協議	1-4 年生	40名		長野高専	県内企業
		意見交換・交流等	女性技術者との交流	未定	未定	全学年 希望者			長野高専	建設業協会 女性部会

担当 事務所	実施高校	項目	実施概要	時期(月)	期間	対象 学年	予定 人数 (人)	参加 実績 (人)	場所	協力団体
長野県長野工業高等学校 (建築工学科)	長野県長野工業高等学校	現場見学	中～大規模の建築現場見学	11月下旬	半日	新2年	40		北信地区	県建設業協会
		企業実習 (インターンシップ)	企業実習	夏期休業中	1～3日	新2年	希望者		長野市内	県建設業協会 長野支部
		専門講習 (測量設計等)	測量実務講習	未定	3時間×3回	新2年	40		校舎内	県建設業協会 長野支部
		専門講習 (工事施工等)	施工図講習	未定	3時間×2回	新3年	40		校舎内	県建設業協会 長野支部
		一般講習 (全般)	業界セミナー	11月頃	1時間	新2年	40		校舎内	県建設業協会 長野支部
		資格関係講習 (施工管理)	2級施工管理技士学科	夏期休業中	3日間	新2・3年	希望者		長野市内	県建設業協会 長野支部
			住宅設計プランニングへの参画	通年	時間/	新3年	希望者		校舎内・現場	池田建設(株)
			意見交換・交流等 女性技術者との交流	12月頃	2時間	1・2年	希望者		校舎内	県建設業協会 女性部会
長野県長野工業高等学校 (土木科)	長野県長野工業高等学校	現場見学	土木工事現場見学	通年	半日	全年	各40名		北信地区	建設業協会 長野支部
		企業実習 (インターンシップ)	企業実習	夏期休業中	1～3日	2年	希望者 約40名		北信地区	建設業協会 長野支部
		行政職場体験	職場体験	夏期休業中	1～3日	2年	希望者		県・市	長野県・長野市
		専門講習 (測量設計等)	丁張設置研修	6月	1日	3年	39		校内	建設業協会 長野支部
		専門講習 (測量設計等)	土質試験地研修	5月	1日	3年	39		校内	建設業協会 長野支部
		専門講習 (工事施工等)	配筋研修	10月	半日	2年	39		校内	長野県鉄筋協会
		資格関係講習 (施工管理)	2級土木施工管理講習	8月	3日程度	2・3年	希望者		校内・市	建設業協会 本部
		資格関係講習 (測量士補)	測量士補講習	4月	2日程度	2・3年	希望者		校内・市	測量設計業協会
		業界説明会	測量設計分野、施工分野、公務員分野	10～11月	1時間/1回	2年	39		校内	未定
		建設技術実践プロジェクト	裾花川河川敷整備	5月～2月	3h/日	3年	約14名		校内・校外	長野県
		意見交換・交流等	女性技術者との交流による入職促進	不定期	半日	全年	希望者		校内・校外	建設業協会 女性部会
		北信	中野立志館高校	現場見学		6月	半日	2年	20	
現場見学				10月	半日	3年	20		北信管内	建設業協会中高支部
実習実習 (測量設計等)	外業でのデータ取得から整理、活用まで一連の流れを体験			6～7月	計3日	3年	15		校内	測量設計業協会 北信支部
行政職場体験	実務のジョブシャドウ			8月(夏休み)	1～2日	2年	3		北信建設事務所	
資格関係講習 (施工管理)	2級の土木及び建築の施工管理1次試験対策			8～9月			20			建設業協会中高支部
下高井農林高校	現場見学			8月	半日	3年	20		飯山市内	建設業協会飯山支部
	実技講習 (重機操作等)	除雪機操作体験	6月	半日	2年	20		校内	建設業協会飯山支部	

建設系学科高校生等の就労状況について(令和4年度)

令和5年4月1日現在

※ 農業科、工業科、総合学科のある高校等に対して、「土木系」、「建築土木系」、「建設系」、「造園系」の科目を専攻した生徒を対象に回答を依頼

高校名	学科名	就業促進 進捗率 実働状況	次世代を担う 人づくり推進事業	卒業生		(1) 進学者数				(2) 就職希望				(3) その他	建設系への 進学・就職		建設 産業 への 入職数		加計 就職促進 率の35% 以内 就職 割合	
				計 (1)+(2)+(3)	就職 技術 実務 PJ	専修 課程 履修 割合	専修 課程 履修 割合	専修 課程 履修 割合	専修 課程 履修 割合	うち進修者(①+②+③+④)		うち進修者(⑤+⑥+⑦)			うち 公務員 (高卒)	人数	割合	人数		割合
										技術系 (土木・機 械)	その他	専修 課程 履修 割合	専修 課程 履修 割合							
1 佐久平総合技術高校	建築クリエイト科 環境共生コース	○		21	6	0	6	2	2	0	0	0	0	0	0	13	2	9.5%	2	100.0%
2 上田千曲高校	建築科	○	△ 中止	39	16	9	7	23	20	15	0	0	0	0	3	0	29	74.4%	20	87.0%
3 丸子修学館高校	総合学科	○	△ 中止	24	9	5	4	15	3	0	0	0	0	2	10	0	10	41.7%	5	33.3%
4 上野原健康福祉	コミュニケーションデザイン科 中山コース	○	○	20	12	2	10	7	1	1	0	0	0	0	6	1	3	15.0%	1	14.3%
5 坂田DIME総合高校	社会福祉工学科	○	○	36	10	3	7	26	14	6	0	0	2	4	2	0	22	83.9%	20	76.9%
6 加藤工科大学	建築学科	○	○	74	37	20	17	37	23	10	4	0	9	2	10	0	47	63.5%	27	73.0%
7 木曾青峰高校	森林環境科	○	○	32	17	1	16	13	5	0	4	1	0	0	8	2	6	18.8%	5	38.5%
8 所沢工業高校	環境クリエイト科	○	○	34	17	5	12	16	5	5	0	0	1	1	4	1	15	44.1%	10	82.5%
9 坂田工業高校	建築科	○	△ 中止	21	10	8	2	7	7	5	2	0	0	0	0	4	15	71.4%	7	100.0%
10 須坂創成高校	環境造園科	△ 中止		32	20	0	20	12	2	2	0	0	0	0	10	0	2	6.2%	2	18.7%
11 長野工業高校	土木科	○	○	39	11	6	5	28	23	18	0	0	5	2	1	0	33	84.6%	27	96.4%
12 夏井農業高校	建築科	○	○	41	20	13	7	18	15	10	3	1	1	0	3	3	28	68.3%	15	83.3%
13 夏井農業高校	建設系(土木・建築系)	○		152	65	0	65	83	6	6	0	0	0	0	77	4	6	3.9%	6	7.2%
14 中野立憲高校	総合学科 (土木・建築系)	○		13	3	3	0	10	5	5	0	0	0	0	5	0	8	61.5%	5	50.0%
15 下高井建設高校	グリーンデザイン科、 アグリサート大専	○		43	23	3	20	19	4	4	0	0	0	0	15	1	7	16.3%	4	21.1%
16 小計		11校 19学科	3校	621	276	78	198	316	135	87	18	2	28	10	8	29	284	37.7%	150	49.4%
17 長野工業高等専門学校	環境都市工学科	○		54	19	18	1	35	20	6	0	0	14	9	3	0	52	96.3%	34	97.1%
18 小計		12校 14学科	3校	675	295	96	199	351	155	93	18	2	42	19	16	29	236	42.4%	190	54.1%
19 次世代を担う人づくり推進事業 実施校				328	142	71	71	177	111	70	12	1	28	10	8	9	203	61.9%	132	75.2%

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会次第

I 開 会 15:50

II 当番県会長挨拶

III 自己紹介

IV 議 事

1 関東甲信越地方ブロック会議提出議題について

- ① 山 梨 県
- ② 長 野 県
- ③ 新 潟 県

2 甲信越三県災害対策連絡協議会について

3 次期当番県について

R3 長 野 R4 山 梨 R5 新 潟
 (長野市) (甲府市) (新潟市)

4 その他

V 閉 会 17:30

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会 出席者名簿

日時 令和5年7月10日(月) 15:50

会場 新潟グランドホテル 4階「メイプル」

県名	役職名	氏名	会社名
山梨県	会長	浅野正一	昭和建設㈱
	副会長	佐々木幸一	国際建設㈱
	副会長	桜井義明	堀内土建㈱
	副会長	丹澤淳人	丹澤建設工業㈱
	専務理事	大久保勝徳	(一社)山梨県建設業協会
	事務局長	羽中田和文	〃
長野県	会長	木下修	木下建工㈱
	副会長	清澤由幸	清沢土建㈱
	副会長	依田幸光	㈱木下組
	副会長	福原初	㈱サンタキザワ
	特任理事	大月昭二	(一社)長野県建設業協会
	専務理事	小林敏昭	〃
新潟県	会長	植木義明	㈱植木組
	副会長	藤田直也	㈱新潟藤田組
	副会長	猪俣茂	㈱巴山組
	副会長	大石保男	㈱大石組
	副会長	鈴木秀城	㈱笠原建設
	専務理事	川上克也	(一社)新潟県建設業協会
	常務理事 事業部第二部長	村下剛	〃
	事務局長	外丸英直	〃
	事業部第一部長	和田大	〃
	総務部長	加藤大介	〃
	総務課長代理	大関真	〃

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会
各県提案議題

県名	議 題
山梨県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土強靱化や社会資本整備に向けた中長期的な計画の策定と予算確保について 2 生産性向上のためのICT施工導入に係るICT技術者の雇用確保に向けた諸経費の増額について 3 一般運転手の労務単価の見直しについて 4 国・県との災害協定に基づく災害応急復旧活動における民間保険への加入について
長野県	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共事業予算の持続的・安定的な確保と大規模災害に備えた防災・減災対策の推進について 2 低入札調査基準の見直しについて 3 週休2日制の普及について
新潟県	<ol style="list-style-type: none"> 1 安定的・持続的な公共事業予算の確保について 2 総合評価落札方式の賃上げ実施企業への加点措置について 3 若者や女性から職業として選択される地域建設業に向けて 4 除雪作業の時間外労働の取り扱いについて

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会議題

(山梨県)

(項 目)

- 1 国土強靱化や社会資本整備に向けた中長期的な計画の策定と予算確保について

(要 旨)

新型コロナの感染症法上の位置づけが2類から5類への移行したことに伴い、コロナ前の日常生活を取り戻しつつありますが、長期にわたるコロナ禍の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻が長期化しており、あらゆる制限や資機材の供給難や価格の変動、人手不足の問題等が完全に終息した状況には至っておりません。

公共工事に関しても、週休二日の実施や働き方改革やDXへの対応等、課題は山積しており建設業を取り巻く経営環境は急速に変化及び移行しつつあります。

今後、中長期にわたる公共工事の発注量の確保と適正な設計単価の確保は様々な経営環境の変化に対応するためにも、先に見える施策が重要であります。

国においては、本年6月14日に「改正 国土強靱化基本法」が国会で可決・成立し、6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太の方針)において、「国土強靱化基本計画」を今夏をめどに新たに策定するとし、この中で5か年加速化後の国土強靱化の着実な推進に向け、改正法に基づき必要な検討を行うこととされております。

地域のインフラは、地域の建設業者が守っており、災害大国の我が国を守るには、安定した公共工事予算の確保と、「防災・減災、国土強靱化対策」の更なる継続が必要であります。

つきましては、国土強靱化の確実な推進履行のため、社会資本整備に向けた長期的な見通しの下、安定的・持続的な地方への更なる公共事業予算を確保していただくとともに中長期的な展望を具体的に計画し実施できるような施策の実現を強く要望いたします。

(項 目)

2 生産性向上のためのICT施工導入に係るICT技術者の雇用確保に向けた諸経費の増額について

(要 旨)

建設業界では『ICT活用工事』が推進され、ICT施工を行う動きが次第に活発化しより身近になっています。

ICT関連ソフト・機器・建機の導入等、積極的に設備投資を行っていますが、衛星を使用する場合、現地でのローカライズ作業等、別途諸経費が増額することが事実であります。

今後、地方の建設業者がICT施工による工事を施工し取り組むためには、現場経験豊かな技術者がICT技術を習得し、ICT施工のマネジメントを行うことが求められます。一方で、新技術の習得には一定の時間や現場における新たなICT施工のための業務が加算されることとなります。この場合、ICT技術を習得する技術者は、本来業務に加えて新たな業務が増加されること等から、当該現場における拘束時間の増加により、他の工事の受注機会が減少するなど、企業運営への支障をきたすこととなります。

現在は、ICT技術が導入され5年程度経過した過渡期ではありますが、地方の建設業者のICT導入への機運が高まっていること、習得のための増加する時間や労力を補うための諸経費(一般管理費・現場管理費)の増額について検討いただきますようお願い申し上げます。

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会議題

(山梨県)

(項 目)

3 一般運転手の労務単価の見直しについて

(要 旨)

労働生産人口の減少に鑑み、近年新たな担い手の確保に向け、様々な取り組みを展開し、徐々にではありますが若年層の入職が散見されるところであります。

一方で、若年層の労働者を雇用した場合、最近の法令改正により、現在の普通自動車運転免許は車両総重量 3.5t未滿、最大積載量 2.0t未滿の運転に限られます。

(車両の規格にもよるが普通免許では 2tダンプであっても運転出来ない場合が多い)

その為、2tダンプ以上の車両を業務で運転しなくてはならない場合には準中型免許、中型免許、大型免許等を取得する必要がありますが、運転手の労務単価は、一般運転手の単価しか定められておらず、普通免許を取得している者と準中型や中型免許や大型免許を取得している者の労務単価が同等であることに疑義が生じますので労務単価の見直しをお願い申し上げます。

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会議題

(山梨県)

(項 目)

4 国・県との災害協定に基づく災害応急復旧活動における民間保険への加入
について

(要 旨)

国や県との災害協定に基づく災害応急活動に関し、発災時に現場において会社役員等が重機の運転や作業を行うことがあります。役員等は雇用者にあたらないことから、労災保険の対象とならないため、役員等を含めた現場での事故発生時における救済体制の確保が課題でありました。

このため、山梨県建設業協会としては令和4年7月に県内7地区協会と民間の保険会社間で保険契約を締結し、掛け金は県協会が全額負担しております。

しかしながら、復旧対象は公共土木施設であることから、二次災害のリスクが高い現場における災害復旧作業に対して、施設管理者として協定に基づく作業時における救済措置を講じる責務があると考えており、災害協定の中で協会側の責によらない事故に対しての補償などの救済措置について、検討をお願い申し上げます。

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会議題

(長野県)

(項 目)

- 1 公共事業予算の持続的・安定的な確保と大規模災害に備えた防災・減災対策の推進について

(要 旨)

令和5年度の政府予算では、公共事業関係費は約6兆600億円が確保され、また、防災・減災、国土強靱化関連予算は3兆9,497億円が確保されたところであります。

地域建設業が社会資本整備や維持管理の担い手とともに、自然災害に対して安全・安心の守り手としての役割を果たしていくためには、持続的・安定的な経営環境が求められますが、事業量の地域間格差や企業間格差が顕在化・拡大化しており、地域の建設企業は未だ厳しい状況にあります。

災害に強い社会経済を実現し国民が安全に安心して暮らせるように、そして、地域建設業が働き方改革、生産性向上を進め、将来に亘り建設業の使命を果たしていくために、公共事業予算について下記の要望をいたします。

- ① 令和6年度の公共事業予算についても持続的・安定的な確保をするとともに、地方への重点配分をお願いします。また、適切な工期の確保という観点から、予算につきましては出来る限り当初予算で計画的に措置頂きますようお願いいたします。
- ② 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も、法定化された「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、さらに充実、安定した予算を確保していただきますようお願いいたします。

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会議題

(長野県)

(項 目)

2 低入札調査基準の見直しについて

(要 旨)

国土交通省に於かれましては、低入札価格調査基準について、契約内容に適合した履行がなされ、工事の品質確保ができる必要な費用等の実態を調査されて計算式や範囲の見直しを行っていただいております。令和4年度には、計算式における一般管理費等に乗ずる係数を0.55から0.68に引き上げていただいたことに感謝いたします。

しかしながら、近年は働き方改革への対応、DXの推進、建設キャリアアップシステムへの対応等により諸経費が増加しており、適正な利潤の確保が困難になっております。そこで、下記の要望をいたします。

- ① 国におかれましては、引き続き実態を調査されまして、低入札調査基準の計算式における一般管理費等に乗じる係数を0.9程度に引き上げていただきますようお願いいたします。
- ② 予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲となっている低入札調査基準について、9.5/10程度に引き上げていただきますようお願いいたします。

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会議題

(長野県)

(項 目)

3 週休2日制の普及について

(要 旨)

令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることになっており、働き方改革の着実な取り組みが喫緊の課題となっております。

働き方改革の取り組みの一つに「週休2日制の普及」がありますが、長野県におかれましては、工事発注に当たり、「施工者希望型」、「発注者指定型」のいずれにおいても、当初から割増の経費補正をして発注されております。

この程、長野県において、市町村を対象に「週休2日工事実施状況」調査を実施された結果、週休2日工事を導入済みの市町村が24.7%であったのに対して、導入予定がない団体が27.3%も存在するという結果でした。そこで、下記のとおり要望をいたします。

- ① 週休2日制の普及を進めるために、国におかれましても地方自治体、特に市町村へ積極的な週休2日工事の実施について、働きかけていただきますようお願いいたします。
- ② 休日が増えても技術者、技能者の賃金が減収することのないよう、週休2日対象工事における、諸経費に対する補正係数のさらなる引上げをお願いいたします。

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会議題

(新潟県)

(項目)

1 安定的・持続的な公共事業予算の確保について

(要旨)

地域建設業は、社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用を支える地域の基幹産業です。

地域建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、経営基盤の確立が不可欠です。

昨今、国の予算について、防衛費や子供予算の増額、エネルギー価格の上昇を和らげる支援措置への財政出動などにより、下げ止まりしていた公共事業予算が更に減少するのではとの危機感を持っています。

我が国では、自然災害が激甚化・頻発化し、毎年のように国民の生命・財産に多くの被害が生じています。脆弱な国土においては、防災・減災のための社会資本整備と、災害発生時の災害復旧等の体制強化は、将来に亘り必要不可欠なものです。

地域建設業が継続して存続していくために、引き続き公共事業予算の確保とともに、事業が中長期に見通せることが重要です。

先の通常国会で改正国土強靱化基本法が成立したところですが、現行の防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の期間終了後においても、中長期的かつ明確な見通しの下に、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取り組みを進めていただき、5か年ごとに中期実施計画を策定し、これと予算措置とがリンクする仕組みづくりと、一般の事業費に別枠で加える方式での予算確保のご検討をお願いします。

また、令和7年度までを事業期間とする現行の5か年加速化対策は、これまで前倒しにより約7割の予算措置がなされています。新たな「中期実施計画」に伴う予算措置の前倒し執行など、今後の事業量確保にご配慮をお願いします。

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会議題

(新潟県)

(項目)

2 総合評価落札方式の賃上げ実施企業への加点措置について

(要旨)

県内各企業は、従業員の給料を上げたいと考えていますが、現在の資材価格の高騰や、受注量の減少などを背景に、利益が圧迫される中、いつまで賃上げを続けられるか不安の中にいます。

この制度を継続する場合には、以下の点について、ご検討をお願いします。

- 総合評価の入り口で賃上げ企業を評価するのではなく、実際に賃上げを実施した企業を事後に評価する「事後評価方式」への見直し。例えば、週休二日制の各経費の補正係数や工事成績評定への反映と同じように賃上げ企業に対しても制度の改善、見直し
- 賃上げ表明制度の実績確認にかかる書類作成の簡素化
- 賃上げの原資になる「技能者の設計労務単価の更なる引き上げ」、「技術者などの賃上げのため現場管理費及び一般管理費の引き上げ」
- 総合評価における賃上げ企業評価制度の県、市町村の発注工事への適用を要請しないこと

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会議題

(新潟県)

(項目)

3 若者や女性から職業として選択される地域建設業に向けて

(要旨)

新潟県建設業協会会員の技術者・技能労働者数は、ピーク時の平成9年度の半数に減少しており、県内工業高校の土木科卒業生のうち、県内建設業に就職している割合はわずか14%で、多くの卒業生が、建設業以外の産業または県外の建設業に就職している状況です。

若者や女性から職業として選択される地域建設業になるよう取り組みを進め、担い手を確保し、持続的に建設業を経営していく必要があります。

そのために、職場環境の改善として、働き方改革の「週休二日制」と「男性の育児休業取得」の推進が極めて重要と考えています。

建設業への時間外労働の罰則付き上限規制の適用を来年度に控え、週休二日制の普及を更に進めるため、休日が増えても技能者の賃金が減収にならないよう、①補正係数の引上げや②休日分を補う労務単価の増額などの措置をお願いします。

また、令和4年4月に男性の育児休業取得促進を目的に「育児・介護休業法」が改正され、各企業にも雇用環境の整備、育児休業制度の周知、育児休業取得の意向確認が個別に義務化されました。

男性の育児休業取得の推進は、女性の働きやすい社会環境の実現や、女性の出産にも影響を与えることとなります。企業側の推進に向けた取り組みが最も重要ではありますが、監理技術者の専任制度において、技術者が育児休業を取得しやすくなるよう、制度の見直しのご検討をお願いします。

[技術者が一定期間(短期)不在とする場合]

- ・不在期間の弾力的運用
- ・技士補による代替など代替措置の適用

[技術者が交代する場合]

- ・交代時求められる同等以上の技術力(工事成績)要件や施工実績要件の緩和

令和5年度(第37回)甲信越三県連絡協議会議題

(新潟県)

(項 目)

4 除雪作業の時間外労働の取り扱いについて

(要 旨)

新潟県など積雪寒冷地において、冬期の交通を確保する道路除雪は、通勤・通学など地域住民の生活や経済活動を維持するために必要不可欠な業務です。

令和元年6月の時間外労働許可基準の一部改正により、地域建設業等が請け負う除雪業務については、「雪害」として災害と同じく、法定の労働時間を超えて労働させることが許可されていると認識しています。

国や県、市町村から請け負う除雪業務は、機械除雪や雪道巡回、凍結防止剤散布、運搬・排雪、除雪待機などいくつかの工種から構成されています。

安全で円滑な道路交通確保に必要な不可欠な上記の工種は、除雪業務として道路管理者等から請け負うものですが、各労働基準監督署によって、ある工種は「雪害」と認め、ある工種は「雪害」と認めないなど、判断が異なることを懸念しています。令和6年4月からの時間外労働の上限規制適用を控え、請け負う除雪業務はすべて「雪害」扱いに、各労働基準監督署が同じ対応となるよう、厚生労働省等との調整をお願いします。

働き方改革実現に関するアンケート調査結果

令和5年7月13日
一般社団法人 長野県建設業協会

○ 目的

2024年4月1日から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。この問題に対応するため、技術者の働き方の実態を把握し、今後の対応の検討資料とする。

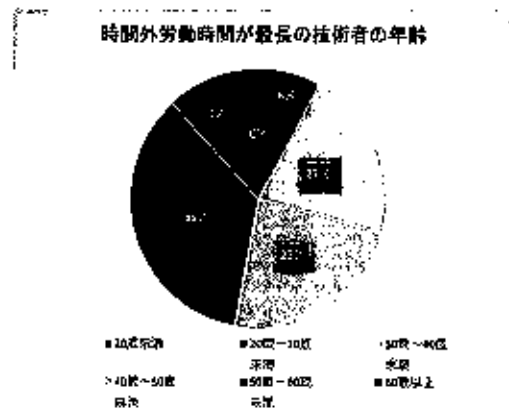
○ 調査対象

会員企業のうち、理事・監事以上の企業を対象とし、令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)1年間の時間外労働時間が最長の技術者と2番目に長い技術者それぞれ1名について回答していただいた。

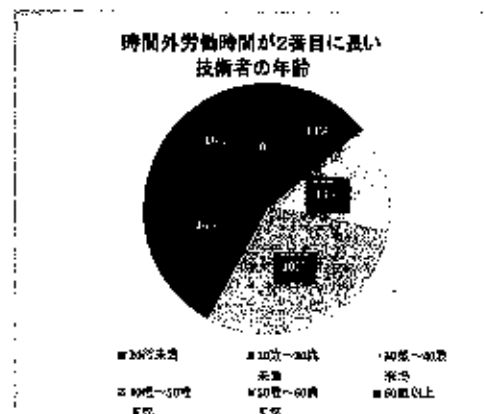
○ 回答企業数

51社(100%)

問1 技術者の年齢(令和5年4月1日時点)



20歳未満	20歳～30歳未満	30歳～40歳未満	40歳～50歳未満	50歳～60歳未満	60歳以上	計
0	4	11	12	18	0	51



20歳未満	20歳～30歳未満	30歳～40歳未満	40歳～50歳未満	50歳～60歳未満	60歳以上	計
0	7	7	15	13	8	50

問2 技術者の性別



男性	女性
51	0



男性	女性
49	1

問3 令和4年度 1年間の時間外労働時間の合計時間

(1)各社平均時間 (単位:時間)

最長の技術者	2番目に長い技術者
385.2	310.0

(2)最長の技術者の最大時間、最小時間 最大: 1,069 時間 最小: 16 時間

(3)2番目に長い技術者の最大時間、最小時間 最大: 1,003 時間 最小: 4 時間

問4 令和4年度 1年間の時間外労働時間が最長の月

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最長の技術者	9	9	10	2	1	3	3	2	2	3	3	3
2番目に長い技術者	5	10	12	3	3	2	3	0	2	3	5	2

人数が最多の月

(1)最長の技術者 : 8月(10人 20%)

(2)2番目に長い技術者 : 3月(12人 24%)

問5 問4で回答した月の時間外労働時間

(1)平均時間(単位:時間)

最長の技術者	2番目に長い技術者
60.4	46.9

(2)最長の技術者の回答した月の最大時間、最小時間 最大: 160時間 最小: 8 時間

(3)2番目に長い技術者の回答した月の最大時間、最小時間 最大: 129 時間 最小: 1 時間

問6 令和4年度(R4.4月~5年.3月)1年間で主に担当した工事の発注者

令和4年度主に担当した工事の発注者(最長の技術者)



■国土交通省 ■民間 ■国土交通省 官庁 ■その他 ■民間 個人

令和4年度主に担当した工事の発注者(2番目に長い技術者)



■国土交通省 ■民間 ■国土交通省 官庁 ■その他 ■民間 個人

問7 問6で回答した主たる工事の実施形態

主たる工事の実施形態(最長の技術者)



■発注 ■下請

主たる工事の実施形態(2番目に長い技術者)



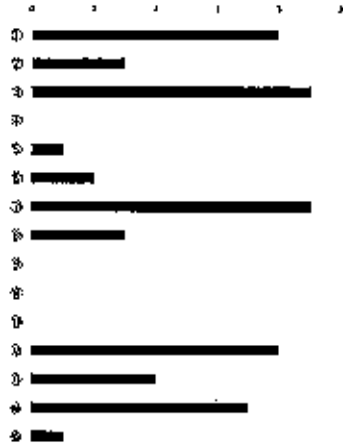
■発注 ■下請

問8 問8で回答した工事の主な工種

(1) 時間外労働が最も多い技術者

	工種	人数
①	河川工事	8
②	道路舗装工事	3
③	道路設備改良工事	8
④	舗装修繕工事	0
⑤	橋梁工事(上部、下部)	1
⑥	橋梁補修工事	2
⑦	砂防・地すべり工事	8
⑧	鋼構補修工事	3
⑨	鋼造架設工事	0
⑩	農林土木工事・農林保安工事	0
⑪	田舎造成工事	0
⑫	建築・新築工事	8
⑬	建築・増築・補修工事	4
⑭	除染作業等	3
⑮	その他	1
	計	59

主な工種
(最も技術者)



(2) 時間外労働が2番目に多い技術者

	工種	人数
①	河川工事	3
②	道路舗装工事	3
③	道路設備改良工事	5
④	舗装修繕工事	0
⑤	橋梁工事(上部、下部)	3
⑥	橋梁補修工事	1
⑦	砂防・地すべり工事	8
⑧	鋼構補修工事	0
⑨	鋼造架設工事	1
⑩	農林土木工事・農林保安工事	2
⑪	田舎造成工事	0
⑫	建築・新築工事	13
⑬	建築・増築・補修工事	4
⑭	除染作業等	5
⑮	その他	3
	計	52

主な工種
(2番目に多い技術者)



問9 令和4年度を通じて、時間外労働を行った主な理由(5つ以内複数選択)

(選択数)

①	発注者向け書類の業務が多い	22
②	年末、繁忙期で作業量が増える業務が多い	13
③	当初見積の工期が厳しい	14
④	配置する人員が少ない	17
⑤	緊急な対応が多い	17
⑥	社内情報等の確認処理業務が多い	3
⑦	現場の状況上、早出・早退する必要がある	24
⑧	外注会社、協力会社に管理能力がない	3
⑨	業務手帳を定時に提出している	2
⑩	残業していない	0
⑪	その他	7

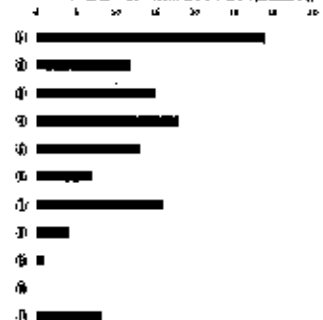
時間外労働を行った主な理由
(最も技術者、8つ以内複数選択)



(選択数)

①	発注者向け書類の業務が多い	19
②	年末、繁忙期で作業量が増える業務が多い	12
③	当初見積の工期が厳しい	16
④	配置する人員が少ない	18
⑤	緊急な対応が多い	13
⑥	社内情報等の確認処理業務が多い	7
⑦	現場の状況上、早出・早退する必要がある	16
⑧	外注会社、協力会社に管理能力がない	4
⑨	業務手帳を定時に提出している	1
⑩	残業していない	6
⑪	その他	8

時間外労働を行った主な理由
(2番目に多い技術者、5つ以内複数選択)



問10 技術者の時間外労働を減少させるための方法について自由なご意見

意見総数:33

第1分類:土木系、建築系、共通 第2分類:書類系、作業系、その他

土木・書類系	6	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工提出書類の削減は大分進んでいるが、竣工検査時の提出書類が多いと思う。 ・業務分担(技術者でないといけない仕事か? 副建設ディレクター等含むバックオフィスからの業務支援とその育成) ・書類の簡素化・設計図書の内容性の確保・一年間の工事発注量の平準化 ・昼間は現場で作業を管理し夕方以降書類の作成をする為残業時間が増えた。さらに現場が河川上流の山合の奥地なので通勤にも時間がかかった。書類の更なる簡素化と通勤時間の工夫が必要かと思う。 ・書類の簡素化、優良技術者表彰の取りやめ、または入札のインセンティブをなくす ・発注者向け書類の簡素化を検討してほしい。発注者向け書類の分業を図れるようなシステム構築・社内整備が必要(自社だけでなく、全ての企業で取り組めるようなシステム構築)、代替え委員の確保(若手社員の早期育成)が必要
土木・作業系	6	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には時間外労働をしないで時間内に書類等も行うようにしています。現場書類も日々できるものはその日の内に作成し、竣工間際は何日か事務所で書類作成を行います。 ・発注時の条件として、工事規模内容等により技術者の配置人数を限定し公募する。それに合わせた現場管理費の単計上をしていただく。 ・現場への移動回数を減らす ・除雪については災害等を避けるため、臨時的な対応が多く、時間外労働が多くなります。労働基準法第38条の柔軟な運用を希望します。 ・技術職員を増やすことで作業の分担は可能であるが、工事受注が補償されない中では困難な状況。
土木・その他	1	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の場合は除雪が時間外労働の100%の為、現状は対応せざるを得ない状況があります。各発注者の災害基準を超える降雪が発生した時点で災害発令をして、発注者自らが38条対応への相談をしていただくことが最良ではないでしょうか。こうして文書化記載すると人材豊富な交代要員確保企業が仕事を独占して地方経済は崩壊
建築・作業系	2	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配置(仕事が遅い人が前工程の場合、全体が遅れる) ・特に民間工事においては、土曜出勤をしなければならぬ工期設定、及び予算設定である。下請け業者や一人親方などの職人さんも週休2日にしないと、元請は必然的に時間外労働が増える。発注者側の上流過程の意識が変わらなければ、時間外労働の時間短縮は難しい。
建築・その他	2	<ul style="list-style-type: none"> ・民間工事(建築工事)に対しても、残業がかからないように指導をお願いします。 ・民間工事の場合、設計事務所、発注者側に残業時間に対する意識が無く、我々調剤人は要求に合わせるを得ないことが多い。
共通・作業系	4	<ul style="list-style-type: none"> ・個人的な業務が立て込むと、どうしても一人の技術者に業務が集中してしまう。 ・技術者のスキルを全体にアップし、特定の人に業務が集中しないような取り組みが必要。 ・下請(一人親方)と体目の調整が取れない。契約の処遇の改善が必要であり、最低制限価格の厳し上げが前提 ・特化した職人のマンパワーが少なく時間内調整が難しい。 ・1日の仕事の予定と振り返り(精査とやらない・やる必要のない仕事の洗い出し) ・目的が不明確なので無駄を省けない ・適正な工期の設定
共通・書類系	6	<ul style="list-style-type: none"> ・紙ベースの書類とデータベースの書類の混在を無くす ・竣工書類の簡素化 ・書類の簡素化・土日祝の完全休業工事の発注・下請け企業への周知指導 ・書類の更なる積極的な簡素化。・発注者側の協議回答の早期化。 ・提出書類の簡素化 ・書類の簡素化 ・設計変更についての検討、図面作成
共通・その他	7	<ul style="list-style-type: none"> ・会社としては時間外労働を最小限に留め、自分の時間を作ってもらいたいと考え、人員配置等も考慮し職員に対しては勤務状況を異ながら個別に指導している。 ・勤務状況をほほリアルタイムで把握するためのツールとして、建設業に特化した勤怠管理システムを検討する。 ・最低賃金基準価格の引き上げ(業務分業化のための人員増員のため) ・地元住民との協賛 ・休日出勤届を提出させる。残業届を明記させる。 ・予定価格、設計価格を10~15%上昇させる。そしてゆとりある適正工期とする。 ・弊社では技術者が減っている中ではあるが、一現場に2名の技術者を配置し、現場担当と書類担当に、残業と休日出勤を極力減らしている。 ・今年は、時間外労働を昨年に比べ削減しています。 ・技術者を「現場施工担当」と「発注官庁との打合せ、書類作成担当」にわけて2人体制にする。また、そのための現場管理費の割増をしていただきたい。また、現場を効率よく進めるためにも発注者のワンデイレスポンスを歓迎していただきたい。

アンケート結果を踏まえての提言・要望

(一社)長野県建設業協会

1 書類の簡素化

令和6年4月からの建設業への時間外労働の罰則付き上限規制の適用を控え、働き方改革実現は待ったなしです、時間外労働の上限である 年360時間を超えて働いている技術者が多くいるという実態が明らかとなりました。

技術者の時間外労働を減少させるための意見には、発注機関の問題、受注者の問題ともに様々ありますが、発注者に対する書類の簡素化の意見が最も多くあります。

主に担当した工事の発注者で多いのが、県、次いで市町村というように、公共事業を主に担当しているので、発注機関に対して書類の簡素化をさらにお願ひします。

2 諸経費率の更なる引き上げ及び低入札調査基準の見直し

時間外労働が最長の技術者は50歳～60歳未満が最も多く、2番目に長い技術者も40歳～50歳未満というように、技術者の高齢化、担い手不足の実態を反映していると思われまふ。

現場に複数の技術者を配置して業務の分担をするなど、担い手を確保する為には適正な利潤の確保が先ず必要ですので、諸経費率の更なる引き上げや低入札調査基準の見直しをお願ひします。

3 除雪、凍結防止剤散布等の時間外労働の特例措置

時間外労働の多い技術者の担当工種に「除融雪業務」があります。労働基準法第33条(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)第1項において時間外労働の特例が定められていますが、許可基準の「雪害」の中に「除雪、凍結防止剤散布、待機及び予防的通行規制業務」を加えていただくようお願ひします。

4 民間工事における働き方改革の実現

時間外労働の長い技術者の担当工種で、「建築・新築工事」「建築・補修、補強工事」も多くあります。意見の中に「特に民間工事においては、土曜日勤務をしなければならない工期設定・予算設定である。下請け業者や一人親方などの職人さんも週休2日にしないと、元請けは必然的に時間外労働が増える。」という意見もあります。

週休2日も含めて働き方改革を実現するためには、民間工事も含めて行っていくことが大変重要ですので、行政側から民間工事の発注者に対して周知徹底いただくようお願ひします。

(一社) 長野県建設業協会

働き方改革実現に関するアンケート調査

提言・要望

書類の簡素化

**諸経費率の更なる引き上げ及び
低入札調査基準の見直し**

**除雪、凍結防止剤散布等の
時間外労働の特例措置**

民間工事における働き方改革の実現

働き方改革実現に関するアンケート調査結果(群馬、長野、滋賀、鹿児島県建設業協会調べ)

区分	群馬県	長野県	滋賀県	鹿児島県		
回答数	170社、607人	51社、101人 *企業内で時間外労働が少ない企業より回答数が多い	170社、170人	74社、178人		
技術者の年齢	42.4歳	40.2歳	45.2歳	45.5歳		
女性登用率	11人(1.8%)	1人(1.0%)	23人(13.5%)	2人(1.1%)		
令和4年度	業種別	国	7.6%	11.3%	3.7%	31.0%
		県	69.1%	45.9%	67.4%	49.0%
		市町村	29.0%	19.9%	33.6%	12.0%
	時間外労働	発生なし	18.1%	6.0%	26.3%	9.0%
		500時間超	14.2%	40.2%	11.3%	10.0%
	業種別の特筆	国	45.7%		29.0%	21.5%
		県	41.6%	国交省の発注工事が突出して多い	14.0%	4.6%
		市町村	10.2%		10.4%	0.0%
	工種別の特筆	農林土木・赤井洋金工業の発注が多い	宇間時間外労働が多いのは建設土木・建設土木・赤井洋金工業、建設(新築改修)工事、建設(修繕)工事、建設(改修)工事、建設(改修)工事、建設(改修)工事	陸産・建設工事の発注が多い	建設の新築工事に突出して多い	年間時間外労働が多いのは、陸産・建設工事、建設(新築改修)工事、建設(修繕)工事、土木・道路建設工事、土木・道路建設工事
	令和5年度	業種別	国	7.0%		4.1%
県			66.4%		62.1%	40.0%
市町村			33.0%		32.1%	18.0%
時間外労働		発生なし	27.9%		38.1%	25.0%
		45時間超	10.9%		7.1%	9.0%
業種別の特筆		国	17.1%		6.0%	20.0%
		県	11.1%	国交省の発注工事が多い	13.0%	2.0%
		市町村	7.0%		9.0%	0.0%
工種別の特筆		土木・電気通信工事が多い	1ヶ月の時間外労働が多いのは電気通信工事、建設土木・赤井洋金工業、建設(新築改修)工事、建設(修繕)工事、建設(改修)工事、建設(改修)工事、建設(改修)工事		建設の新築工事に突出して多い	1ヶ月の時間外労働が多いのは、電気通信工事、建設土木・赤井洋金工業、建設(新築改修)工事、建設(修繕)工事、建設(改修)工事、建設(改修)工事
時間外労働理由のうち最も多い理由		発注者向け高品質要求→60.8%	発注者向け高品質要求が突出して多く、狭い人員数で多い。現場の性格で早出・残業が必要となっている。	発注者向け高品質要求→24%	発注者向け高品質要求→25%	発注者向け高品質要求→60.6%
発注者別の理由のうち最も多い理由	国	発注者向け高品質要求→71.7%	発注者によって時間外労働の理由に大きな違いはなかった。発注者向け高品質要求が多かったのは国交省が多く、次いで市町村。	削減する人員が少ない→31%	発注者別の時間外労働は、削減する人員が少ないが突出して多く、赤井洋金・市町村は発注者向け高品質要求が多い。	発注者向け高品質要求→68.6%
	県	発注者向け高品質要求→67.0%		削減する人員が少ない→25%	削減する人員が少ないが突出して多く、赤井洋金・市町村は発注者向け高品質要求が多い。	発注者向け高品質要求→60.2%
	市町村	発注者向け高品質要求→63.6%		削減する人員が少ない→28%	削減する人員が少ないが突出して多く、赤井洋金・市町村は発注者向け高品質要求が多い。	発注者向け高品質要求→100.0%
特に負担の多い業務内容	出来形数量計算→40.0%	負担が多い書類作成としては、出来形数量計算、工事管理、出来形管理、設計図書の作成・確認・修正となっている。	工事監理→19%	負担が大きい書類作成としては、工事管理、出来形管理、出来形管理、設計図書の作成・確認・修正となっている。	設計図書の確認・修正→63.4%	
特に負担の多い業務内容の発生頻度割合	国	工事打合せ簿→41.5%	負担が大きい書類作成は、発注者による工図の提出が多い。国交省では、工事打合せ簿の作成、出来形数量計算、設計図書の作成・確認が多く、陸産県と市町村は、出来形数量計算、工事管理、出来形管理となっている。	設計図書の確認・修正→21%	負担が大きい書類作成は、発注者による工図の提出が多い。国交省では、工事打合せ簿の作成、出来形数量計算、設計図書の作成・確認が多く、陸産県と市町村は、出来形数量計算、工事管理、出来形管理となっている。	設計図書の確認・修正→64.2%
	県	出来形数量計算→62.2%		工事監理→18%	設計図書の確認・修正→42.0%	設計図書の確認・修正→42.0%
	市町村	工事監理→38.9%		工事監理→10%	工事監理→68.2%	工事監理→68.2%
改善要望		・工事管理(農林土木・赤井洋金、建設土木)など他の業種の業務化・工程改善 ・発注者によって負担の大きい書類作成が異なる業務が削減されることにより負担軽減による業務改善による効果がある。 ・建設(新築改修)工事、建設(修繕)工事、建設(改修)工事など、他の工種もフロントローディングを促進する。 ・早出・残業とならばより短時間労働を工夫する。 ・	・発注者の業務の標準化が必要。 ・適正な料金の確保が必要。資材費等の異なる引上げ及び低入札調査基準の見直しが必要。 ・時間外労働の発生に定めておられる許可証等の活用の中で、労務、健康診断受診等の活用が必要。 ・長期工事では、土曜日前倒しを前提とした工期設定・予算設定であるため、適正な日給を確保し、働き方改革の促進。	・発注者向け高品質の負担を軽減するため必要の業務の標準化が必要。 ・発注者の負担を本社勤務者が肩代わりできるようにすることで新たな負担軽減を期待したい。 ・工事管理システムの導入が必要。 ・発注者による新たな業務の発生を抑制したい。 ・削減する人員が少ないことへの対応として、技術者制度の改正が必要である。 ・削減した業務から、工事管理システムの導入の見直し、予定価格により近い価格で発注できるようにする。	・業務の削減は改善が認められてきたが、今回の調査結果を踏まえ、設計図書の確認・修正、工事打合せ簿の作成など重点的に削減化を行う。 ・設計図書の確認・修正を促進するための調査・設計業務での負担向上を図る。 ・発注者の本社業務を削減できる優良ドライバーの育成・活用を図る。	

「働き方改革実現に関するアンケート」の結果 及び提言と要望の発表について（ご案内）

2024年4月1日から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。

この問題に対応するため、技術者の働き方の実態を把握し、働き方改革を進める具体的な提案に繋げることを目的に「働き方改革実現に関するアンケート」を実施しました。

当日は、地域ごとのアンケート結果及び提言と要望を発表いたします。

アンケート内容 技術者の時間外労働の実態、特に工事書類の作成について発注者別、業務内容別など多面的な視点で詳細に調査

実施団体 (一社) 群馬県建設業協会
(一社) 長野県建設業協会
(一社) 滋賀県建設業協会
(一社) 鹿児島県建設業協会

出席者 群馬県建設業協会会長 (全建協連 会長) 青柳 剛
長野県建設業協会会長 (同 副会長) 木下 修
滋賀県建設業協会会長 (同 副会長) 奥田 克実
鹿児島県建設業協会会長 (同 副会長) 藤田 護

日時 令和5年7月13日(木) 15時～

出席方法 会 場 東京建設会館4階 1号会議室
東京都中央区八丁堀2-5-1

リモート ZOOM (URLは後日お伝えします)

*なお、ご出席を希望される方は、次のアドレスに連絡を下さい。

Mail : jimukyoku@zenkenkyoren.or.jp

令和5年7月7日 全国建設業協同組合連合会

問合せ先

全国建設業協同組合連合会 (会長 青柳 剛)

住所：〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館4階

電話：03-3553-0984 FAX：03-3553-0805

専務理事 小池 英雄

総務部長 遠藤 幸夫 (090-6147-0397)

工事書類

内容統一、補助制度化を

全建協連が負担軽減策提言

全国建設業協同組合連合会（全建協連、青柳剛会長）は技術者が担う工事書類作成の業務負担軽減策を提言した。群馬県建設業協会会長も務める青柳氏の呼び掛けで群馬、長野、滋賀、鹿児島4県の建設業協会が技術者の就業実態を調べたところ、共通して発注者に提出する書類の作成業務が時間外労働を招いている最大の要因と確認した。引き続き地域建設業の実態把握に努めつつ、国や地方自治体などの発注機関には提言に基づき速やかな改善を求めていく。■2面に関連記事



提言などを発表する（左から）木下氏、青柳氏、藤田氏、奥田氏

13日に東京都内で会見した全建協連の青柳会長と木下修（長野建協会長）、奥田克美（滋賀建協会長）、藤田護（鹿児島建協会長）の3副会長が説明した。提言は▽発注機関によつ

て書類・工種別で差異が生じない書類作成業務（内容）の統一化▽国による書類作成業務補助の制度化▽歩掛かりや工事積算体系の見直し—の三つ。書類作成業務補助の制度化では、建設ディレクターのような外部人材登用も視野に入れる。青柳氏は現場作業の実質的な工期に書類作成時間を上乗せする「書類作成工期」を提案している。4建協の調査結果は、青柳氏が委員として参加する土木学会の「2024年働き方改革に関する特別小委員会」にも提供し役立ててもらおう。

地域の技術者

国交省工事で時間外多発

4建協調査主因は書類作成業務

地域の建設会社に勤める技術者の時間外労働が国土交通省発注工事の関連業務で多く発生している実態が、群馬、長野、滋賀、鹿児島4県の建設業協会が今春実施した「働き方改革実現に関するアンケート」で分かった。県や市町村が発注する工事も含め時間外労働を招く最大の要因が発注

者向け提出書類の作成業務だったことも判明。2024年4月に迫る時間外労働の罰則付き上限規制に備え、地域建設業に共通する喫緊の課題として認識した。

行った調査を踏まえ、他の3建協も同様の内容を確認。このうち滋賀、鹿児島両建協の調査は群馬建協と全く同じ設問項目になる。22年度の時間外労働発生状況を確認したところ、時間外労働上限規制の原則規定に当たる年間360時間を超えていた技術者の4建協別割合は、群馬14・2%、

長野40・2%（会員1社当たり時間外勤務の多い上位2人に限り回答）、滋賀11・3%、鹿児島10・0%となる。

上限規制超過割合の内訳を発注機関別に見ると、国工事が群馬45・7%（県工事11・5%、市町村工事10・2%）、滋賀29・0%（14・0%、10・0%）、鹿児島21・5%（4・5%、ゼロ）。いずれも地方自治体工事に比べ大幅に上回る。省庁別では国交省が突出して多いという。長野は同様の設問項目がなかった。書類作成業務で特に負担

の大きかった内容も確認した結果、共通して写真整理や施工計画書の作成、設計図書の照査・確認などが挙げられた。

4建協による同様の調査実施と一斉の結果発表は群馬建協の青柳剛会長が発案。地域建設業に共通する課題として幅広く発信し共有することにより、発注者側の改善を著実かつ速やかに促す狙いがある。青柳氏は今回の調査対象に入っていない東北を例に挙げ、調査対象のさらなる拡大にも意欲を示した。

協建連・4建協
調改革
方改
建協
全働

書類作成統一を提言

工事、種類ごとに最適化

全国建設業協同組合連合会の青柳剛会長と木下修、奥田克実、藤田護各副会長は13日、東京・八丁堀の東京建設会館内で記者会見を開き、自身がそれぞれ会長を務める群馬、長野、滋賀、鹿児島の各県建設業協会を通じて統一的に実施した「働き方改革実現に関するアンケート」の結果を発表した。施工管理を担う技術者に焦点を当てた調査で、依然として書類作成業務が大きな負担になっていることが改めて浮き彫りになった。全建協連は調査結果を踏まえ、発注機関によって要求内容にはらつきのある書類作成業務の統一化などを提言した。

調査結果によると、2024年4月から適用される時間外労働上限規制の項目のうち、年間360時間超、毎月（年度末繁忙期の2月時点）を調査）45時間超に該当している技術者はともに、おおむね1割前後だった。

関連4、9面

発注機関別では国土交通省発注工事での超過割合が高く、工種別では農業土木・森林保全工事や建築工事、砂防工事、道路拡幅工事などで残業が多い傾向が見られた。上限規制の順守という観点からすると、現時点で既に、超過人員が全体の1割前後であるという数字は決して悪くない。青柳会長は、書類作成業務の簡素化・適正化がさらに進められれば、上限規制の完全クリアに大きく近づくと認識を示した。

アンケート結果からは、特に負担の多い書類業務の種類が、発注機関で違ってくるが判明した。国交省の工事では工事打ち合わせ毎の作成や出来形数量の計算、設計図書の見査・確認、県や市町村の工事では写真管理や施工計画書の作成といった業務が重荷になっているという。配置する人員の不足や現場の性格による早出・残業の不可避なども残業理由に挙がっている。

4建協はそれぞれの調査結果に基づき、提言・要望をまとめた。群馬は「工期と書類の最適化と書類作成工期の設定」「フロントローディングの推進」「ワークライフバランスの実践と研修」、長野は「書類の簡素化」「諸経費率のさらなる引き上げと低入札調査基準の見直し」「除雪、凍結防止剤散布などの時間外労働の特例措置」「民間工事における働き方改革の実現」、



左から木下副会長、青柳会長、藤田副会長、奥田副会長

滋賀は「工事関係書類の簡素化」「工事積算体系の抜本的な見直し」「設計図書精度向上」「技術者不足の解消」「働き方改革実現のまとめ」、鹿児島は「書類のさらなる簡素化」「現場に即した設計図書の提供」「現場技術者を支援する人材の確保・育成」を列挙した。

最終的に4建協の意見を集約し、第一に「書類作成業務の統一化」を提言。発注者向け書類作成業務について、発注機関によって差異が生じないよう、工事ごと、種類ごとにきめ細かく最適化に努めることを求めた。

第二には「技術者の書類作成業務補助の国による制度化」を掲げた。技術者の雇用が困難な場合、書類業務を補助できる要員の確保が必要となるが、こうした「新たな職域」を国として制度化してほしいとしている。

第三は「歩掛かり、工事積算体系の見直し」で、残業時間が減っても収入が減らない給与を会社として支給できるように、低入札価格調査制度の見直しなども含め、技術者の賃上げの原資を確保できる制度改正を働き掛ける。

時間外労働の理由

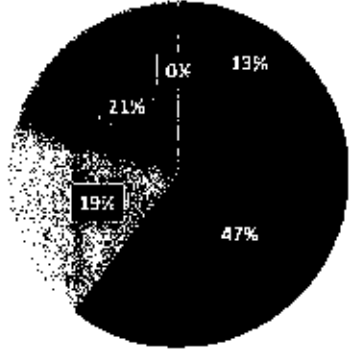
県工事の書類が最多

技術者に労働実態アンケート

長野県建設業協会（木下修会長）は、2024年度から適用が始まる時間外労働の上限規制を見据え、技術者の労働実態についてのアンケート結果を公表した。時間外労働の理由は、「発注者向け書類の業務」が最多となった。職種別には、砂防・地すべり工事、建築・新築工事、道路拡幅改良工事が多数を占めた。 11面参照

長野建協

選挙・監事以上の会員企業 平均は、最長の技術者が8.8の中で、22年度の時間外労働時間が最長の技術者と2番目の技術者に調査した。回答企業数は51社だった。



2022年度に主に担当した工事の発注者（最長の技術者）

1年間の時間外労働の各社、担当工事の発注機関をみると、時間外労働が最長の技術者は、長野県が47%で最も多く、民間事業者21%、市町村19%、国土交通省19%と続く。時

間外労働が2番目に長い技術者も長野県が45%で最も多く、民間事業者と市町村が21%、国土交通省9%となった。時間外労働を行った主な理由については、「発注者向け書類の業務が多い」（61件）が最も多く、次いで「現場の仕様上、早出・残業する必要がある」（36件）、「配置する人員が少ない」（35件）、「当初契約の工期が厳しい」（33件）などが挙げられた。技術者の時間外労働を減少させるための方法については、「業務分担（建設ファイルクスターを含むバックオフィスからの業務支援など）」「書類の簡素化・設計図書の不確実性の確保」などを提案する意見があった。

意識が変わらなければ、時間外労働の短縮は難しい」「民間工事に対して指導してほしい」といった意見が寄せられた。除雪業務については、「臨時的な対応が多く、時間外労働になる」として、柔軟な運用を求める意見もあった。

令和5年度

長野県建設産業担い手確保・育成 地域連携ネットワーク会議

日時： 令和5年7月24日（月）

10:00～12:00

場所： 県庁議会棟401号会議室

（ウェブ併用）

次 第

1 開 会

2 座長あいさつ

3 議 事

議題1 長野県建設産業担い手確保・育成 地域連携ネットワーク
会議設置要領の改正について

議題2 就業促進・働き方改革推進方針について

4 意見交換

5 閉 会

令和5年度 長野県建設産業担い手確保・育成 地域連携ネットワーク会議

出席者

所 属 名	役 職	氏 名	備 考
一般財団法人 建設業振興基金	統括部長	佐藤 正樹	WEB
一般社団法人 長野県建設業協会	副 会 長	依田 幸光	代理
	専務理事	小林 敏昭	
一般社団法人 長野県測量設計業協会	会 長	佐藤 芳明	欠席
長野県高等学校長会 工業部会	長野工業高等学校 校長	清水 史明	
	長野工業高等学校 教諭	宮之内 俊	
	長野工業高等学校 教諭	川俣 晃	
厚生労働省 長野労働局	職業安定部職業対策課 雇用指導係長	神谷 洋子	WEB
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 長野支部 (長野職業能力開発促進センター ポリテクセンター長野)	訓練課長	角山 正樹	WEB
長野県産業労働部	産業人材育成課 人材育成支援係長	瀧澤 貴之	※
	労働雇用課 雇用対策係長	岩下 裕昭	※
長野県建設部	次長	小松 誠司	座長
	建設政策課 課 長	笠原 隆通	
	建設政策課技術管理室 室 長	増澤 邦彦	
	建設政策課技術管理室 主任専門指導員	玉川 博之	事務局
	建設政策課技術管理室 課長補佐	新津 佳奈	事務局
	建設政策課 担当係長	大島 忠幸	事務局
	建設政策課技術管理室 副主任専門指導員	北村 雄一	事務局
	建設政策課技術管理室 主 任	滝澤 達彦	事務局

※ 会議設置要領 第4条の2

建設産業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議

会議資料

資料 1	建設産業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議設置要領	…1
資料 2	5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」について	…5
資料 3	建設産業の就業状況に関するデータについて	…27
資料 4	就業促進・働き方改革に資する19の取組について	…35
資料 5	長野県就業促進・働き方改革推進方針【建設産業】	…45
資料 6	建設部の19の取組状況について	…51
資料 7	新規学卒者他採用状況等の調査について（建設業協会）	…65
資料 8	建設産業に係る担い手確保・育成の支援策について	…69
資料 9	学び直し講座の開設費用の補助について（人材育成課）	…83
資料 10	社会人学びの総合ポータルサイトについて（人材育成課）	…85
資料 11	奨学金返還支援制度導入企業サポート事業について（労働雇用課）	…87
資料 12	建設産業に係る意見交換について	…89





長野県就業促進・働き方改革戦略会議 産業分野別会議【建設分野】

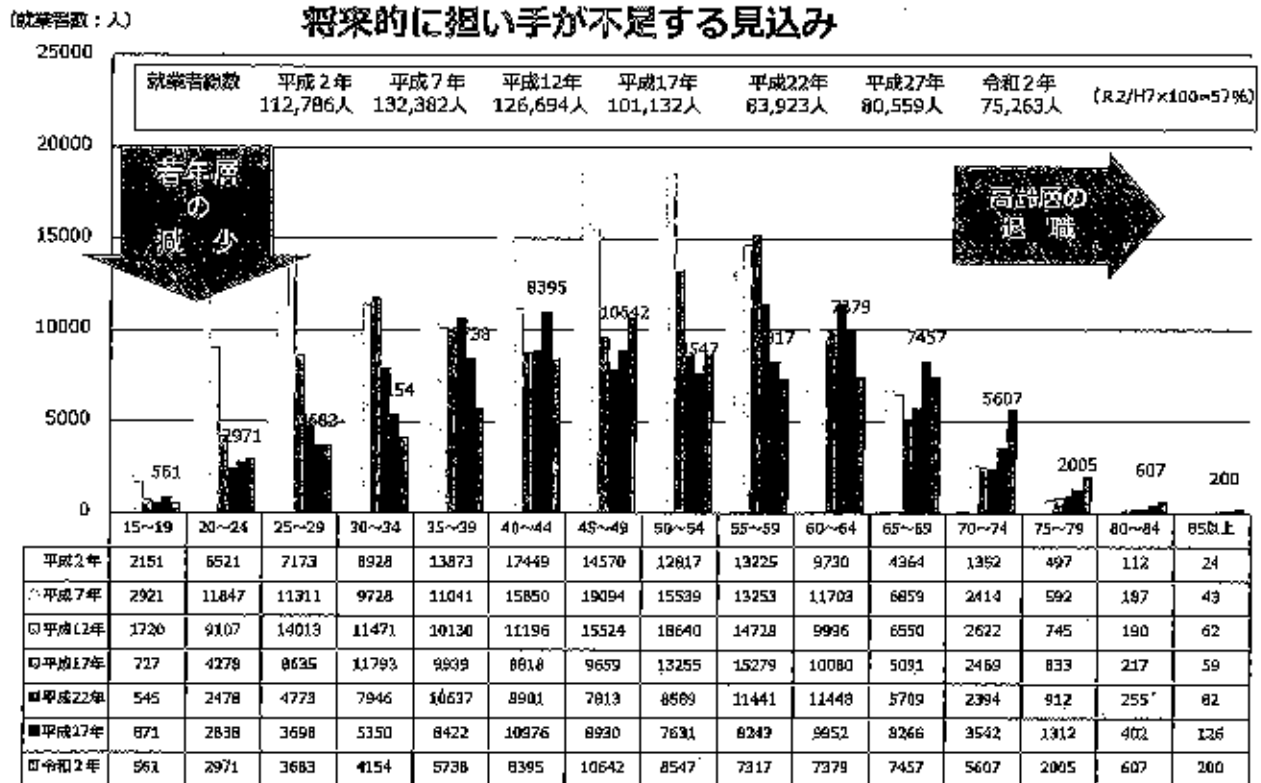
令和5年度 長野県建設産業担い手確保・育成 地域連携ネットワーク会議

令和5年7月24日

1

建設産業の就業状況に関するデータ

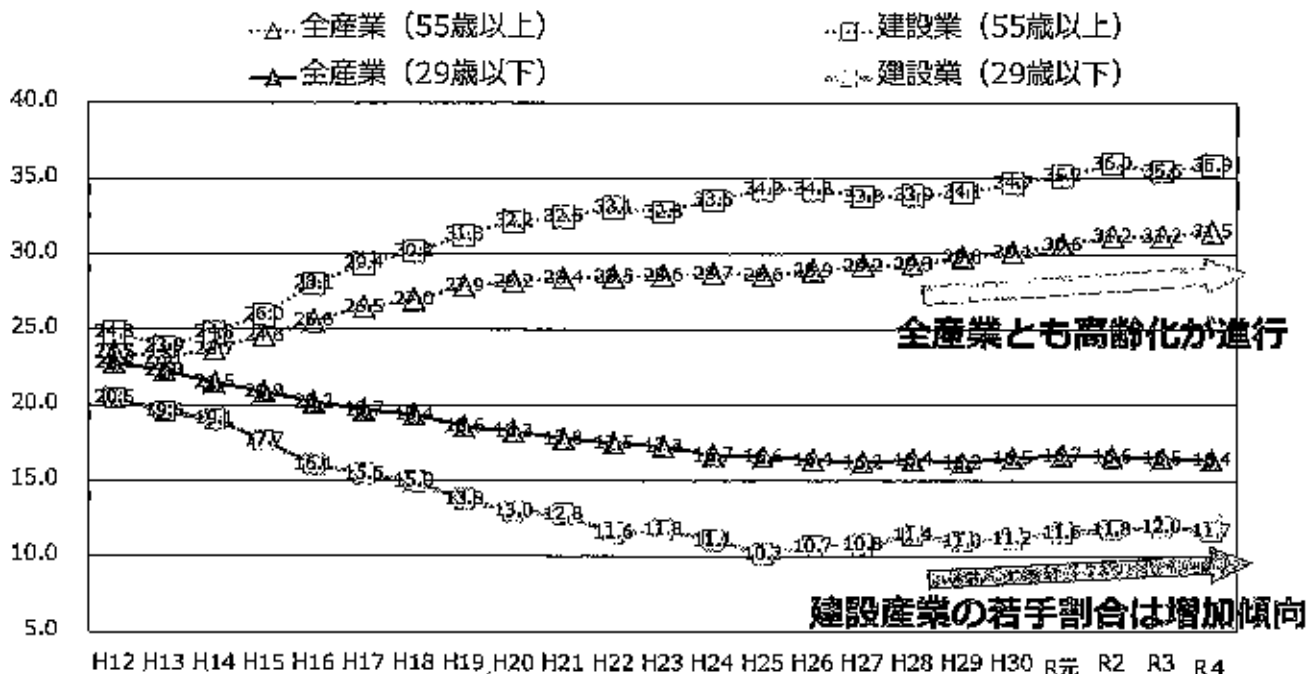
若年層の減少と、60歳以上の高齢層の退職で 将来的に担い手が不足する見込み



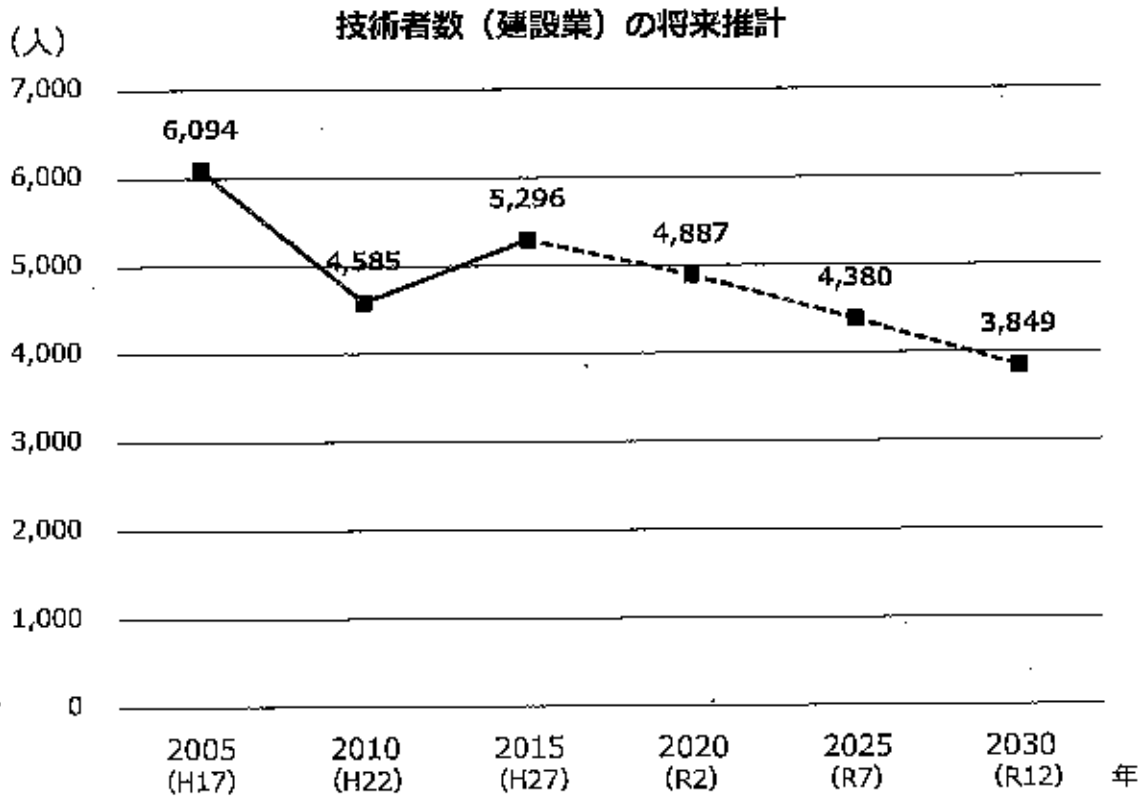
出典：国勢調査から作成

建設業の若手、高齢の比率 (全国)

全産業と建設業の若手、高齢の比率 (全国)

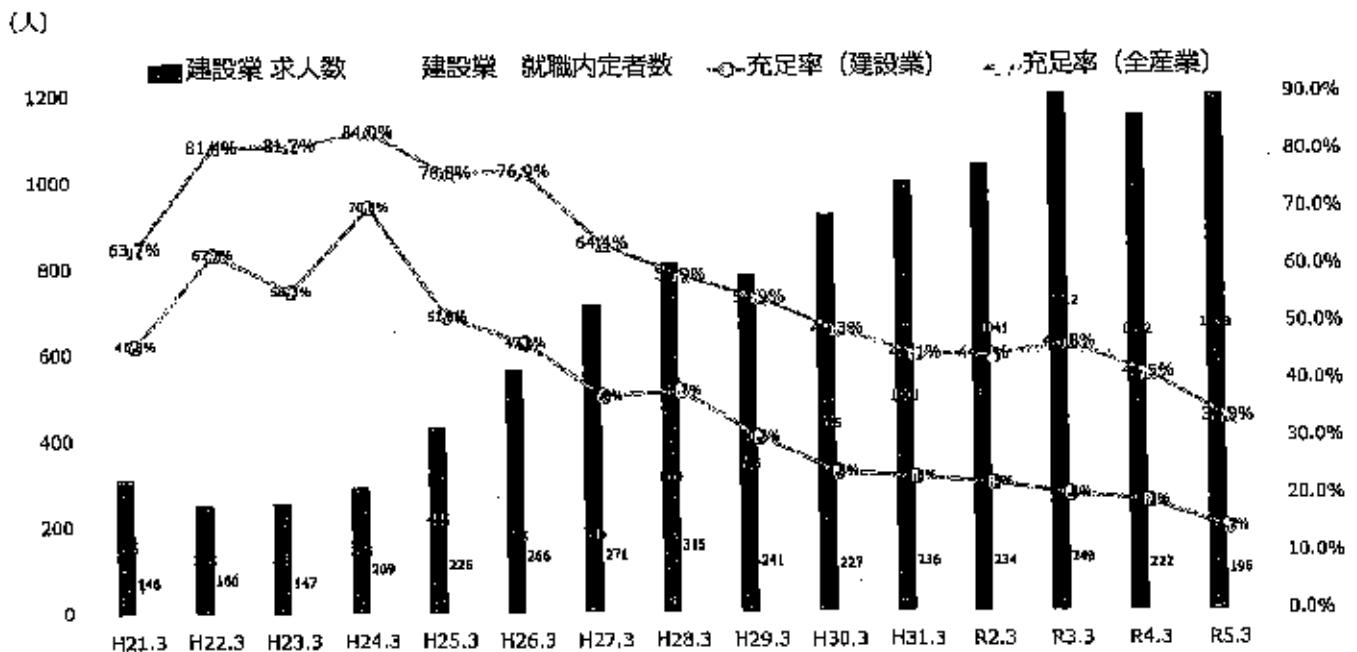


技術者数（長野県）の将来推計



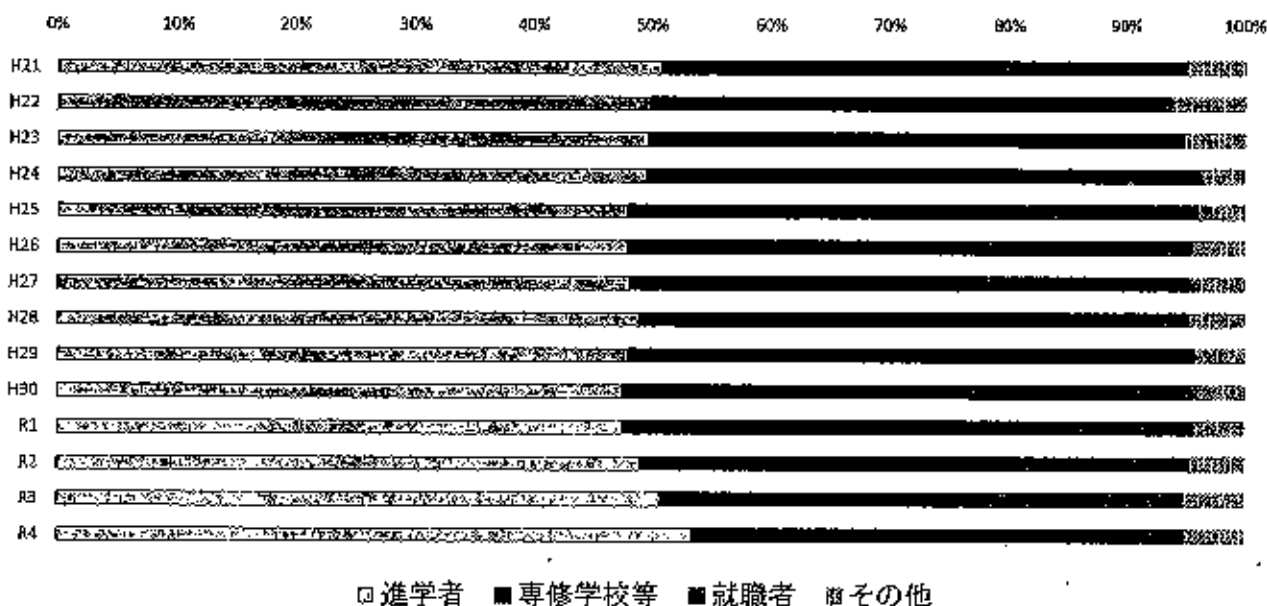
出典：「建設経済レポートNo.70」2018.4（（一財）建設経済研究所）を基に作成

高校新規学卒者 求人・内定者数（長野県）



長野労働局「高校卒業者の求人・求職・就職状況」を元に技術管理室で算出

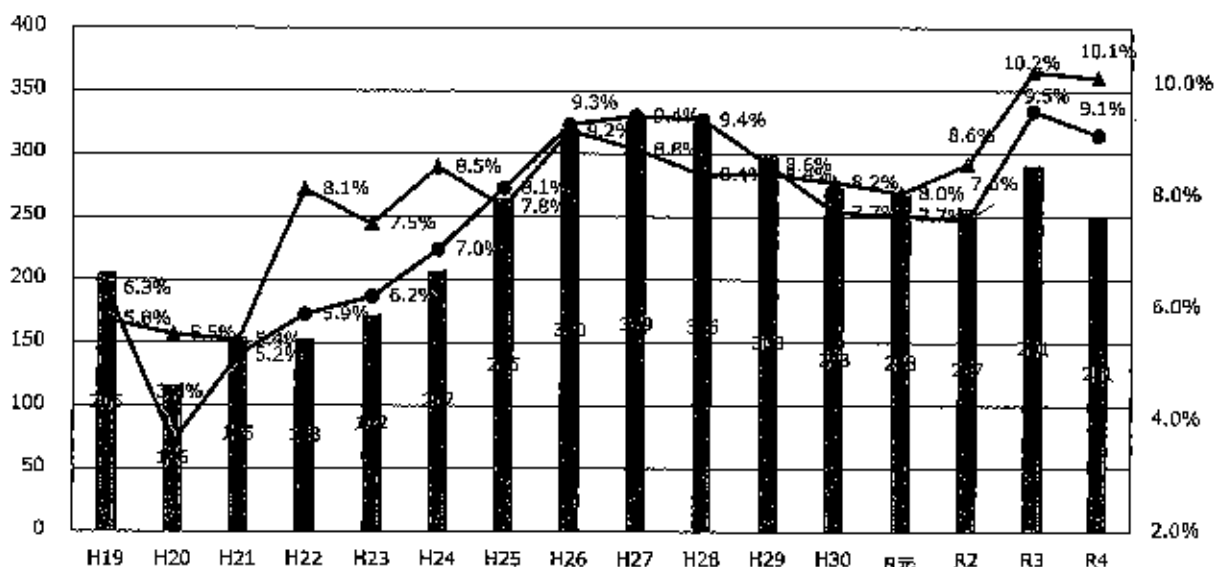
◆大学進学が約50%から微減、就職は約15%から約20%に増加するが、各年で傾向に大きな変化はみられない



出典：長野県教育委員会「教育要覧」を基に作成

高校新規学卒者の建設業への入職状況等（長野県）

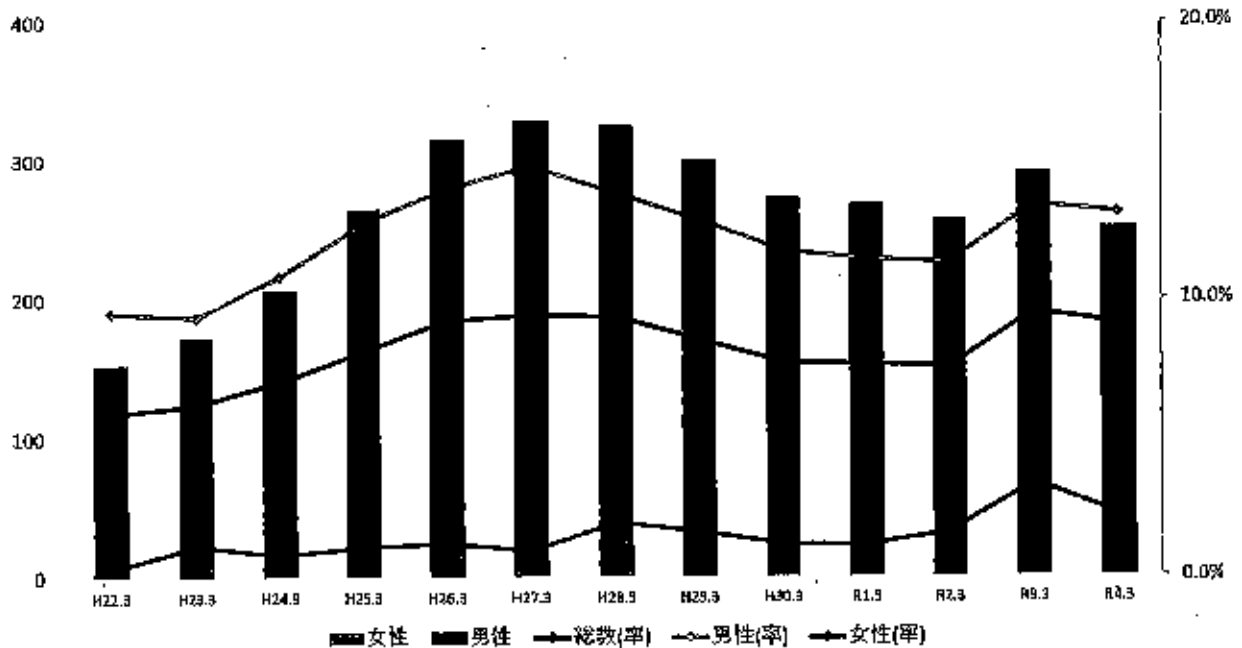
■入職者数 建設業（長野県） ▲入職者数 構成比（建設業/全産業）全国
 ◆入職者数 構成比（建設業/全産業）長野県



文部科学省「学校基本調査」及び総務省統計局労働力調査を元に技術管理室算出

◆女性の入職がわずかに伸びている

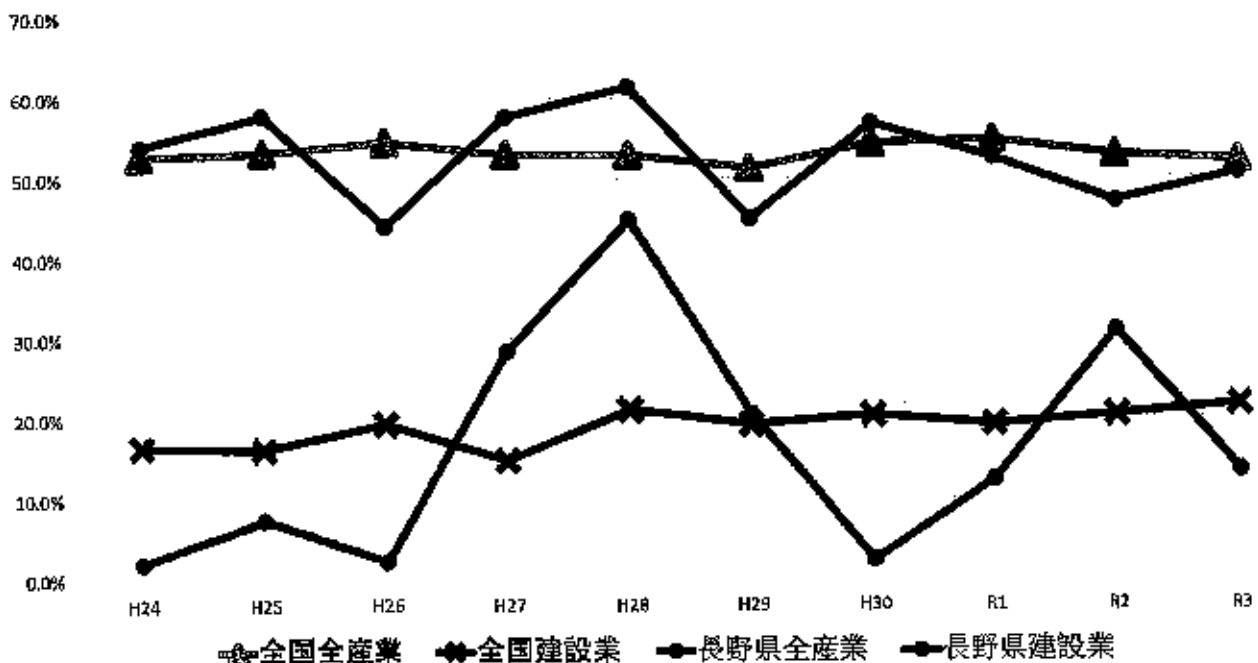
高校卒業者の建設業就職者数・全産業に対する構成比



出典：長野県教育委員会「教育要覧」を基に作成

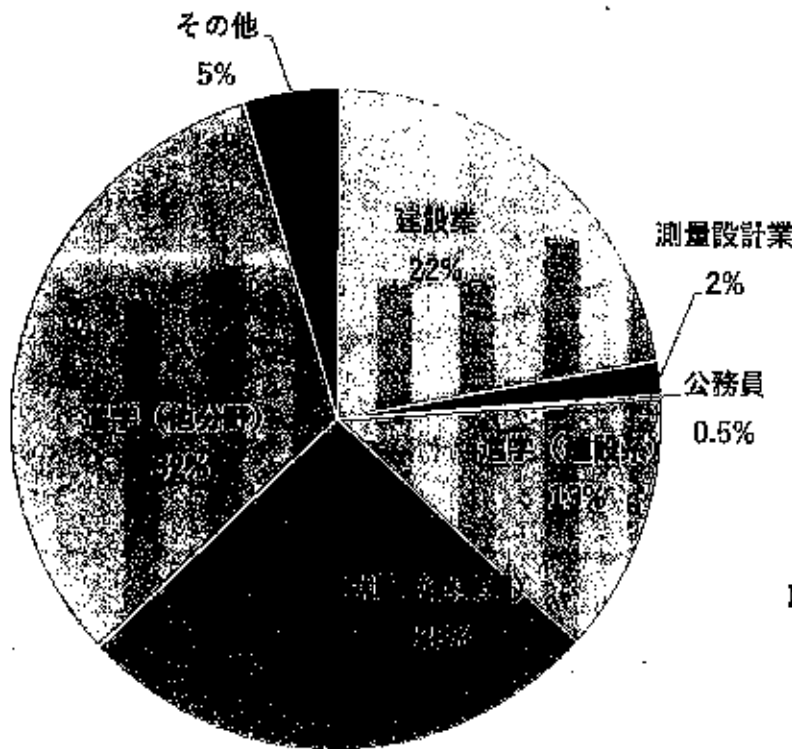
女性（全年齢）の入職割合

◆全産業は全国並み、建設業は全国より低い



[令和4年度卒業生の進路状況]

長野県建設部調べ



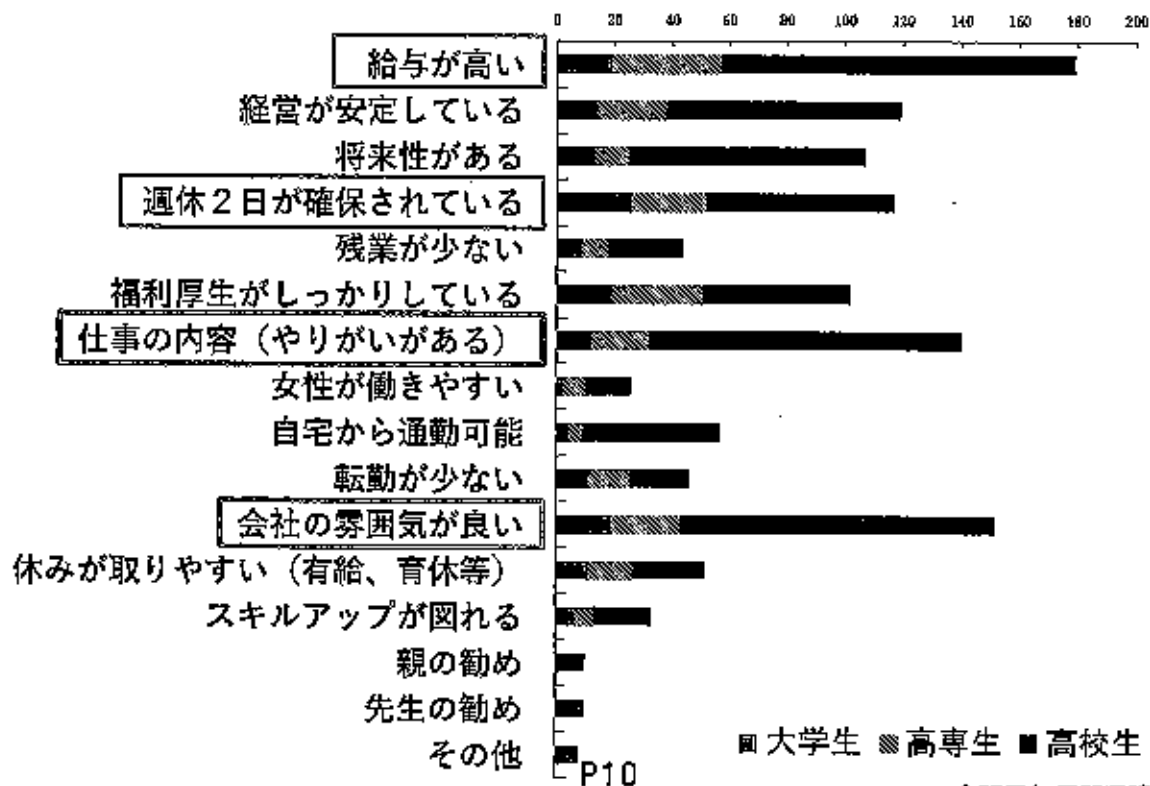
建設業	135人	
測量設計業	10人	38%
公務員	11人	
進学(建設系)	78人	
就職(他業種)	160人	
進学(他分野)	198人	62%
その他	29人	
調査対象	611人	

【調査対象校】

佐久平総合技術高校、上田千曲高校、丸子修学館高校、上伊那農業高校、飯田OIDE長姫高校、木曾青峰高校、南安曇農業高校、池田工業高校、須坂創成高校、長野工業高校、更級農業高校、中野立志館高校、下高井農林高校 (建設系学科集計)

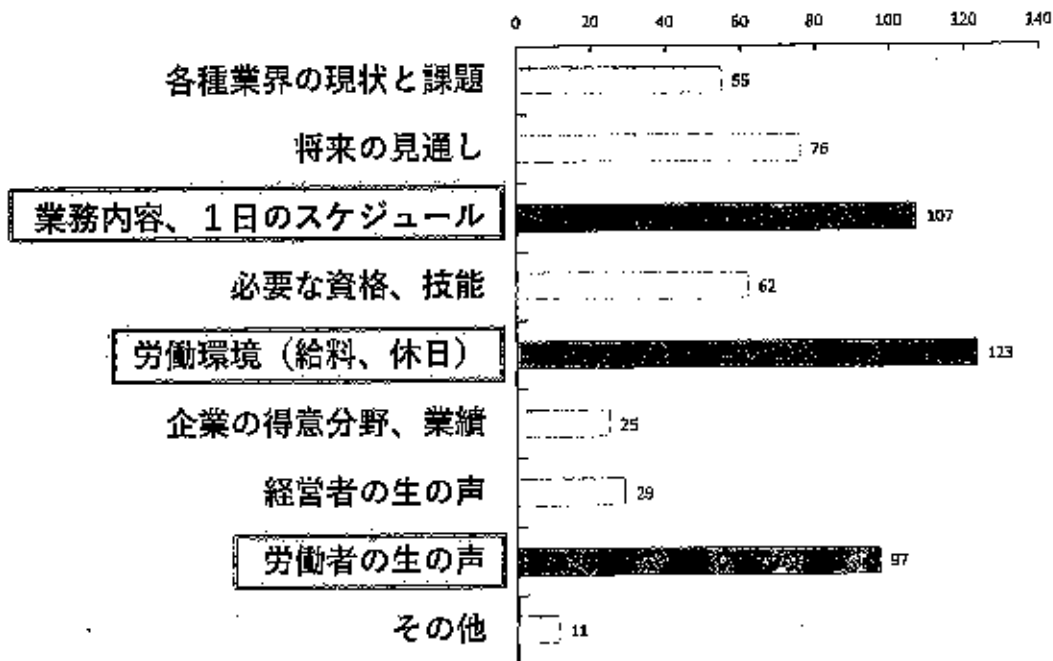
学生の就職に関するアンケート結果

Q. 就職先選定に重視することは？



生の就職に関するアンケート結果

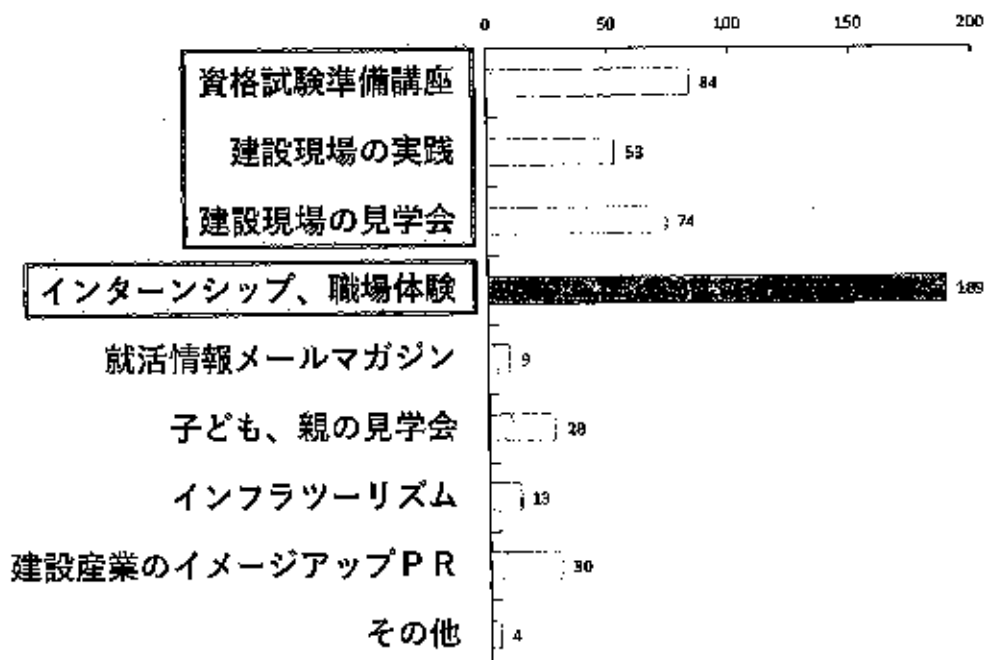
Q. 就職活動に当たって知りたい情報は？



令和元年長野県建設部調査

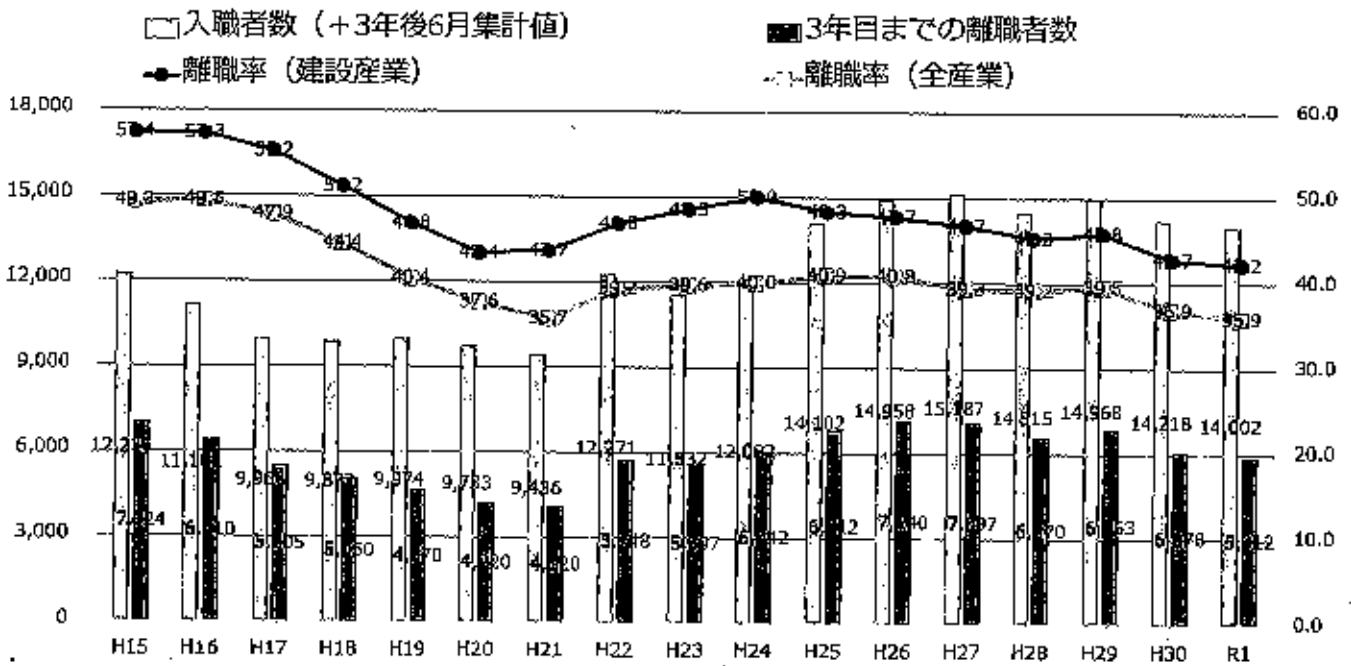
学生の就職に関するアンケート結果

Q. 就職活動に当たって知りたい情報は？



令和元年長野県建設部調査

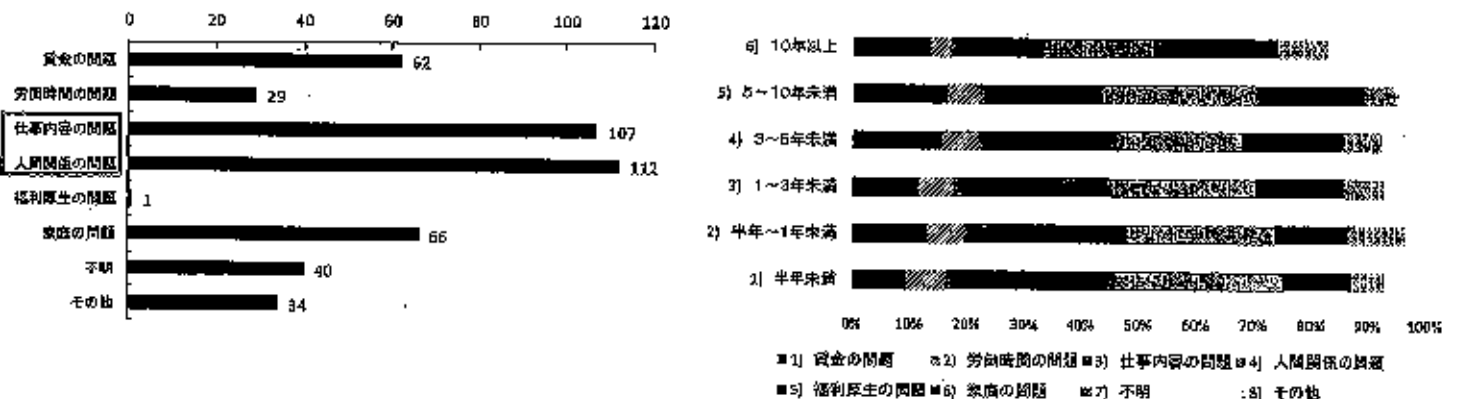
高校生新規学卒者の3年目の離職状況（全国）



厚生労働省「新規学卒者の事業所規模別・産業別離職状況」を元に技術管理室で算出

離職理由（経営者意識調査）

- ・ 離職理由は、**人間関係の問題**、**仕事内容の問題**の件数が多い
- ・ 就業3年未満では、上述2点が多く半数以上を占める
- ・ 5～10年では**賃金の問題**、**人間関係の問題**が多い
- ・ 就業年数が長くなるに従い、**家庭の問題**が多くなる
- ・ なお、3年未満の件数は全体の52%を占めている



長野県就業促進・働き方改革推進方針（産業分野別編）

令和5年7月 日改定

産業分野	建設
------	----

【現状】

- 長野県の建設業許可業者数（建設総合統計年度報による）、建設業就業者数（国勢調査による）は長期的に減少。平成22年度の建設業者数8,927者、建設業就業者数83,923人から令和2年度は同じく7,640者、75,263人と、10年間で約1割の減。
- 若手比率の低下と高齢化の進行。長野県の建設業従事者75,263人（令和2年度）のうち29歳以下の若手は7,215人で1割に満たないのに対し、60歳以上は23,255人で約3割を占めている。今後、高齢者の退職による深刻な担い手不足や、専門的技術の継承困難が想定される。
- 建設投資額（全国）は、バブル後大きく減少し、平成24年度には平成7年度の約3割にまで落ち込んだが、平成25年度からやや回復して漸増しつつ現在は約4割まで戻している。経営が厳しい中、各企業においては若手人材を育成する余裕を失っている。
- 長野県の新規高等学校卒業者の建設業求人数は、平成24年度以降、大幅に増加し、平成30年度以降は1,000人を超えているが、就職内定者数は平成27年度から減少後、横ばい傾向。（平成27年度 315名 → 令和4年度 196人）
- 建設業及び測量設計業等へ就職並びに建設系専攻科へ進学した長野県の建設系学科高校生等は、令和4年度は234人。（長野県建設部調べ）
- 令和3年入職者に占める女性の割合は、全国の全産業平均が52.1%に対して建設業は21.8%であり、長野県全産業平均が50.6%に対して建設産業は13.5%と低水準。（出典：女性の定着促進に向けた建設産業行動計画、雇用動向調査から長野県建設部調べ）
- 全国の建設業における県内の平成31年3月新規高等学校卒業者の入職後3年目の離職率は、全産業平均が32.6%であるのに対して建設業は42.2%と高水準であるが減少傾向。（長野労働局調べ）
- 長野県内の建設業における外国人労働者数（長野労働局調べ）は令和4年10月時点で972人（対前年増減比+2.3%）であり、全産業総数22,387人（同比+8.1%）に対し4.3%を占める。雇用事業所数は、建設業376所（同比+1.6%）であり、全産業4,332所（同比+4.4%）に対し8.7%を占める。
- 長野県では、平成23年度から建設系学科高校生等を対象とした実習教育を建設産業団体との協働により取り組み、令和4年度では13の高校から延べ1,933人の生徒が参加。
- 長野県の建設産業における労働災害は、令和4年度の死傷者数が296人で平成11年度（647人）の約4割と低下したが横ばい傾向であり、他産業に比べ依然として多い状況。

【課題】旧3K（きつい、きたない、きけん）から新3K（給与、休暇、希望）へ

(1) 建設産業に対する更なる認知度の向上

建設系学科の高校生だけでなく、普通科の高校生、小・中学校の児童・生徒やその保護

者、さらに女性などへの幅広いPR。

(2) 建設人材の県外流出の防止と県外からの確保

一度県外に進学、就職した学生・社会人のUターンや、住みたくなる本県の魅力発信強化によるIターンなど、県外からの人材確保。

(3) 建設産業の持続的経営安定と労働環境の更なる改善

地域の安全・安心を守る建設産業の持続的な経営の安定。

週休2日制の定着、長時間労働の解消、労働災害防止対策の推進など、若年者や女性などにも働きやすい職場づくり。

適正な賃金水準の確保、社会保険等の加入徹底などによる処遇の改善と地位の向上。

(4) 若手人材の育成と技術継承

人材育成と技術継承を行う場と機会の確保。

(5) ICT等を活用した建設産業の生産性向上と更なるスキル向上

人口減少に伴う労働人口の減少に対応するための生産性向上。

ICT等先端技術に対応するための建設技術者のスキル向上。

(6) 外国人材の適正な受入れ

外国人材の適正な受入に当たって、建設産業における働く人の処遇や労働環境の改善を進めるとともに、制度の理解促進。

【施策の方向性】

① 建設産業の理解促進と多様な人材の活用

【取組】

- 小・中学生及びその保護者や建設産業への就労を検討している求職者を対象とした出前講座や現場見学会の開催、建設産業における働き方改革や先端技術等の活用(DX*)等についての取組や県内企業等の情報発信。 *デジタルトランスフォーメーション
- 中学校におけるキャリア教育と連携した職場体験学習等、建設産業の魅力発信と交流機会の創出。
- 普通高校等の教員・生徒と建設業界がつながる機会の確保。
- 長野県出身で県外に進学した学生、特に建設系学科卒業生に対して、メールマガジン等の配信によるUターン促進。
- 建設系学科高校生等を対象とした官民連携による就労促進事業や資格取得支援の継続実施。
- 女性技術者のネットワークづくりの支援や、建設産業団体と建設系学科高校が連携したものづくり女子ミーティングの実施等により建設系学科高校の女子生徒増加を促進。
- 各関係機関の支援施策の有効活用による高齢者、障がい者の就労促進。
- 建設産業入職への道筋や入職後のキャリアアップ事例の整理・情報発信。
- ~~建設キャリアアップシステムの活用推進。~~
- ~~週休2日を考慮した適正工期への県民理解を求める周知活動。~~

【施策の方向性】

② 働きやすい・働きたくなる環境づくりと建設スキルアップへの支援

【取組】

- 公共工事等における平準化の推進促進、並びに地域建設企業の健全な発展経営安定に寄与する契約制度の検討。
- 週休2日を前提とした工期設定と経費の確保。制促進のため、公共工事において週休2日が確保できる工期の設定をおこなうとともに、増加経費を適正に計上。
- 若手育成と技術継承の観点から職場の内外における研修制度の拡充や機会の提供、優良技術者表彰制度等の運用改善。
- 建設現場の生産性向上として、3次元測量や3次元データを活用したICT活用工事の更なる推進や公共工事の計画から施工、維持管理までを3次元モデルで行うBIM/CIMに産学官の連携で取り組むなど、新技術の活用を推進促進。
- 関係機関の支援施策の有効活用による資格取得の促進ならびにITスキルの習得やテレワークなどの柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備。
- 最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映した価格による請負契約の締結。建設工事等の予定価格設定。
- 標準見積書の活用による労務費・法定福利費の確保、建設キャリアアップシステムの活用など、技能労働者への適正な賃金支払い等の処遇改善を推進。
- 入札参加資格申請者に社会保険等の加入を義務づけるとともに建設工事の1次下請負業者を社会保険加入建設業者に限定するなど社会保険等の加入対策を推進。
- 過重労働防止対策とトータルメンタルヘルスクエア対策の推進や適切な労務管理の実施に係る指導、災害発生ゼロに向けて業界を挙げて労働安全を徹底するための労働安全管理講習会、安全パトロール等を推進。
- 建設工事現場等の環境改善や福利厚生充実などにより、若年者や女性など誰もが働きやすい魅力ある職場づくりを推進。
- 子育て世代を含む全ての人々が働きつづけられる環境整備をするため、イクボス宣言の推進や国や県の認定制度活用など、人材定着に向けた意識改革等を推進。

【施策の方向性】

③ 関係機関との連携強化

【取組】

- 関係機関の担い手確保・育成に関わる支援策を整理した情報を建設業界と共有し、支援策活用の利便性向上を図る。
- 建設産業の事業承継に係る課題解決に向けた関係部局、関係機関との連携強化。
- 産・学・官の連携と適正な役割分担による施策の実行。
- 国・県・市町村で連携した入札契約改善に向けた取組。
- 施策の検証と改善、新たな取組の検討を継続実施（PDCA）。

建設産業に係る就業促進・働き方改革に資するの取組

区分	A 担い手の確保	B 担い手の育成	B・C	C 働き方改革
	建設産業の次世代を担う人づくり推進事業 建設技術員実践プロジェクト(対象:建設系学科高校生) 2級二木・建設施工管理技士、財士試験受験準備講座(対象:建設系学科高校生)			
若者	1 SNS等による情報発信 2 各通高校等の教員・生徒と建設業界がつながる機会確保 3 建設産業のPR(小・中学生やその保護者を対象とした出前講座や現場見学会の開催、職場体験学習受入、働き方改革や先端技術等の情報発信) 4 建設系学科高校の女子生徒追加の取組 5 女性技術者のネットワークづくりの支援	⑩ 関係機関の支援施策の有効活用による資格取得の促進 ⑪ 建設産業のPR(求職者を対象とした出前講座等の開催や情報発信) ⑫ 建設産業入職への応募や入職後のキャリアアップ事例の登壇・情報発信	⑬ 新技術の活用(ICT活用工事推進・BIM/CIIMへの取組等) ⑭ 技能習得者の処遇改善(標準見直し・建設キャリアアップシステムの活用)	⑮ 誰もが働きやすい建設現場等の環境改善や権利厚生の実現、入定志に向けた意識改革等 ⑯ 休みの日を前倒しとした工期設定と経費の確保・平準化の推進 ⑰ ITスキルの習得や柔軟な働き方が可能となる職場環境整備
女性				
障がい者				
高齢者				
外国人				

凡例

関係機関との連携強化

- ・ 支援策を整理した情報を建設業界と共有することによる支援策活用の利便性を向上
- ・ 建設産業の事業承継に係る課題解決に向けた連携強化
- ・ 国・県・市町村で連携した入札契約改善に向けた取組
- ・ 施策の検証と改善、新たな取組の検討を継続実施(PDCA)

連携強化すべき取組

関係構成員が単独で行う取組

建設産業に関する支援策について（令和5年度）

※厚生労働省・長野労働局関係の全職種向け支援策は、別途HP等をご確認ください。

支援段階	団体向け	企業向け	労働者・学校向け
各段階	<ul style="list-style-type: none"> ①建設産業活性化助成事業 		
就労促進	<ul style="list-style-type: none"> ②建設労働者雇用促進事業 ③建設事業主等に対する支援策 	<ul style="list-style-type: none"> ④建設事業主等に対する助成金による支援 【人材確保等支援助成金】 ⑤建設事業主等に対する助成金による支援 【トライアル雇用助成金】 ⑥高齢者雇用に関する相談・援助 ⑦シニア人材センター支援事業 ⑧障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金 ⑨プロ人材就業補助金交付事業 ⑩プロフェッショナル人材戦略拠点事業 ⑪はたらきやすさ信州事業 	
	<p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑳社会人学びの総合ポータルサイト「キャリアアップステーションNAGANO」 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫地域と未来をつなぐゼミ事業 ⑬シニア就業支援事業 ⑭障がい者雇用企業サポート事業 ⑮NAGANOで働く魅力発信事業 ⑯外国人の就業促進事業 	<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス対策関連</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ㉑ポータルサイト シューカツ/NAGANO ㉒ジョブカフェ信州運営事業 ㉓Uターン就業・創業移住支援事業 ㉔ときどき&おためしナカノ ㉕建設労働者育成支援事業

建設産業に係る担い手確保・育成の支援策について

長野県建設産業担い手確保・育成 地域連携ネットワーク会議

建設産業に関する支援策について（令和5年度）

※厚生労働省・長野労働局関係の全業種向け支援策は、別添HP等をご確認ください。

支援段階

団体向け

企業向け

労働者・学校向け

①建設産業活性化助成事業（再掲）

能力
開発

P20

②建設事業主等に対する助成金による支援
【人材開発支援助成金】

③生産性向上支援訓練

④工科短期大学校・技術専門学校運営事業
⑤在職者訓練事業
⑥産業人材カレッジ（スキルアップ講座）事業
⑦未来のICT人材育成支援事業費
⑧働く人の学び直しの場拡充支援事業
⑨公共職業訓練（就職者訓練）

①建設産業活性化助成事業（再掲）

環境
改善

⑩選ばれる職場づくり推進事業
⑪ICT活用工事、ICT導入に利用可能な
補助金等
参考 サービス等生産性向上IT導入支援事業

建設産業の支援策 一覧

段階
 ・ 就労促進
 ・ 能力開発
 ・ 労働環境改善

区分
 1 潜在労働力の労働参加促進(女性)
 2 潜在労働力の労働参加促進(高齢者)
 3 潜在労働力の労働参加促進(障がい者)
 4 大学生のインターン
 5 高度人材
 6 外国人材
 7 労働者の能力開発
 8 AI・IoT・ロボット化
 9 その他

工務部は、R4年度版からの更新箇所

令和5年度 建設産業担い手確保・育成 地域連携ネットワーク会議

番号	事業名	広範対象	段階	区分									事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関
				1 女性	2 高齢	3 障 し	4 障 し	5 高 属	6 外 国 人 材	7 能 力	8 AI	9 他					
①	建設産業活性化 助成事業	団体	各段階	1			4			7					年度毎	本年度以後も継続して実施予定	建設業振興基金

番号	事業名	広報対象	段階	区分									事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関		
				1 女性	2 高齢者	3 障がい者	4 U 地域	5 外国人	6 海外	7 能力	8 AI	9 他							
②	建設労働者雇用支援事業	企業・団体	就労促進												(1) 雇用管理研修 雇用管理責任者等を対象とした雇用管理に必要な知識の習得・向上研修の実施 ・基礎講習 ・コミュニケーションスキル等向上コース (2) 建設業若年者理解・定着促進事業（「つなぐ化」事業） 若年者の建設業に対する理解を深め入職促進と職場定着を図るため、高等学校等の先生・生徒、保護者と建設業界がつながる機会をつくるとともに、取組事例の周知広報を図る。 ① 出前授業 地域や建設企業・団体が学校を訪問し、建設業の現状や魅力を紹介する取り組み ② 現場見学会 生徒や教師に工事現場を見学してもらい、建設業で働く人たちの就労環境を把握してもらおう取り組み ③ 意見交換会 建設業の仕事やその魅力、実際の就労環境などについて意見交換を行う取り組み ④ インターンシップ 職業選択や自身の適性を見極めることを目的に、生徒が建設企業に赴き、職場体験をする取り組み		(2) H30年度～		長野労働局
③	建設事業主等に対する助成金による支援【人材確保等支援助成金】	企業・団体	就労促進	1											【建設事業主】 対象経費の3/5（中小建設事業主以外9/20）※上限額200万円/年 【事業主団体】 対象経費の2/3（中小建設事業主団体以外1/2） ※上限額…都道府県団体2,000万円/地域団体1,000万円			長野労働局	

番号	事業名	広報対象	段階	区分									事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関
				1 女性	2 高齢者	3 障がい	4 山岳	5 高齢	6 外国	7 能力	8 AI	9 他					
④	建設事業主等に 対する助成金に よる支援 【人材確保等支 援助成金】	企業	就労 促進	1											支給上限額 60万円 (一事業年度)		長野労働 局
⑤	建設事業主等に 対する助成金に よる支援 【トライアル雇 用助成金】	企業	就労 促進	1	3										月額最大4万円/人 (最長3ヶ月)	新型コロナウイルス 感染症対策のコミュ ニティ活動は、令和3年2月5 日創設。	長野労働 局
⑥	高齢者雇用に 関する相談・援 助	企業	就労 促進	2													独立行政 法人高 齢・障 害・求職 者雇用支 援機構 長野支部
⑦	シルバー人材セ ンター支援事業	企業	就労 促進	2											(公社)県シルバー人 材センター連合会に 対する助成 H10年度		長野県産 業労働部
⑧	障害者職場実習 支援事業	企業	就労 促進	3											職場実習受入謝金限 度額 同一年度で50 万円 ・支給回数、同一 年度2回まで		独立行政 法人高 齢・障 害・求職 者雇用支 援機構 長野支部

番号	事業名	広報対象	段階	区分									事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関	
				1 女性	2 高齢	3 障害	4 U 圏	5 高度 産業	6 外国 産	7 能力	8 AI	9 他						
⑨	プロ人材就業補助金交付事業	企業	就労促進		5									県内の企業等が、県外の専門的な能力や経験を有する求職者を新たに雇用する場合に、給与費の一部を助成	次のいずれかに該当する場合は対象外 ①資本金又は出資金の総額が10億円以上の法人 ②常時使用する従業員が1,000人以上の法人又は個人事業主	H27年度～		長野県産業労働部
⑩	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	企業	就労促進		5								・プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、企業の求人ニーズと専門人材のマッチングを支援 ・事業促進のため官都圏等でイベントの参加やPR等を実施	-	H27年度～	建設業：累計7名成約 (H28：4名、H29：1名、H30：2名)	長野県産業労働部	
⑪	はたらきっ張り信州事業	企業	就労促進										・産学官関係者で組織するロンソン・シアムにより実施される県内の子どもたちの職場体験活動を支援 (事務局：テレビ信州/県は経費を一部負担するとともに、ロンソン・シアムに参画し、企画やPR等に協力) 職場体験は、本事業に賛同する企業が、それぞれ工夫し提供(楽しみながら体験できる、アトラクション的のものとする。)	募集対象：小学生 初年度のR元年度は夏休み期間中の7～9月に実施。R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に配慮し、オンラインにより開催。R4年度は、オンラインと実地によるハイブリッドにより開催。	H31年度～	医療人材育成推進事業の個別事業を分別表示	長野県産業労働部	

番号	事業名	広報対象	段階	区分							事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関	
				1 女性	2 高齢者	3 障害者	4 U 地域	5 外国人	6 高齢者	7 非 能力						8 AI
⑫	建設事業主等に 対する助成金に よる支援【人材 開発支援助成 金】	企業	能力 開発							7		(1) 建設労働者認定訓練コース ① 経費助成 ・職業能力開発促進法による認定訓練を行った中 小建設事業主（中小建設事業主団体）（※1）に 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助 成事業費補助金における補助対象経費の1/6を 助成 ② 貸付助成 ・雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講さ せた中小建設事業主（※2）に対して貸付金を助成 （1人あたり日額3,800円） (2) 建設労働者技能実習コース ① 経費助成 ② 貸付助成 ・雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講し させた建設事業主（建設事業主団体は①のみ）に 対して助成	(1) について ※1 広域団体認定 訓練助成金の支給ま たは認定訓練助成事 業費補助金の交付を 受けた中小建設事業 主（中小建設事業主 団体）に限る ※2 人材開発支援 助成金（特定訓練 コース、一般訓練 コース、特別育成訓 練コース）のいずれか のいずれかの支給を 受けた中小建設事業 主に限る (2) について ① 一つの技能実習 について一人あたり 10万円を限度 ② 一つの技能実習 について20日分を限 度①②合計500万円 まで（一事業年度）			長野労働 局
⑬	選ばれた職場づ くり推進事業	企業	環境 改善									(1) アドバイザーの企業訪問による多様な働き方 制度導入の働きかけ (2) テレワーク導入の促進 (3) 専門家の派遣による働き方制度導入や労働生 産性向上に向けた支援 (4) 従業員が生き生きと働ける職場環境づくり 取り組み、実践する企業を「職場いきいきアドバ ンスカンパニー」として認証 (5) セミナーやコンサルタント派遣による採用力 向上支援	県の入札参加資格審 査において、取組い きいきアドバンスカ ンパニーに認定企業は 加えられる経過措置 を実施。	H25年度 ～	長野県産 業労働部	

番号	事業名	広報対象	段階	区分								事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関
				1 女性	2 高齢者	3 障害者	4 U 地域	5 外国人	6 海外	7 地方	8 AI					
⑭	ICT活用工事 ICT導入に利用可能な補助金等	企業	環境改善		4	5	8							https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/1-con.html	中小企業庁ほか	
参考	サービス等生産性公設IT導入支援事業	企業	環境改善				8							ソフトウェアのみ	経済産業省	
⑮	地域と未来をつなぐゼミ事業	企業・労働者	就労促進								9			R2までの信州・未採のひととづくり塾から名称変更するとともに、除障内容、安部対象者等を見直しを実施	長野県産業労働部	
⑯	シニア就業支援事業	企業・労働者	就労促進	2										高年齢者の就業促進	長野県産業労働部	
⑰	障がい者と企業の出会いの場創出事業	企業・労働者	就労促進	3										障がい者雇用率は1.82%(R1)で、法定雇用率(2.2%)を下回っており、その充足が課題。	長野県産業労働部	
⑱	MAGANDで働く魅力発信事業	企業・労働者	就労促進		4									インターンシップフェアは20年度に初の取組み	長野県産業労働部	

番号	事業名	広報対象	段階	区分					事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関
				1 女性	2 高齢者	3 障がい者	4 外国人	5 外国人労働者					
⑮	外国人の職業促進事業	企業・労働者	就労促進			6			企業の外国人材受入れ支援要により、外国人材の県内就職を促進 ・企業向けセミナー・窓口の設置 ・企業向け相談会・セミナー等の実施 ・在留資格に関する事務指導等の開催 ・信州留学生就職促進プログラム「留TOB信州」への負担金の拠出	外国人材の受入れを構想している県内企業が対象 外国人留学生が対象	H30年度～	長野県産業労働部	
⑯	社会人学びの総合ポータルサイト「キャリアアップアソシエーションNAGANO」	企業・労働者	就労促進		7				社会人学びの総合ポータルサイト「キャリアアップアソシエーションNAGANO」にて、建設分野を含む県内の仕事や就労に必要な知識、技能、資格を習得する講座から人材確保や就職等に関する支援情報を提供		R4年度～	長野県産業労働部	
⑰	緊急就労支援事業	企業・労働者	就労促進		8				社会福祉協議会に基金を造成することにより、県と市町村が緊急就労のニーズに即時的支援を行う。また、必要に応じて支援員、キャリア支援専門員が、緊急就労を調整 ・就労から2か月経過後、助成金を事業所に交付。助成率 2/3（事業所 1/3）県社協からの助成は6か月まで	新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で、一般の就労支援で就職できない就労支援が必要な方（主に高齢者、福祉人材センター相談者）	事業所は、利用者20人以上以上、月給900円以上で雇用契約を締結し、利用者1人当たり上限102,000円	R2年度	長野県社会福祉協議会
⑱	コロナ対策緊急就業支援事業強化事業	企業・労働者	就労促進		8				(1)人材紹介事業者に委託して、新型コロナウイルスの影響により職を失った方に伴走型の就業支援を行い、人材が不足している事業者とのマッチングを実施 (2)人材不足の業界（介護・建設・農業）へ転職する方へのインセンティブとしてキャリア形成支援金10万円を支給	キャリア形成支援金は、人材不足業界に正規雇用で3か月以上就業した者が対象		長野県産業労働部	
㉑	IT活用による新たな働き方普及事業 テレワークによる多様な働き方普及事業	企業・労働者	就労促進	4		8			子育て期の女性等を対象にITスキル習得セミナー等のテレワーク者成講座を実施 ・テレワーク活用の実例や業務習熟方法などを紹介する企業向けセミナーを実施 ・テレワークカーと業務習熟企業とのマッチング支援	企業向けにテレワーク者成講座を実施 ・テレワーク活用者毎にテレワーク手当を支給	R20年度～	長野県産業労働部	

番号	事業名	広報対象	段階	区分					事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関
				1 女性	2 高年齢	3 障がい	4 U	5 外国人					
㉔	生産性向上支援 訓練	企業・労働者	能力 開発						8	企業や事業主団体の生産性を向上させるための職業訓練。訓練のコーディネート。		ポリテク センター 長野	
㉕	はたらく女性 支援プロジェクト 事業	労働者	就労 促進						+	(1) 相談からインタビューまでワンストップでの就業支援 (2) 就業継続の意識を高めるための、男女従業員とともに参加できるセミナー等の開催 (3) 女性の職場定着（仕事と家庭の両立しにくい職場づくり等）に向けた企業向けセミナーの実施及び企業説明会による女性と企業とのマッチング支援	産院現場などの女性 が少ない職場（現場 ）に出勤し、職場 拡大の取り組みを 進める等、体験する ことにより就業に なげらる職場も実地	長野県産 業労働部	
㉖	就労困難者のた めの就職支援 事業	労働者	就労 促進	1		3				(1) 就労困難者（障がい者（発達障がい者、難 治性疾患患者を含む。）、ひとり親家庭の父母 等、子育て期の女性、中国帰国者、ひきこもりの 状態にある方等）に対する就職を支援するため、 「女性・障がい者等就業支援システム」において、 以下のステップに応じた支援を行う。 ① 職業相談 職業選択や訓練など、本人の希望や 適正に合ったアドバイス ② 求人開拓 企業訪問により、個々の求職者の希望 や能力・適性に沿った求人開拓 ③ 紹介・就職 紹介状の作成、採用面接など求職者に 同行して必要な支援を実施 ④ 定着支援 就職後、訪問等により安定した就労が 続くよう企業と本人を支援 (2) 求人開拓員の設置（7名） (3) ハローワーク求人情報の活用 (4) 関係機関等との連携 (5) 障がい者雇用優良事業所等の表彰		長野県産 業労働部	

番号	事業名	広報対象	段階	区分							事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関
				1 女性	2 高齢者	3 障がい者	4 U 地域	5 高齢者 外国人	6 海外 地域	7 8 9 その他					
④	子育て世代を 支援する事業	労働者	就労 促進	+								H31年度 ～		長野県産 業労働部	
⑤	ポータルサイト 「シユーカーカ ツNAGANO」	労働者	就労 促進		4							H28年度 ～	H29年度に企業情報 掲載開始。H30年度 にインターンシッ プ情報掲載開始	長野県産 業労働部	
⑥	ジョブカフェ信 州運営事業	労働者	就労 促進				4					H16年度 ～		長野県産 業労働部	

番号	事業名	広報対象	段階	区分						事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関
				1 女性	2 高齢	3 障	4 U	5 高	6 外					
㉔	UIJターン就職・創業移住支援事業	労働者	就労促進				5					H31年度～		長野県産業労働部
㉕	ときどき&おためしナガノ	労働者	就労促進				5					H27年度～	<p>事業要綱【ときどき】H28：29名採用、うち1名はH29におためしナガノに対応 H29：40名採用、H30：22名採用</p> <p>【おためし】H27：8組14名採用（うち7組県内拠点維持）、H28：11組23名採用（うち6組県内拠点維持）、H29：11組20名採用（うち5組県内拠点維持）、H30：13組24名採用（うち9組県内拠点維持）</p>	長野県産業労働部

番号	事業名	広報対象	段階	区分								事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関
				1 女性	2 高齢	3 障し	4 高度	5 外国	6 能力	7 8 9 AI 他						
㉑	建設労働者育成 支援事業	労働者	就労 促進						7		建設業で働いてみたいという離職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として建設業で働くために必要な基礎知識・技能の習得や資格が取得できる職業訓練を全国各地で実施。就職支援までを一連のパッケージとして行い、建設業界の人手不足解消を支援する。	R2年度～ R3年閉		長野労働局		
㉒	工科短期大学 校・技術専門校 運営事業	労働者	能力 開発						7		新規卒業者・離職者等に対し、就業に必要な技能・技術及びこれに関する知識を習得するための職業訓練を実施し、県内産業界を担う人材を育成	S53年度 ～(「技 術専門 校」に改 称後)	工科短期大学校修了 生の就職率はR3・ R4年度とも 100%、技術専門校 修了生の就職率はR 3・R4年度とも 95%超	長野県産 業労働部		
㉓	産業人材育成支 援センター事業 (産業人材カ レッジ(スキマ アップ講座)事 業)	労働者	能力 開発						7		・技術者・技能者等(在職者)を対象とした講座の開催(工短・技専20コース、工技センター4講座) ・技能五輪等の選手育成のための講座の開催(10コース)	H21年度 ～	R2年度から、工技 センターで行う講座 が、産業人材育成進 進事業から移行	長野県産 業労働部		
㉔	未来のICT人材 育成支援事業費	労働者	能力 開発						9		未来の長野県を担うICT人材の育成を支援するため、若年者向けアプリケーションコンテストを9 外部団体と連携して開催	H27年度 ～	H27以降応募作品数 は増加傾向 (H27:15件、H 28:18件、F129:59 件)	長野県企 業振興部		
㉕	働く人の学び直 しの場拡充支援 事業	労働者	能力 開発						7		・県内における社会人の学び直しの受け皿の拡充を図るため、社会人向けに教育訓練講座を開催する教育訓練開発等に、講座開発費用を助成	R3年度 ～		長野県産 業労働部		

番号	事業名	広報対象	段階	区分									事業内容	条件等	事業期間	特記事項	担当機関
				1 女性 技能	2 高 障 能	3 障 能	4 U 高 障 能	5 U 高 障 能	6 外 障 能	7 障 能	8 障 能	9 他 障 能					
⑤	公共職業訓練 (離職者訓練)	労働者	能力 開発										求職者を対象に早期再就職を目的とした離職者訓練の実施。 「建設アシスタント養成科」 「産業更働オペレーター科」 2科計年4回、定員75名(長野県産業労働部)建設産業に関わるコース「建築CADデザイナー科」。年2回、定員40名(ボリテクセンター長野)				長野県産業労働部、ボリテクセンター長野
追加	地域就労支援センター事業	企業・労働者	就労 促進	1		2							女性、若者、障がい者、ひきこもり状態にある者、ひとり親家庭の親、中国帰国者、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者等就職困難者	R5～	①コロナ対策緊急就労支援子スク強化事業、②はたらく女性応援プロジェクト事業、③就職困難者のための就労サポート事業を統合	長野県産業労働部	



社会人の受講に配慮した

学び直し講座の開設費用を補助します

長野県では、県内における働く社会人の学び直し講座の拡充を図り主体的な学び直しを促進するため、社会人向けに新たに開設する学び直し講座の費用の一部を補助します。

今年度はより制度を活用しやすいよう対象となる講座を拡大します。

補助額
(最大) **50万円**または
25万円

補助率 **1/2以内**

申請期間

令和5年4月6日(木)～令和6年1月31日(水)

※申請方法は働く人の学び直しの場拡充支援事業ホームページ
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/recurrent.html>)
をご覧ください。質問・相談は随時受け付けております。



これまで、国の教育訓練給付制度の対象となり得る講座を補助対象とし、入門的・基礎的な講座は補助の対象としていませんでしたが、今年度からは職業能力の開発・向上に資する入門的・基礎的な講座も補助対象とするなど、補助対象講座を拡大しました。

大学、専修学校、各種学校、職業訓練実施者等の、職業訓練に関する事業を1営業年度以上実施している事業者が対象です。



令和5年度より、補助対象講座を拡大し、講座を3つの種類に分けました。
(いずれのコースも社会人の受講に配慮する等の共通要件を満たす必要があります。)

<p>① 職業訓練実施者等が実施する職業訓練に関する事業</p>	<p>職業訓練実施者等が実施する職業訓練に関する事業</p>
<p>② 職業訓練実施者等が実施する職業訓練に関する事業</p>	<p>職業訓練実施者等が実施する職業訓練に関する事業</p>
<p>拡大 ③ 職業訓練実施者等が実施する職業訓練に関する事業</p>	<p>職業訓練実施者等が実施する職業訓練に関する事業</p>
<p>拡大 ④ 職業訓練実施者等が実施する職業訓練に関する事業</p>	<p>職業訓練実施者等が実施する職業訓練に関する事業</p>

※共通要件は以下のとおり

- ① 社会人の受講に配慮した講座（平日夜間、土日、オンライン開催等）であること
- ② 既に社会人向けに開設した講座ではないこと（既存の講座を新たに社会人向けに開設する場合は対象）
- ③ 令和6年2月末日までに事業が完了し、修了者が1名以上いること

補助対象となる講座は？

事務関係の資格や講座

- ・ 実用英語技能検定・TOEIC
- ・ 中国語検定試験・簿記検定試験（日商簿記）

医療・社会福祉・保険衛生関係の資格や講座

- ・ 同行援護従事者研修・介護職員初任者研修
- ・ 喀痰吸引等研修・登録販売者試験

専門的サービス関係の資格や講座

- ・ 中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・行政書士・ファイナンシャルプランニング技能検定

営業・販売関係の資格や講座

- ・ インテリアコーディネーター
- ・ 宅地建物取引士資格試験

技術・農業関係の資格や講座

- ・ 土木施工管理技士・管工事施工管理技士
- ・ 自動車整備士・電気主任技術者試験

情報関係の資格や講座

- ・ Webクリエイター能力認定試験
- ・ Microsoft Office Specialist2010,2013,2016
- ・ CAD利用技術者試験・建築CAD検定

その他、大学・専門学校等の講座

- ・ 修士・博士・履修証明プログラム
- ・ 職業実践力育成プログラム
- ・ キャリア形成促進プログラム

※輸送・機械運転関係の資格や講座は対象となりません。（大型自動車第一種・第二種免許、中型自動車第一種・第二種免許、大型特殊自動車免許、準中型自動車第一種免許、普通自動車第二種免許、玉掛け・フォークリフト運転・高所作業車運転・小型移動式クレーン運転・床上操作式クレーン運転・車両系建設機械運転技能講習等）

補助対象となる経費

対象講座を開設・実施するために直接必要な以下のような経費が対象となります。

- ① 人件費
- ② 報償費
- ③ 旅費
- ④ 需用費
- ⑤ 役務費
- ⑥ 委託費
- ⑦ 使用料・賃借料
- ⑧ 物品購入費
- ⑨ その他の経費

⚠ 補助対象とならない経費（例）

- ・ パソコンやプリンターなど、補助事業以外への使用が可能と考えられる汎用性のあるものの購入費
- ・ 事業者の組織運営等に係る経常的な経費

<産業人材カレッジの認定について>

県内の社会人等のスキルの獲得や向上を目的として実施する講座を「長野県産業人材カレッジ事業」として認定を行っています。本補助金の対象講座とするためには、長野県産業人材カレッジの認定が必要となりますので補助金の申請に合わせて認定申請をお願いします。

■ 事業全般、専修学校等（大学・短大・高等専門学校以外の訓練施設）からのお問い合わせ

➤ 長野県 産業労働部 産業人材育成課あて

電話 026-235-7202 メールアドレス jnzai2@pref.nagano.lg.jp

■ 大学・短大・高等専門学校からのお問い合わせ

➤ 長野県 県民文化部 県民の学び支援課あて

電話 026-235-7285 メールアドレス koto-shin@pref.nagano.lg.jp

※ 申請書類の送付先は以下のとおり（該当の担当課へお送りください。）

〒380-8570（住所記載不要） 長野市南長野幅下692-2 産業人材育成課 or 県民の学び支援課あて

詳細は、県公式サイトをご確認ください。申請書類の様式はホームページからダウンロードできます。

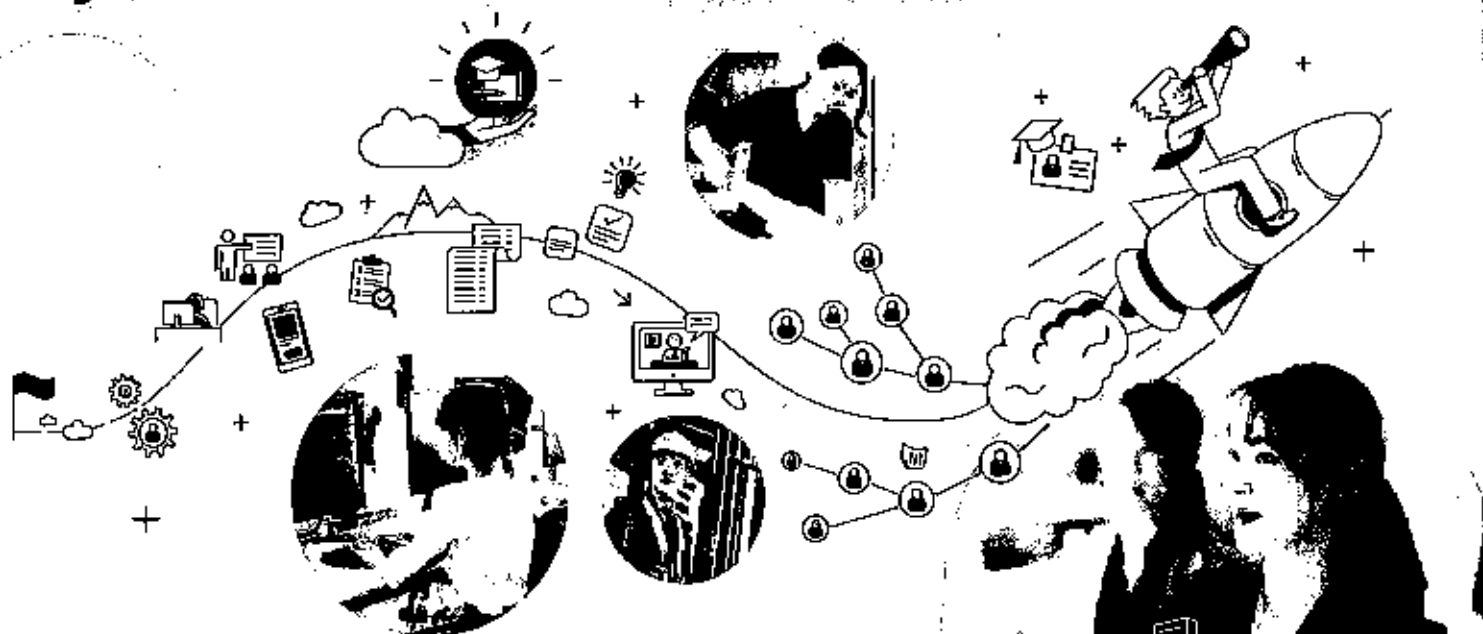
県公式サイト▶仕事・産業・観光▶能力開発

▶産業人材育成▶働く人の学び直しの場拡充支援事業

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jnzai/recurrent.html>

社会人学びの総合ポータルサイト
キャリアアップステーション
#NAGANO

2月15日(水)ポータルサイト
リリース!



学びで創る未来のカタチ

～幸せになる人生100年時代の学び直しとキャリア～

何かを学びたい!と思っても何をどこで学べるかよくわからない。

スキルアップしたい!新しい分野に挑戦したい!と周っても

何をどこを探せばいいかわからない...「キャリアアップステーションNAGANO」は、

そんな県民の声からスタートした、県内で開催されている仕事や就職に役立つ講座から就職等に関する支援情報をワンストップで入手できる、長野県社会人学びの総合ポータルサイトです。



このサイトでできること

01 あなたにおすすめの
学び診断
一人ひとりに合った学びが見つかる

02 講座を探す
県内の学びに関する講座から
あなたにおすすめの講座が見つかる

03 支援を探す
県内の各種支援が見つかる

- ・設問に答えることで、自分に合った講座や支援を見つけることができます。
- ・その他、コラムやインタビュー、学校紹介動画など、さまざまなコンテンツを掲載していきます。
- ・セミナー情報も随時掲載していきます。

セミナー情報は裏面をご覧ください

お問合せお申し込み先

社会人学びの総合ポータルサイト構築事業 事務局
〒580-0823 長野県長野市南千歳1-12-7新正和ビル6F
TEL: 050-2000-7297



※当事業は、長野県より助成を受け、
アデコ株式会社が発注者としております
ADE-JP.nagano-portal@jp.adecco.com
長野県産業労働部産業人材育成課

<https://www.poss-nagano.jp>

支援を活用して人材確保。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



奨学金返還支援制度 導入企業募集

ひとりあたり年額

詳しくは
コチラ ▶



最大10万円サポート

奨学金返還支援制度導入のメリット



人材確保

企業選びをする際に福利厚生を重視している学生にとって、採用における競争優位を確保する必要があります。



社員が働き続ける会社に

学生の約半数が受給している奨学金。制度導入によって、従業員のモチベーション向上や帰属意識も見込めます。



企業のブランド力UP!

制度導入により「社員に対して優しい会社」という印象を、学生等求職者に対して与えることができます。

事業概要

従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対し、負担額の一部を助成します。詳しくはHPをご覧ください。www.shukatsu-nagano.jp/scholarship ▶



補助対象

対象企業

- 県内に本社等を置く資本金10億円未満の中小企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等
- 従業員への奨学金返還支援制度を設けていること
※就業規則又は社内規定で定められていることが必要です
- 以下の各種認定制度を1つ以上取得していること
県「職場いきいきアドバンスカンパニー」
国「くるみん」「ユースエール」「えるぼし」
※国認定制度のみ取得の場合、県の認定までに「職場いきいきアドバンスカンパニー」を取得

対象従業員

- 対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者（中途採用者を含む）
- 雇用期間の定めのない正社員である者
- 奨学金の返済においてその他の金銭的支援を受けていない者
- 採用の日から起算して5年を経過していない者
- 奨学金を返済中又は返済が確定している者

補助内容

- ① 対象経費 従業員の奨学金返還に代理して、企業が学生支援機構に対し直接返還するか、企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した額
- ② 補助割合 1/2
- ③ 上限額 10万円（支援対象従業員1人あたり・年額）
- ④ 上限人数 3人（1社あたり・各年度）
※上位認証取得（アドバンスプラス（職場いきいきアドバンスカンパニー）、プラチナくるみん（くるみん）、プラチナえるぼし（えるぼし））若しくは各種認証を2つ以上取得している企業は5人
- ⑤ 補助期間 入社した年度を含め5会計年度（支援対象従業員1人あたり）

制度導入企業は、長野県のホームページに掲載します。
www.shukatsu-nagano.jp/scholarship-student



お問
合せ

長野県庁 産業労働部労働雇用課

☎ 026-235-7118 ✉ rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

建設産業に係る意見交換について

テーマ：女性・若者に選ばれ建設産業

テーマ	建設業振興基金	建設業協会	測量設計業協会	工業協会	長野労働局	ポリアクセンタ―長野	建設部
<p>【現状】 女性・若者を主として、企業側の採用希望者数、求職者の入社希望などの現状を推移などについてお聞かせください。 (県内の求職者のほか、県外の求職者から選ばれるという観点も含む、以降も同様)</p>	<p>採用、陣取等については把握しておりません。</p>	<p>・ 女性のデータはない。 ・ 昨年度実施した高州大学工学部水産養殖・土木工学科との意見交換会のアンケートで、就労する意向を有する者（女性）を問いたところ、 ①総計（27%） ②休日（20%） ③有利厚生（1.5%） の順となっている。</p>	<p>・ 建設系高校から大学の採用状況について（11～14の平均） 技術系学校 ①高専生：24名（13.5人）→採用4.3人 ②専門学校：募集5.0人→採用1.0人 ③高専：募集8.8人→採用1.5人 ④大学：募集19.3人→採用3.5人 条件集 ①高専：募集8.2人→採用2.0人 ②大学：募集19.3人→採用3.5人 その他（社会人枠I、Vター） 募集26.0人→採用27.8人 ※建設系高校の不登をその他の人で補完</p>	<p>・ 工業協会では令和5年度に高専卒業後就職した生徒に当する卒業後の就職率を調査する予定。</p>	<p>・ 全国的にも求人比率の多い状態であるものの、若手層からの求職希望は低い傾向は県内でも見られる。</p>	<p>・ 建設業界が求める人材と異なるかもしれないが、求職希望はあるが「建設ADデジタルインフォ」では、主にCAD技能を習得して建築設計や建築管理などへの就業を目指している。9月及び10月下旬に予定員で閉庁しており、令和年度と同コースの応募率は97.5%となっている。 ・ 女性求職者も多く、全体の7割近くを占めている。年齢層も30代、40代の求職者が多くなっている。</p>	
<p>【課題】 「女性・若者に選ばれたい」という事項を記載していただきたい。</p>	<p>・ OJISの普及促進（画像、音声等）からの課題（説明等） ・ 女性や若者に対する様々なコンテンツ（mailing, youtube等）による建設業界の認知向上 ・ 若者に対する建設業界の魅力情報発信（特に建設系決定の小中学生に対して情報発信を推進の選択位としてもらう） ・ 建設業界人材確保・育成推進協議会における各都道府県（建設関係）の連携強化（建設関係の建設関係の連携強化） ・ 建設業界女性活躍推進（建設関係の連携強化） ・ 建設業界女性活躍推進（建設関係の連携強化） ・ 建設業界女性活躍推進（建設関係の連携強化）</p>	<p>・ 企業側が働いてほしいという動向やSNSを活用した採用活動、アプロローチ手法の取り入れが期待される。その分野の専門家を協会企業と連携して、研究開発を促進 ①SNSを活用した若者へのアプローチ ②企業PR・採用活動における動画活用</p>	<p>・ 建設関係の業種での高専生の就職活動は現場での作業のためでも難しいと考える。業界で、高専生として高専生に体験させるべき内容や高専生でも多くの高専生が参加して建設現場を知るきっかけになる取り組みをしていければ良いと思える。（一部では実施している）</p>	<p>・ 求人者に対する求人書への対応 ① 国・県で連携し現場見学会開催の検討 ② 船もが働きやすい現場環境づくりモデル工場の稼働実施（06.7～）</p>	<p>・ 労働時間や休日について、工期や天候に左右されることが多く、年間を通して、安定した就業時間とすることが取組む課題。</p>		
<p>【今後の取組】 「女性・若者に選ばれたい」という事項を記載していただきたい。</p>	<p>・ 企業側が働いてほしいという動向やSNSを活用した採用活動、アプロローチ手法の取り入れが期待される。その分野の専門家を協会企業と連携して、研究開発を促進 ①SNSを活用した若者へのアプローチ ②企業PR・採用活動における動画活用</p>	<p>・ 採用活動について、先進的な取り組みを行っている企業等の情報について</p>	<p>・ 工業協会では、建設関係に関わらず、職業体験などを積極的に取り組んでいる。高専生が現場を知ることで、高専生自身の目標や意識に直結し、将来の目標を具体的に検討しやすくなると思う。</p>				

長野県建設業関係働き方改革推進協議会 次第

日時：令和5年7月24日（月）13：30～15：30

場所：ホテル信濃路 志賀

司会 長野労働局労働基準部
監督課長 森 孝行

1 挨拶

長野労働局労働基準部長

2 建設の事業における時間外労働の上限規制及び労基法第33条の適用

長野労働局労働基準部監督課
主任監察監督官 西尾 裕一朗

3 建設業における労働災害の防止等

長野労働局労働基準部健康安全課
課長補佐 矢島 一男

4 建設業の働き方改革の推進

国土交通省関東地方整備局建設産業第一課
建設産業調整官 堀井 英則 氏

5 協議事項（意見交換）

長野県建設業関係働き方改革推進協議会
出席者名簿

No.	団体名	役職名	出席者名
1	一般社団法人 長野県建設業協会	副会長	依田 幸光
2		副会長	福原 初
3		特任理事	大月 昭二
4		専務理事	小林 敏昭
5	公益社団法人 長野県建築士会	事務局長	柴田 敬一郎
6	一般社団法人 長野県建築士事務所協会	事務局長	宮尾 清政
7	一般社団法人長野県電設業協会	会長	柄澤守孝
8		副会長	滝澤修吾
9	一般社団法人長野県空調衛生設備業協会	副会長	成田 秀文
10		副会長	宮島 武宏
11	長野県録構事業協同組合	理事長	倉科 賢三
12		副理事長	西澤 章
13	一般社団法人 長野県労働基準協会適合会	専務理事	佐々木 弘久
14	国土交通省 関東地方整備局 (建設部建設産業第一課)	建設産業調整官	堀井 英則
15	国道交通省 長野国道事務所	副所長	西東 俊郎
16	長野県 建設政策課	副主任専門指導員	石坂 公成
17		係長	大島 忠幸
18		主事	駒村 直子
19	長野県 道路管理課	企画幹兼安全防災係長	折井 克壽
20		課長補佐兼維持舗装係長	小宮山 秀一
21	長野労働局労働基準部	労働基準部長	柘権 典久
22		監督課長	森 孝行
23		主任労働基準監察監督官	西尾 裕一朗
24		健康安全課 課長補佐	矢島 一男

建設業の時間外労働の上限規制 に関するQ & A

厚生労働省労働基準局

注) 本Q & Aにおいて、以下の法令等は次のものを指す。

- ・労働基準法・・・昭和22年法律第49号
- ・労働基準法施行規則・・・昭和22年厚生省令第23号

<目次>

【1 建設の事業について】

番号	質問内容	頁
1-1	労働基準法（以下「法」という。）第139条により、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲はどのようなものか。	5
1-2	主たる事業内容が施設の警備である事業場であっても、主として建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、法第139条の対象となるのか。	5
1-3	主たる事業内容が建設業である事業場に雇用されるクレーン車のオペレーターが、移動のため路上を走行する場合、当該労働者の業務について、法第140条の「自動車の運転の業務」の対象となるのか。	5
1-4	労働時間の考え方について、建設業において特に留意すべきことは何か。	6

【2 災害時における復旧及び復興の事業、労基法第33条第1項について】

番号	質問内容	頁
2-1	法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」と法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」との関係はどのようなものか。	7
2-2	法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものか。	7
2-3	「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件（法第36条第6項第2号）、複数月平均80時間以内とする要件（法第36条第6項第3号）は、どのように適用されるのか。	8
2-4	ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件（法第36条第6項第2号）、複数月平均80時間以内の要件（法第36条第6項第3号）は、どのように適用されるのか。	8
2-5	災害復旧に関連する事業は、法第33条第1項の許可の対象になるのか。	8

2-6	法第33条第1項の許可基準に「公益の保護」とあるが、事業の発注者が国や地方自治体であれば災害復旧以外の通常の事業も対象になるのか。	9
2-7	「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要性がある場合には33条1項に該当するが、その業務に付随する業務は許可の対象となるのか。	9
2-8	除雪作業には、法第139条第1項が適用されるのか。また、この場合に法第33条第1項により労働時間をさらに延長することはできるのか。	9

【3 時間外労働の上限規制について】

番号	質問内容	頁
3-1	時間外労働の上限規制における時間外労働と休日労働とは別のものか。	11
3-2	どのような場合に、法律に違反となるのか。	11
3-3	同一企業内のA事業場からB事業場へ転勤した労働者について、①36協定により延長できる時間の限度時間（原則として月45時間・年360時間。法第36条第4項）、②36協定に特別条項を設ける場合の1年についての延長時間の上限（720時間。法第36条第5項）、③時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件（法第36条第6項第2号及び第3号）は、両事業場における当該労働者の時間外労働時間数を通算して適用するのか。	11
3-4	時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均80時間以内とする要件（法第36条第6項第3号）は、複数の36協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されるのか。 また、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間も含めて満たす必要があるのか。	12

【4 36協定について】

番号	質問内容	頁
4-1	工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定については、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要があるのか。	13

<Q & A>

【1. 建設の事業について】

1-1	<p>(Q) 労働基準法（以下「法」という。）第139条により、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲はどのようなものか。</p> <hr/> <p>(A) 法第139条により時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲は、労働基準法施行規則（以下「則」という。）第69条第1項各号に掲げる事業をいい、具体的には、以下の事業をいう。</p> <p>① 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業</p> <p>② 事業場の所属する企業の主たる事業が上記①に掲げる事業である事業場における事業</p> <p>③ 工作物の建設の事業に関連する警備の事業（当該事業において労働者に交通誘導の業務を行わせる場合に限る。）</p>
1-2	<p>(Q) 主たる事業内容が施設の警備である事業場であっても、主として建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、法第139条の対象となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 主たる事業内容が施設の警備である事業場であっても、主として建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、則第69条第1項第3号の対象となり、法第139条が適用される。なお、これまでの「事業」の考え方が変わるものではなく、当該労働者に限って法第139条の対象となるものである。従って、当該労働者の所属する事業場全体の扱いが変わるものではなく、当該事業場に雇用される他の労働者は、法第139条の対象とならないことに留意すること。</p> <p>そのため、主として「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する建設現場における交通誘導警備に従事する労働者については、協定は、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で届け出る必要がある。</p>
1-3	<p>(Q) 主たる事業内容が建設業である事業場に雇用されるクレーン車のオペレーターが、移動のため路上を走行する場合、当該労働者の業務について、法第140条の「自動車の運転の業務」の対象となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 法第140条の「自動車の運転の業務」に従事する労働者とは、「自動車</p>

	<p>の運転の業務に主として従事する者」である必要があり、「自動車の運転の業務に主として従事する者」とは、運転及び運転に附帯する業務が当該労働者の業務の大半を占める労働者をいう。したがって、自動車の運転が主たる業務ではない労働者、例えば、クレーン車のオペレーターが、移動のため路上を走行する場合については、対象とならない(当該労働者は、則第 59 条第 1 号の対象となる)。</p>
1-4	<p>(Q) 労働時間の考え方について、建設業において特に留意すべきことは何か。</p> <hr/> <p>(A) 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいう。使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たり、例えば、以下のような例が挙げられる。</p> <p>① いわゆる「手待時間」</p> <p>使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)は、労働時間に当たる。例えば、クレーン車のオペレーターが夜間に重機を現場まで移動させ、工事が始まるまでの間、現場で待機している時間については、オペレーターが使用者の指揮命令下にあり、自由が確保されていない場合は労働時間に当たる。</p> <p>② 移動時間</p> <p>直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たらない。</p> <p>③ 着替え、作業準備等の時間</p> <p>使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行う時間は、労働時間に当たる。</p> <p>④ 安全教育などの時間</p> <p>参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たる。</p>

【2 災害時における復旧及び復興の事業、労基法第 33 条第 1 項について】

2-1	<p>(Q) 法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」と法第 33 条第 1 項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」との関係はどのようなものか。</p> <hr/> <p>(A) 法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」には、発生が予見困難である地震等の全ての災害時における復旧及び復興の事業が含まれる。当該事業に従事する時間も見込んだ上で、36 協定を締結することが可能であり、対象の事業については、法第 36 条第 6 項第 2 号及び第 3 号（労働者の時間外・休日労働について、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とする規制）が適用されない。</p> <p>他方、法第 33 条第 1 項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時的に必要な場合」については、業務運営上通常予見し得ない災害等が発生した場合が対象であり、法第 33 条第 1 項が適用される労働時間については、法第 36 条及び第 139 条による規制がかからず、時間外労働の上限規制からは除外される。なお、適切な労働時間管理と割増賃金の支払いは必要であることに留意が必要である。</p> <p>基本的には、「災害時における復旧及び復興の事業」を行う可能性のある事業場については、法第 139 条第 1 項に基づく 36 協定を締結して、届出を行う必要があるが、既に締結していた 36 協定で協定された延長時間を超えて労働させる臨時の必要がある場合や 36 協定を締結していなかった場合などにおいては、法第 33 条第 1 項の許可申請等を行うこととなる。</p>
2-2	<p>(Q) 法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものか。</p> <hr/> <p>(A) 法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となる。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。） ・国や地方自治体と締結した災害協定（事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事者になっていない場合も含む。以下同じ。）に基づく災害の復旧の事業

	<p>・維持管理契約内で発注者（民間発注者も含む。以下同じ。）の指示により対応する災害の復旧の事業のほか</p> <p>・複数年にわたって行う復興の事業等についても対象となる。</p>
2-3	<p>(Q) 「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、どのように適用されるのか。</p> <hr/> <p>(A) 「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月については、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）と複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、適用されない。したがって、当該月については、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）の算定期間の 6 か月から除外される。</p> <p>なお、「災害時における復旧及び復興の事業」であっても、時間外労働が月 45 時間を超える月は 6 回まで、時間外労働は年 720 時間以内とする要件は適用される。</p> <p>そのため、法第 139 条第 1 項が適用される労働時間については、通常の労働時間と分けられるよう管理する必要がある。</p>
2-4	<p>(Q) ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）、複数月平均 80 時間以内の要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、どのように適用されるのか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働と休日労働の合計で、単月 100 時間未満とする要件（法第 36 条第 6 項第 2 号）及び複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）については、②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事に従事した時間については適用されず、①一般の工事に従事した時間のみ適用される。</p> <p>なお、時間外労働が月 45 時間を超える月は 6 回まで、時間外労働は年 720 時間以内とする要件は、①及び②の両方の時間について適用される。</p>
2-5	<p>(Q) 災害復旧に関連する事業は、法第 33 条第 1 項の許可の対象になるのか。</p>

	<p>(A) 業務運営上通常予見し得ない災害が発生し、臨時の必要がある場合、法第 33 条第 1 項の対象となる。</p> <p>例えば、Q 2-2 で示した次のような事業において、臨時的な必要がある場合が対象になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。） ・国や地方自治体と締結した災害協定に基づく災害の復旧の事業 ・維持管理契約内で発注者の指示により対応する災害の復旧の事業 <p>また、災害により社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれる。</p>
2-6	<p>(Q) 法第 33 条第 1 項の許可基準に「公益の保護」とあるが、事業の発注者が国や地方自治体であれば災害復旧以外の通常の事業も対象になるのか。</p> <p>(A) 法第 33 条第 1 項は、事業の発注者が国や地方自治体であることをもって一律に対象となるものではない。個別具体的な事由の性質が「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」という要件に当たれば対象となる。</p>
2-7	<p>(Q) 「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要性がある場合には 33 条 1 項に該当するが、その業務に付随する業務は許可の対象となるのか。</p> <p>(A) 労働時間の上限規制の趣旨を踏まえれば、基本的には、36 協定で定めた時間外労働の限度時間で対応できることが望ましい。</p> <p>法第 33 条第 1 項の許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、その対応に当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。</p> <p>雪害については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当する。</p> <p>個別の事案にもよるが、除雪作業の「降雪前の見回り業務」、「凍結防止剤の散布業務」、「除雪機械の誘導・交通整理の業務」、「除雪作業に向けた準備業務」及び「作業従事者の食事等を準備する業務」等については、除雪作業に必要不可欠に付随する業務として行う場合には、対象となり得る。</p>
2-8	<p>(Q) 除雪作業には、法第 139 条第 1 項が適用されるのか。また、この場合に法第 33 条第 1 項により労働時間をさらに延長することはできるのか。</p>

(A) 建設業を営む事業場において、「災害時における復旧及び復興の事業」の対象となる除雪作業のため、単月 100 時間以上、複数月平均 80 時間を超えて時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、法第 139 条第 1 項を適用することも可能である。

また、既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があり、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合は法第 33 条第 1 項の対象となる。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれる。

【3 時間外労働の上限規制について】

3-1	<p>(Q) 時間外労働の上限規制における時間外労働と休日労働とは別のものか。</p> <hr/> <p>(A) 労働基準法においては、時間外労働と休日労働は別のものとして取り扱う。</p> <p>時間外労働とは、法定労働時間（1週40時間・1日8時間）を超えて労働した時間をいい、休日労働とは、法定休日（1週1日又は4週4日）に労働した時間をいう。</p> <p>法第36条第3項及び第4項に規定する36協定の限度時間（月45時間・年360時間）はあくまで時間外労働の限度時間であり、休日労働の時間は含まれない。</p> <p>一方で、法第36条第6項第2号及び第3号に規定する1か月の上限（月100時間未満）及び2～6か月の上限（複数月平均80時間以内）については、時間外労働と休日労働を合計した実際の労働時間に対する上限となる。</p>
3-2	<p>(Q) どのような場合に、法律に違反となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働を行わせるためには、36協定の締結・届出が必要。</p> <p>したがって、36協定を締結せずに、あるいは、締結しても届出せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、法第33条に該当する場合を除き、法第32条違反となる（6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。</p> <p>また、36協定で定めた時間数にかかわらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働と休日労働の合計時間が月100時間以上となった場合 ・ 時間外労働と休日労働の合計時間について、2～6か月の平均のいずれかが80時間を超えた場合 <p>には、法第36条第6項違反となる（6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。</p> <p>なお、「災害時における復旧及び復興の事業」においては、上記の上限は適用されない。</p>
3-3	<p>(Q) 同一企業内のA事業場からB事業場へ転勤した労働者について、①36協定により延長できる時間の限度時間（原則として月45時間・年360時間。法第36条第4項）、②36協定に特別条項を設ける場合の1年についての延長時間の上限（720時間。法第36条第5項）、③時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件（法第36条第6項第2号及び第3号）は、両事業場における当該労働者の時間外労働時間数を通算して適用するのか。</p>

	<p>(A) 時間外労働の上限について、質問の①及び②については、各事業場における 36 協定の内容を規制するものであり、労働者個人の労働時間を規制するものではない。</p> <p>これに対して、質問の③については、労働者個人の実労働時間を規制するものであり、特定の労働者が転勤した場合は法第 38 条第 1 項の規定により通算して適用される。</p> <p>なお、同一事業場内で配置換えのあった労働者については、①②③について、通算して適用される。</p>
3-4	<p>(Q) 時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）は、複数の 36 協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されるのか。</p> <p>また、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間も含めて満たす必要があるのか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均 80 時間以内とする要件（法第 36 条第 6 項第 3 号）については、複数の 36 協定の対象期間をまたぐ場合にも適用される。</p> <p>ただし、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間の労働時間は算定対象とならない。</p>

【4 36協定について】

4-1	<p>(Q) 工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定については、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要があるのか。</p>
	<p>(A) 工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要がある。</p> <p>また、工作物の建設の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれていない場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の2）で作成する必要がある。</p>

令和5年7月24日

長野労働局職業安定部職業対策課

長野県建設業関係働き方改革推進協議会 資料

1 長野県における建設業の求人・求職の動向等について

(1) 有効求人倍率（職業別）

	令和4年度	令和3年度	(前年度比)
全職業	1.40	1.24	+0.16
建築・土木・測量技術者	9.18	10.09	▲0.91
建設躯体工事の職業	10.06	9.33	+0.73
建設の職業（躯体工事除く）	6.13	5.41	+0.72
電気工事の職業	3.33	3.26	+0.07
土木の職業	7.36	8.35	▲0.99

(コメント)

- ・令和4年度における建設の職業の有効求人倍率は、全職業の有効求人倍率（1.40倍）を大きく上回っている。
- ・建設の各職業の求人倍率は、建築・土木・測量技術者と土木の職業を除き前年度を上回っている。
- ・建設関係の求人倍率は高い水準を維持しており、「人材の確保」については、引き続き積極的に取り組む必要がある。
- ・詳細は、別添「長野県の建設の職業にかかわる有効求人倍率の推移」参照。

(2) 就職者数の動向について（ハローワークの紹介による就職）

	令和4年度	令和3年度	増減
男	641	733	▲92
女	50	39	+11
合計	692	772	▲80

(コメント)

(令和4年度性別不明1名)

- ・就職者数は前年度と比較して男性は減少したが、女性は増加に転じた。
- ・詳細は、別添「建設の職種に係る新規求人・求職・就職状況」「建設の職業に係る男女別就職者数」参照。

(3) 新規高等学校卒業者の求人・就職の動向について

	令和5.3卒		令和4.3卒		増減	
	求人数	内定者数	求人数	内定者数	求人数	内定者数
全産業	7,439	2,523	6,254	2,596	+1,185	▲73
うち建設業	1,333	195	1,152	222	+181	▲26

(コメント)

- ・令和5年3月卒対象の求人数は、全産業では前年度比で1,185人増加し、建設業では181人増加した。
- ・令和5年3月卒対象の就職内定者数は、全産業では前年比73人減少し、建設業では26人減少した。
- ・全産業で内定者数が求人数を下回る傾向であるが、建設業では他産業に比べ大きく下回ることから、更なる人材確保に取り組む必要がある。
- ・詳細は、別添「(表2) 新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人・就職内定の状況」「新規高等学校卒業予定者対象求人の状況」「新規高等学校卒業就職者の状況」参照。

2. 人材確保、人材開発関係事業について

(1) 「つなぐ化」事業について（厚生労働省委託事業） 人材確保

生徒・教師・保護者等が建設業に対する理解を深めるための事業を実施。(委託事業)

(事業例：現場見学会、出前授業、意見交換会など)

- ・詳細は、<https://public.lcc-jp.com/tsunaguka/> (株式会社東京リーガルマインド)

(2) 雇用管理研修 (厚生労働省委託事業) **人材確保** **人材開発**

雇用管理責任者を対象とした雇用管理に必要な知識の習得・向上研修を実施 (委託事業)

・詳細は、「<https://koyoukanri.chosakai.jp> (株式会社労働調査会)」

(3) 建設事業主等に対する助成金について **人材確保** **人材開発**

- ・当該助成金は、建設事業主向けに特化した助成金であり、有効にご活用いただくよう周知をお願いします。
- ・助成金パンフレットや申請に必要な様式等は、厚生労働省又は長野労働局HPからダウンロードできます。
- ・助成金の概要は、別添「建設事業主等に対する助成金のご案内」参照。

(4) 建設業における外国人労働者の状況について **人材確保**

①令和4年10月末現在の状況 (長野県の外国人雇用状況届出に基づく外国人労働者の状況)

	労働者数	前年同期比	在留資格別
全産業	22,387人	+8.1%	-
建設業	972人 (全産業の4.3%)	+2.3%	《972人中、主な在留資格》 ・技能実習 523人 ・身分に基づく在留資格 (永住者など) 258人 ・専門的・技術的分野の在留資格 (特定技能含む) 122人

②在留資格「特定技能」の外国人労働者の状況について (参考)

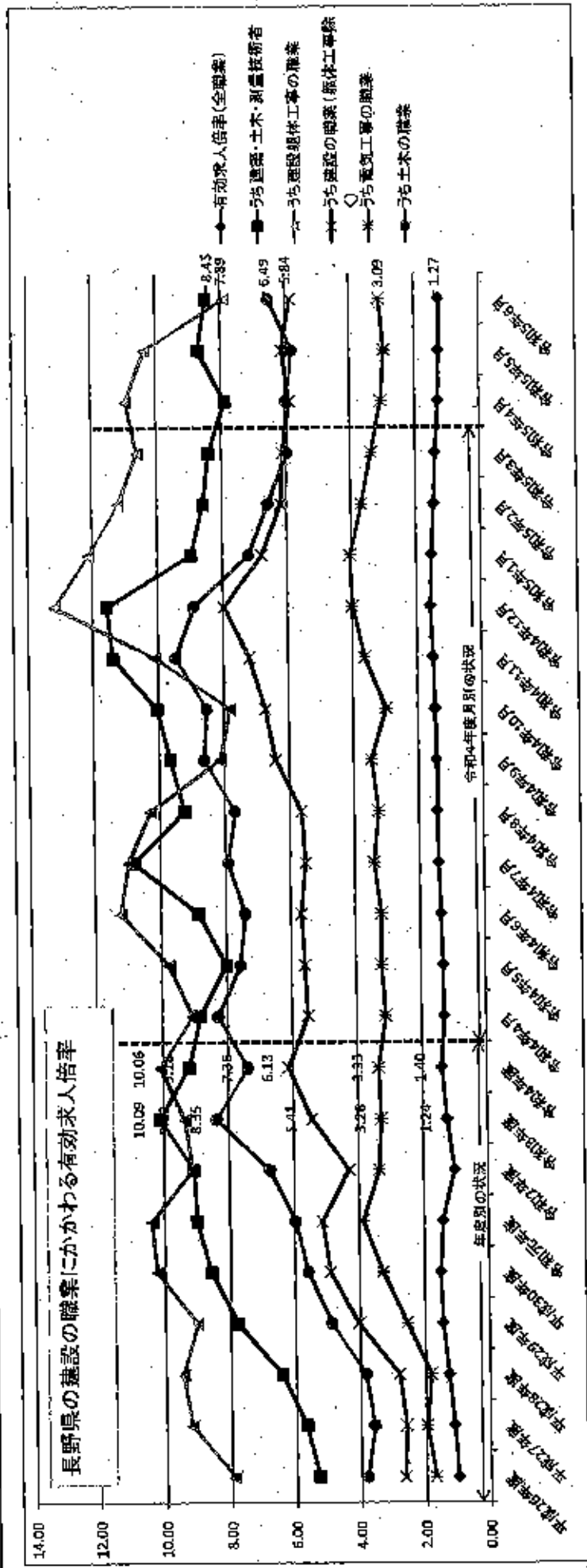
	令和4年12月末現在 (特定技能1号)
全分野 (全国)	130,915人
建設分野 (全国)	12,768人
全分野 (長野県)	2,824人
建設分野 (長野県)	93人

(法務省出入国在留管理庁公表資料より) ※別添「【第2表】都道府県別特定産業分野別特定技能1号在留外国人数」参照。

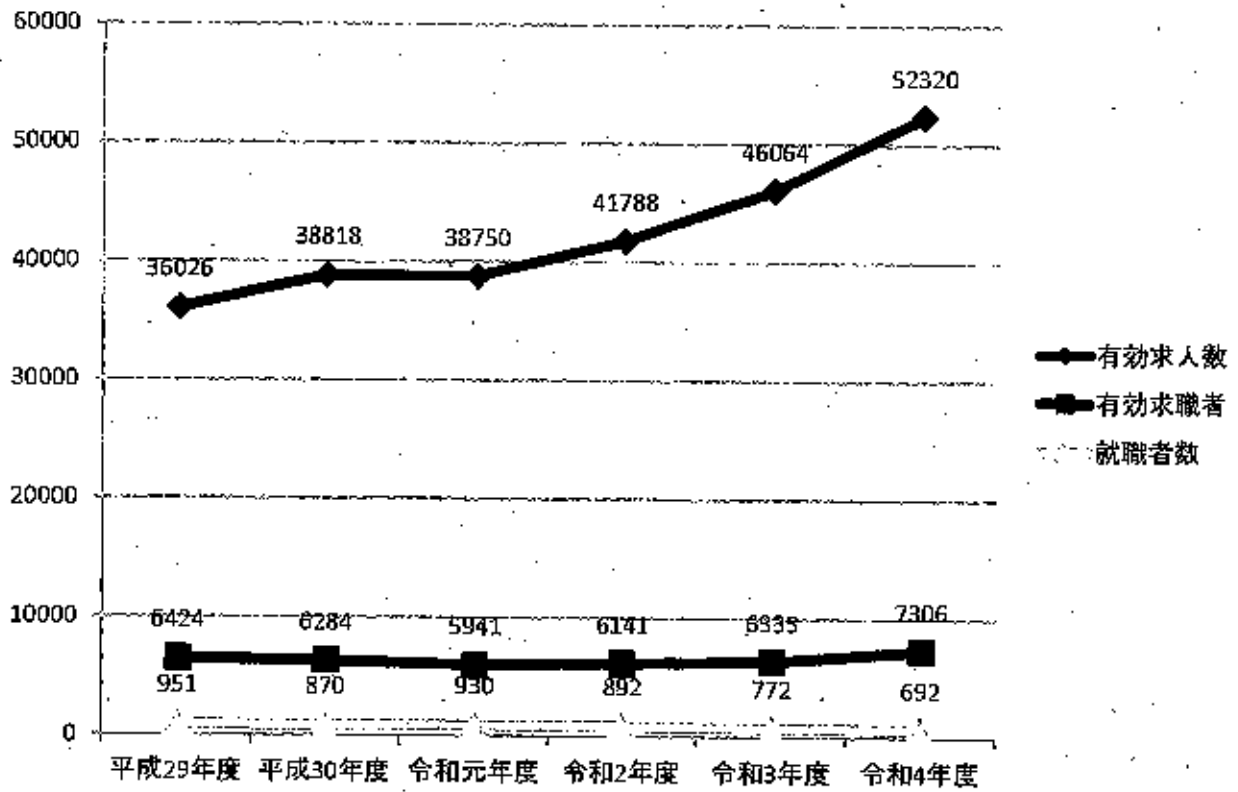
長野県の建設の職業にかかわる有効求人倍率の推移(常用、フルタイム+パートタイム)

長野労働局職業対策課

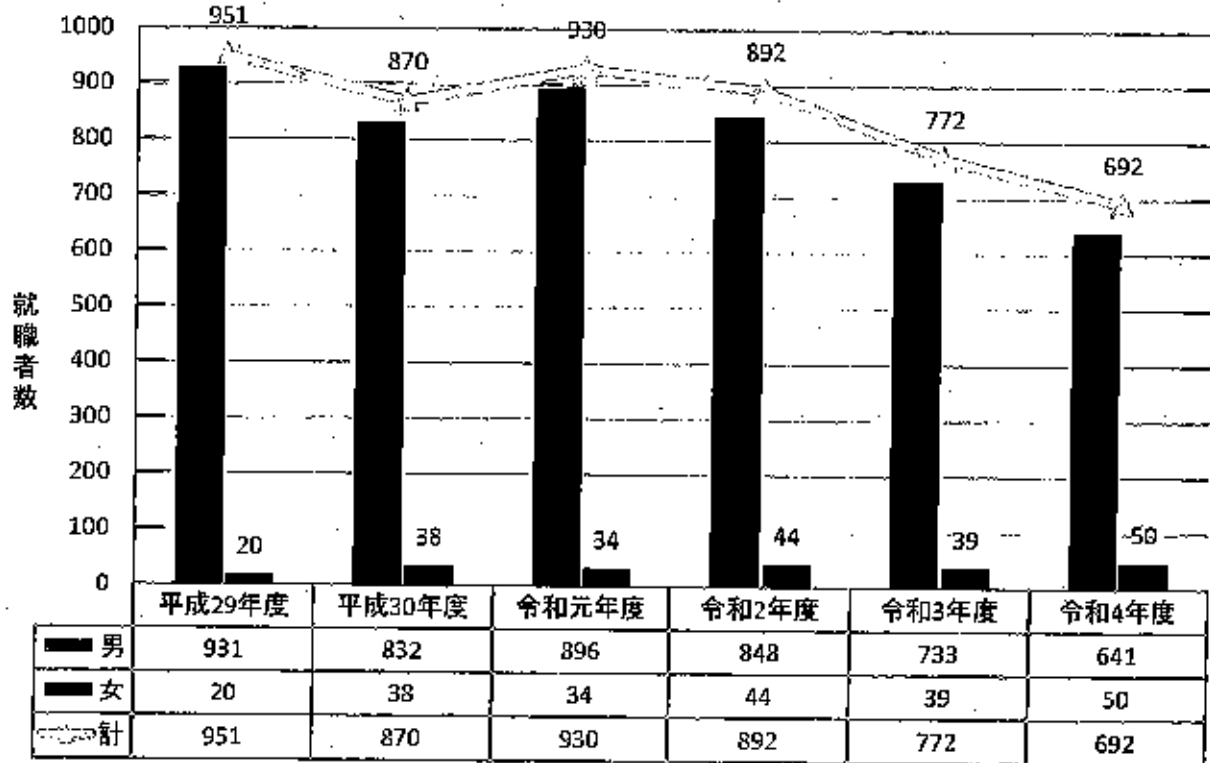
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	
有効求人倍率(全職業)	1.00	1.10	1.27	1.44	1.50	1.40	1.04	1.24	1.40	1.30	1.30	1.30	1.36	1.41	1.43	1.44	1.46	1.52	1.58	1.53	1.46	1.39	1.30	1.26	1.27
うち建築・土木・測量技術者	5.28	5.66	6.42	7.76	8.56	8.99	9.08	10.09	9.18	8.83	7.99	8.83	8.83	10.80	9.24	9.65	10.04	11.55	8.97	8.57	8.39	7.88	8.09	8.09	8.45
うち建設関係工事の職業	7.89	9.18	9.44	9.99	10.21	10.35	9.11	9.33	10.05	9.04	9.75	11.20	10.95	10.26	8.10	7.79	10.07	13.18	12.08	11.16	10.56	10.92	10.34	10.34	7.99
うち建設の職業(躯体工事除く)	2.64	2.60	2.80	4.03	4.89	5.12	4.28	5.41	6.13	5.49	5.58	5.66	5.51	5.62	6.40	6.71	7.18	7.95	6.76	6.17	6.10	5.87	6.10	6.10	5.84
うち電気工事の職業	1.71	1.97	1.83	2.55	3.27	3.86	3.34	3.26	3.33	3.08	3.20	3.19	3.39	3.24	3.44	2.97	3.61	3.97	4.02	3.66	3.35	3.05	2.92	2.92	3.09
うち土木の職業	3.78	3.57	3.30	4.86	5.56	6.74	8.35	8.35	7.38	8.27	7.56	7.39	7.90	7.87	8.61	8.51	9.45	8.90	7.16	6.56	5.95	5.98	5.79	5.79	6.49



建設の職種に係る求人・求職・就職状況



建設の職業に係る男女別就職者数

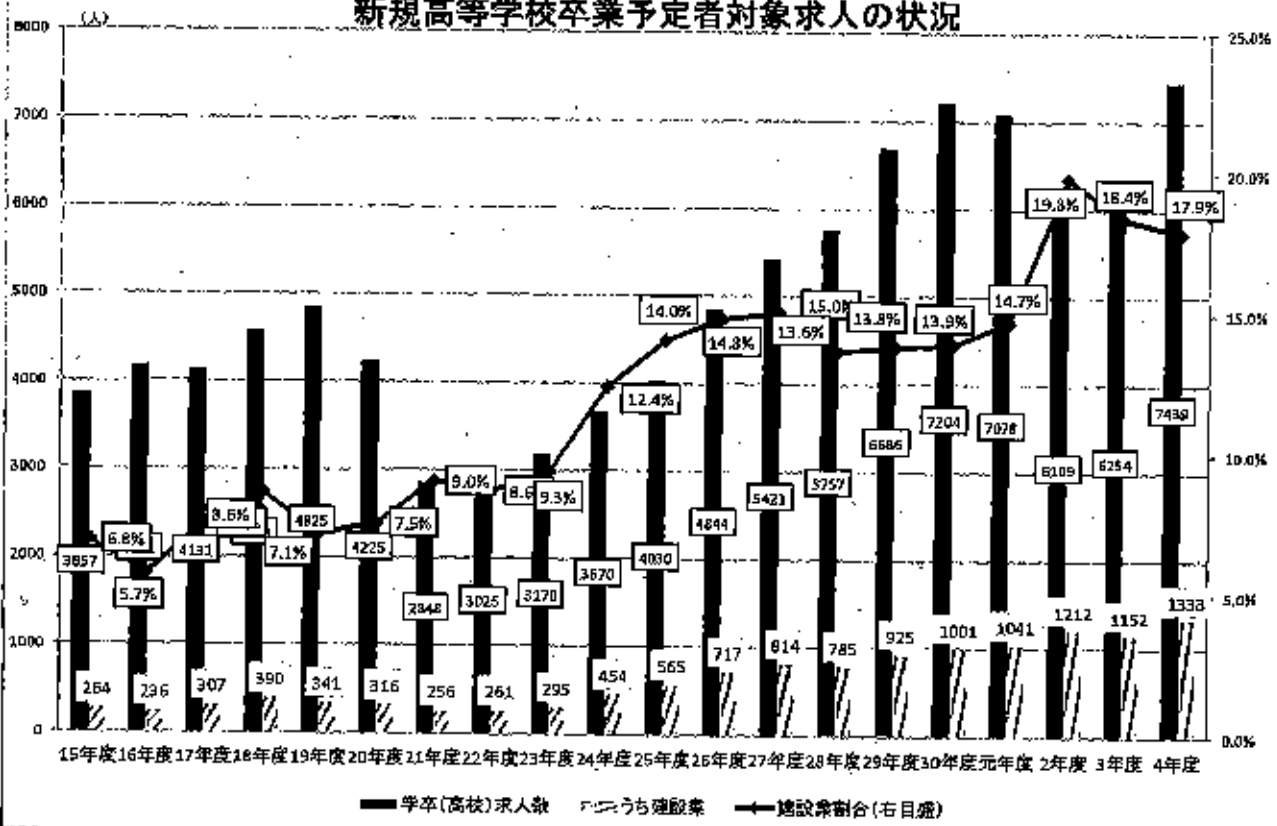


※令和4年度:性別不明1名

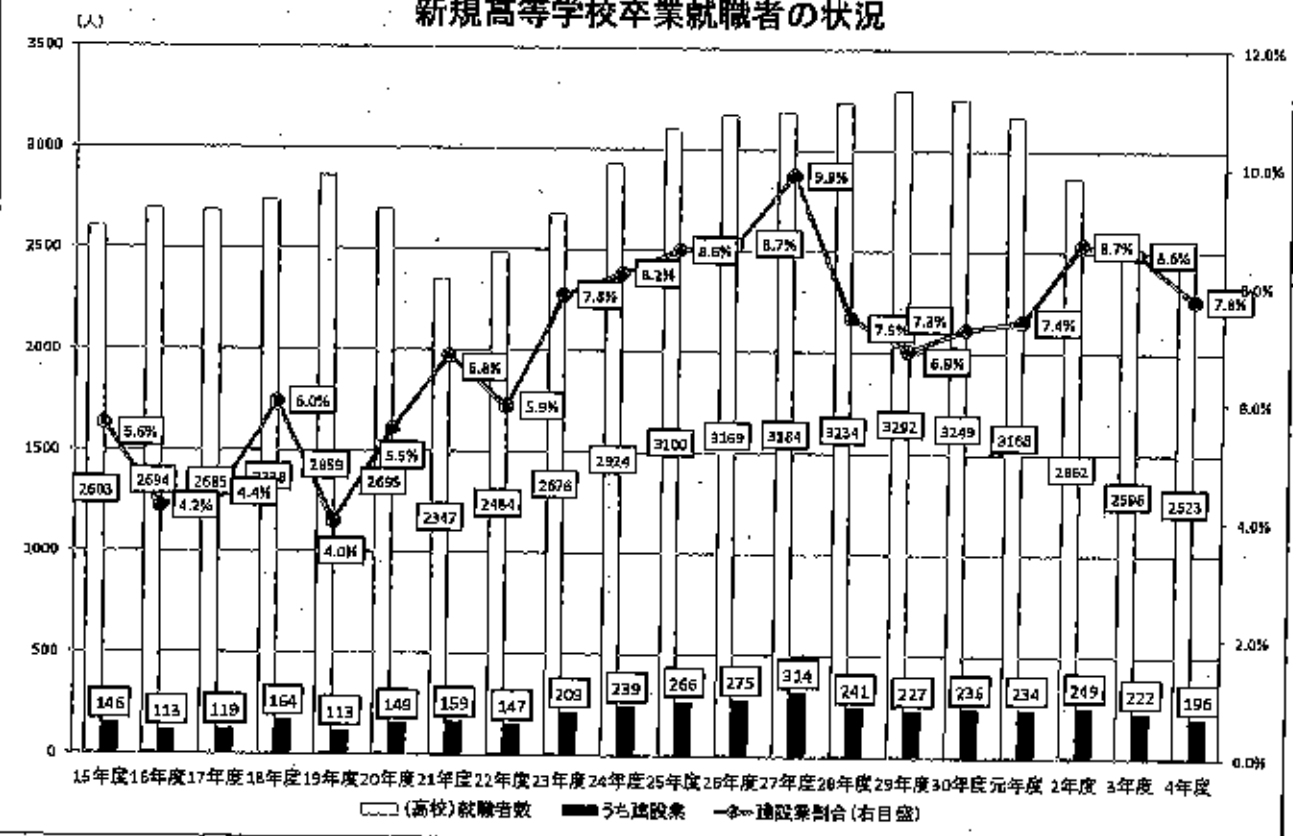
(表2) 新規高等学校卒業生の産業・職種・規模別 求人・就職内定の状況(各年3月末日時点)

項目	令和4年3月卒		令和5年3月卒		増減		増減率		(参考: 新設人口率) 令和2年3月卒			
	求人数 (A)	就職内定率 (%)	求人数 (A)	就職内定率 (%)	求人数 (A)	就職内定率 (%)	求人数 (A)	就職内定率 (%)	求人数 (A)	就職率 (%)	内定率 (%)	増減率
A 農業、林業(01~04)	82	28	76	10	▲6	▲19	▲7.9	▲65.6	74	2.7	29	▲61.5
B 建設業	1,152	222	1,333	198	181	▲28	15.7	▲11.7	1,041	28.0	234	▲18.2
E 製造業(05~32)	2,686	1,452	3,358	1,484	670	32	24.8	2.2	2,958	13.5	1,795	▲17.3
05~10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	445	279	595	218	149	▲80	31.6	▲21.5	614	▲4.7	347	▲39.9
15 印刷・刷版業	25	10	39	9	9	▲7	32.0	▲70.0	40	▲17.6	22	▲66.4
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	97	38	117	48	20	5	20.8	13.2	105	11.4	50	▲14.0
24 金属製品製造業	261	99	313	71	52	▲18	19.9	▲20.2	259	29.7	101	▲29.7
25 はん用機械器具製造業	227	146	302	152	75	8	33.0	4.1	274	10.2	139	9.4
26 生産用機械器具製造業	214	79	238	87	24	8	11.2	10.1	202	17.8	89	1.2
27 業務用機械器具製造業	157	79	178	69	21	▲4	13.4	▲5.5	177	0.9	132	▲47.7
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	346	175	422	206	76	31	22.0	17.7	329	28.7	197	4.8
29 電気機械器具製造業	287	194	371	228	84	32	29.3	16.5	285	30.2	215	5.1
30 情報通信機械器具製造業	115	79	152	99	27	20	32.2	26.3	128	16.8	110	▲10.0
31 除却用機械器具製造業	209	129	254	132	45	9	21.5	7.3	228	11.4	188	▲29.0
その他製造業	303	187	391	177	88	10	29.0	8.0	324	20.7	210	▲15.7
Q 情報通信業(33~41)	30	23	39	12	9	▲11	30.0	▲47.8	38	2.8	22	▲45.5
H 運輸業、郵便業(42~49)	288	119	300	95	11	▲14	3.9	▲12.7	332	▲9.6	138	▲28.4
I 卸売業、小売業(50~81)	529	220	590	187	62	▲23	11.7	▲10.5	686	▲14.0	326	▲39.8
50~80 卸売業	181	87	234	85	43	▲2	22.5	▲3.0	185	20.0	89	▲27.0
81 小売業	337	153	356	132	19	▲21	6.8	▲13.7	491	▲27.5	237	▲44.3
J 金融業、保険業(82~87)	13	11	9	13	▲4	2	▲30.8	18.2	14	▲35.7	10	▲30.0
M 宿泊業、飲食サービス業(88~97)	281	126	382	115	101	▲11	35.8	▲8.7	444	▲14.0	161	▲28.8
75,77 飲食サービス業	98	44	147	38	49	▲8	50.0	▲13.8	128	6.6	57	▲33.3
N 生活関連サービス業、娯楽業(98~99)	189	47	268	87	78	20	39.4	42.8	258	4.3	74	▲9.6
O 教育、学習支援業(99, 92)	7	9	7	8	0	▲1	0.0	▲11.1	9	▲22.2	11	▲27.3
P 医療・福祉(99, 88)	432	133	451	113	19	▲20	4.4	▲15.0	515	▲12.4	183	▲15.0
Q 複合サービス事業(88, 87)	87	44	119	45	29	1	33.3	2.3	114	1.8	89	▲34.8
R サービス業(別に分類されないもの)(99~99)	1,343	89	365	75	22	▲14	6.4	▲15.7	445	▲18.0	97	▲22.7
合 計	6,254	2,598	7,439	2,529	1,185	▲75	18.9	▲2.9	7,078	5.1	3,186	▲20.3
業 別												
専門・技術官職	712	242	908	257	196	15	27.5	0.2	661	37.4	243	5.8
事務	370	180	409	181	39	▲9	10.5	▲4.7	418	▲2.2	220	▲17.7
販売	348	151	394	129	46	▲22	13.2	▲14.8	528	▲25.1	266	▲49.8
サービス	935	320	1,067	281	132	▲39	14.1	▲12.2	1,327	▲19.8	377	▲25.5
生産工程・労務	3,530	1,581	4,269	1,628	738	37	20.8	2.3	3,712	14.9	2,001	▲18.8
上記以外の職業	359	102	395	47	38	▲55	10.0	▲59.9	434	▲9.0	89	▲31.8
合 計	6,254	2,598	7,439	2,529	1,185	▲75	18.9	▲2.9	7,078	5.1	3,186	▲20.3
規 模 別												
29 人以下	2,044	437	2,375	318	331	▲121	18.2	▲27.7	2,165	9.7	519	▲39.1
30~99 人	1,867	668	2,327	558	430	▲108	21.8	▲18.2	2,184	9.9	721	▲22.8
100~299 人	1,243	670	1,527	678	294	8	23.7	1.2	1,587	▲3.2	836	▲19.1
300~499 人	428	228	384	223	▲62	▲5	▲14.6	▲2.2	325	12.0	303	▲28.4
500~999 人	282	221	306	303	24	82	8.5	37.1	289	5.9	281	18.1
1,000 人以上	292	374	460	445	168	71	67.5	19.0	528	▲12.9	624	▲15.1
合 計	6,254	2,598	7,439	2,529	1,185	▲75	18.9	▲2.9	7,078	5.1	3,186	▲20.3

新規高等学校卒業予定者対象求人状況



新規高等学校卒業就職者の状況



「つなぐ化」事業



令和5年度 建設業若年者理解・定着促進事業



これから大切な建設業の仕事を
未来へ進む若者につないでいきます

「つなぐ化」事業

「つなぐ化」事業とは？

取り組みの概要

開催事例

Q&A

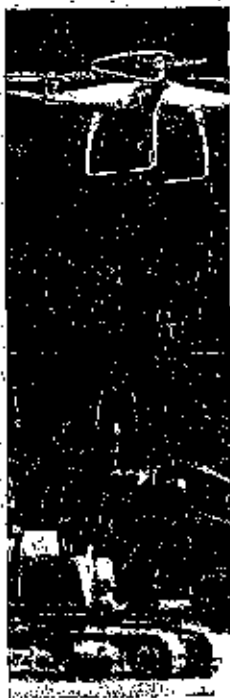
お申込

[厚生労働省委託事業]

令和5年度 建設業若年者理解・定着促進事業（「つなぐ化」事業）

「知りたい」と「知ってほしい」を結び、「建設業」という選択肢を広げる機会に。

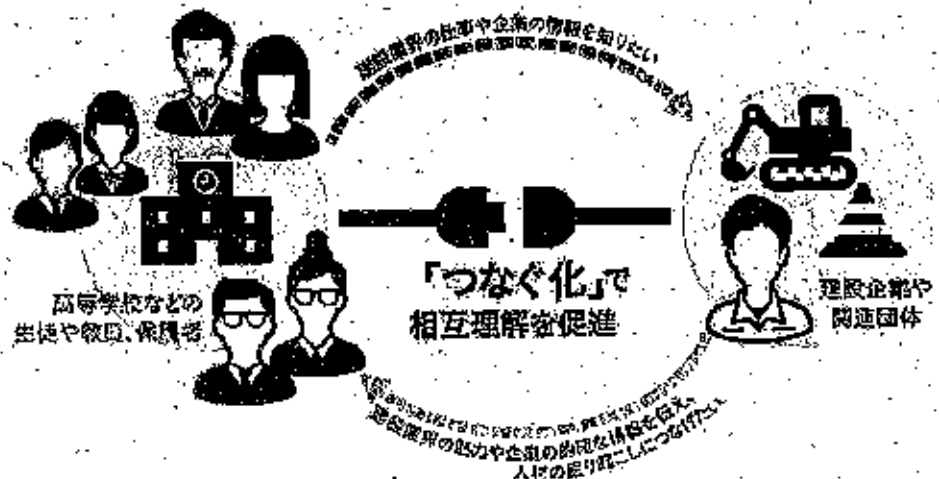
「つなぐ化」事業とは？



私たちが暮らす社会の土台づくりを担っている建設業。

その建設業界の未来をつくっていく担い手を育てるために、生徒の「知りたい」と、建設事業者の「知ってほしい」を結びさまざまな機会を創出することで、若年者の建設業への理解を深め、建設業界への入職促進と職場定着を図る事業です。

学校側の対象は、生徒・教員のほか、保護者の方々の参加を推進しています。建設業の仕事の内容や醍醐味などを相互理解するまたとない機会を、キャリア教育の1つとしてぜひご活用ください。



昨年度参加者の声 ※令和5年度1月時点

雇用管理研修

令和5年度
建設労働者雇用支援事業

厚生労働省 委託事業

ホーム

Home

事業の概要

About

研修内容

Contents

開催日程

Schedule

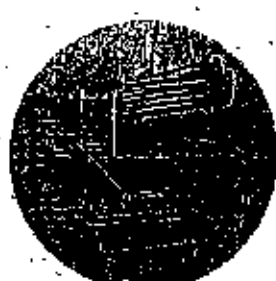
お問合せ

Contact

建設業で選任義務のある「雇用管理責任者」のための研修です

雇用管理研修

受講料無料



INFORMATION

2023-06-19 令和5年度「雇用管理研修」申込み受付開始

令和5年度の申込み受付を開始しました。

「開催日程」よりお申込みください。

開催日時・会場は随時追加していきます(47都道府県で開催します)。

■ 開催日程

お申込みは
こちらから開催日程・開催地
Date & Venue

- ◎ 北海道エリア
- ◎ 東北エリア
- ◎ 関東・甲信越エリア
- ◎ 北陸・東海エリア
- ◎ 近畿エリア
- ◎ 中国・四国エリア
- ◎ 九州・沖縄エリア
- ◎ 全国エリア

雇用管理研修のご案内

受講料無料

建設業の雇用管理に必要な知識を
習得したい

基礎講習

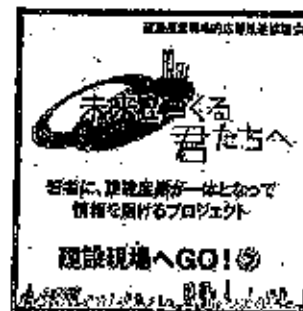
建設労働者雇用改善法に定める雇用管理責任者等を対象として、労働者の募集、雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得を目的とした研修です。

若者の職場定着への悩み等を抱える
経営者・管理監督者等コミュニケーションスキル等
向上コース

若年労働者と熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりや、離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法等の習得を目的とした研修です。

研修内容(カリキュラム)の詳細へ

研修内容(カリキュラム)の詳細へ



建設事業主
の皆様へ

建設事業主等に対する助成金のご案内

建設事業主向け助成コース一覧（令和5年度）

トライアル雇用助成金

若年・女性 建設労働者 トライアルコース	若年者及び女性労働者 に対して試用雇用を行った場 合	1人あたり4万円/月×3か月 (トライアル雇用助成金の上乗せ)	5 割
----------------------------	----------------------------------	------------------------------------	--------

人材確保等支援助成金

若年者及び女性に 魅力ある職場づくり 事業コース (建設分野)	若年者及び女性労働者の 入職や定着を図ることを 目的とした事業を行った場 合	中小建設事業主 対象経費の3/5<3/20> 中小建設事業主以外 対象経費の9/20<3/20>など	7 割
作業員宿舎等 設置助成コース (建設分野)	女性専用の作業員施設を 整備した場合	女性専用作業員施設 対象経費の3/5<3/20>	14 割
	作業員宿舎、作業員施設 や賃貸住宅を整備した場 合(被災三県のみ)	作業員宿舎等設置 対象経費の2/3	17 割

人材開発支援助成金

建設労働者 認定訓練コース	認定職業訓練または指導 員訓練のうち、建設関連 の訓練を実施した場合	経費助成 対象経費の1/6	23 割
	建設労働者に対して認定 訓練を受講させた場合	賃金助成 3,800円/人日 <1,000円/人日>	24 割
建設労働者 技能実習コース	若年者等の育成と熟練技 能の維持・向上を図るため、 キャリアに応じた技能実習 を実施した場合	中小建設事業主(20人以下) 経費助成 3/4<3/20> 賃金助成 8,550円/人日 <2,000円/人日>	26 割
		中小建設事業主(21人以上) 経費助成 7/10<3/20> 賃金助成 7,600円/人日 <1,750円/人日>など	

< >は賃金要件(人確保、人開金)または資格等手当要件(人開金のみ)を満たした場合の増額分です。
助成額は100円未満切り捨てとなります。



建設事業主等に対する助成金 厚生労働省

詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。
各種申請書のダウンロードも可能です。
※労働局へのお問い合わせは巻末の一覧をご活用ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

PL060403建港01

建設事業主団体
・職業訓練法人
の皆様へ

建設事業主等に対する助成金のご案内

建設事業主団体・職業訓練法人向け 助成コース一覧（令和5年度）

人材確保等支援助成金

【建設事業主団体】 建設事業主団体の建設現場での人材確保に資する研修等を実施した場合	建設現場での研修等 建設現場での研修等を実施した場合	中小建設事業主団体 対象経費の2/3 中小建設事業主団体以外 対象経費の1/2	19 5-
【建設事業主団体】 建設現場での研修等を実施した場合	建設現場での研修等 建設現場での研修等を実施した場合	対象経費の2/3	17
【職業訓練法人】 建設現場での研修等を実施した場合	建設現場での研修等 建設現場での研修等を実施した場合	対象経費の1/2	15

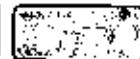
人材開発支援助成金

建設労働者 認定訓練コース	【中小建設事業主団体 ・職業訓練法人】 認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合	対象経費の1/6	19 5-
建設労働者 技能実習コース	【建設事業主団体】 若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合	中小建設事業主団体 対象経費の4/5 中小建設事業主団体以外 対象経費の2/3	21 5-

それぞれのコースで上限額があります。
助成額は100円未満切り捨てとなります。



建設事業主等に対する助成金 厚生労働省



詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。
各種申請書のダウンロードも可能です。
※労働局へのお問い合わせは巻末の一覧をご活用ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

PL050401建港02

〔別表4〕産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（長野労働局）

令和4年10月末現在

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率]	(注2)		うち派遣・ 請負事業所	[比率]	(注2)	
全産業計	4,332	247	[5.7%]	100.0%	22,387	4,100	[18.3%]	100.0%
A 農業、林業	644	4	[0.6%]	14.9%	1,990	24	[1.2%]	8.9%
うち 農業	637	4	[0.6%]	14.7%	1,983	24	[1.2%]	8.9%
B 漁業	0	0	[-]	0.0%	0	0	[-]	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	0	[0.0%]	0.0%	11	0	[0.0%]	0.0%
D 建設業	376	7	[1.9%]	8.7%	972	23	[2.4%]	4.3%
E 製造業	1,345	64	[4.8%]	31.0%	10,295	676	[6.6%]	46.0%
うち 食料品製造業	249	6	[2.4%]	5.7%	2,773	64	[2.3%]	12.4%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	11	1	[9.1%]	0.3%	46	1	[2.2%]	0.2%
うち 繊維工業	21	0	[0.0%]	0.5%	98	0	[0.0%]	0.4%
うち 金属製品製造業	169	5	[3.0%]	3.9%	1,033	39	[3.8%]	4.6%
うち 生産用機械器具製造業	109	3	[2.8%]	2.5%	782	20	[2.6%]	3.5%
うち 電気機械器具製造業	148	14	[9.5%]	3.4%	941	173	[18.4%]	4.2%
うち 輸送用機械器具製造業	78	4	[5.1%]	1.8%	766	60	[7.8%]	3.4%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	[0.0%]	0.0%	1	0	[0.0%]	0.0%
G 情報通信業	36	4	[11.1%]	0.8%	124	51	[41.1%]	0.6%
H 運輸業、郵便業	95	4	[4.2%]	2.2%	256	6	[2.3%]	1.1%
I 卸売業、小売業	448	12	[2.7%]	10.3%	1,314	31	[2.4%]	5.9%
J 金融業、保険業	9	0	[0.0%]	0.2%	22	0	[0.0%]	0.1%
K 不動産業、物品賃貸業	26	0	[0.0%]	0.6%	78	0	[0.0%]	0.3%
L 学術研究、専門・技術サービス業	65	5	[7.7%]	1.5%	302	62	[20.5%]	1.3%
M 宿泊業、飲食サービス業	511	6	[1.2%]	11.8%	1,423	28	[2.0%]	5.4%
うち 宿泊業	208	3	[1.4%]	4.8%	728	22	[3.0%]	3.3%
うち 飲食店	297	3	[1.0%]	6.9%	684	6	[0.9%]	3.1%
N 生活関連サービス業、娯楽業	74	4	[5.4%]	1.7%	199	59	[29.6%]	0.9%
O 教育、学習支援業	107	4	[3.7%]	2.5%	643	17	[2.6%]	2.9%
P 医療、福祉	238	5	[2.1%]	5.5%	847	15	[1.8%]	3.8%
うち 医療業	58	1	[1.7%]	1.3%	167	1	[0.6%]	0.7%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	178	4	[2.2%]	4.1%	677	14	[2.1%]	3.0%
Q 複合サービス事業	27	1	[3.7%]	0.6%	55	2	[3.6%]	0.2%
R サービス業（他に分類されないもの）	277	126	[45.5%]	6.4%	3,699	3,105	[83.9%]	16.5%
うち 自動車整備業	18	0	[0.0%]	0.4%	58	0	[0.0%]	0.3%
うち 職業紹介・労働者派遣業	79	67	[84.8%]	1.8%	1,816	1,754	[96.6%]	8.1%
うち その他の事業サービス業	109	56	[51.4%]	2.5%	1,630	1,347	[82.6%]	7.3%
S 公務（他に分類されるものを除く）	49	0	[0.0%]	1.1%	154	0	[0.0%]	0.7%
T 分類不能の産業	2	1	[50.0%]	0.0%	2	1	[50.0%]	0.0%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、各産業分類の構成比の総値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数 (長野労働局)

令和4年10月末現在

(単位:人)

	全産業計	うち農業、林業		うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業 (他に分類されないもの)	
		数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)
総数	22,387	1,990	8.9%	972	4.3%	10,295	46.0%	124	0.6%	1,314	5.9%	1,423	6.4%	643	2.9%	847	3.8%	3,699	16.5%
①専門的・技術的分野の在留資格 (注3)	4,189	525	12.5%	122	2.9%	1,859	44.4%	53	1.3%	196	4.7%	450	10.7%	277	6.6%	162	3.9%	170	4.1%
うち技術・人文知識・国際業務	2,042	11	0.5%	85	4.2%	971	47.6%	49	2.4%	140	6.9%	317	15.5%	82	4.0%	11	0.5%	101	4.9%
②特定活動 (注4)	1,287	262	20.4%	69	5.4%	636	49.4%	1	0.1%	25	1.9%	83	6.4%	59	4.6%	95	7.4%	40	3.1%
③技能実習	5,821	1,129	19.4%	523	9.0%	3,456	59.9%	0	0.0%	219	3.8%	9	0.2%	-	0.0%	257	4.4%	140	2.4%
④資格外活動	882	23	2.6%	-	0.0%	181	20.5%	1	0.1%	191	21.7%	247	28.0%	94	10.7%	18	2.0%	64	7.3%
うち留学	639	-	0.0%	-	0.0%	106	16.6%	-	0.0%	132	20.7%	196	30.7%	86	13.5%	13	2.0%	51	8.0%
⑤区分に基づく在留資格	10,208	51	0.5%	258	2.5%	4,133	40.5%	69	0.7%	683	6.7%	634	6.2%	213	2.1%	315	3.1%	3,285	32.2%
うち永住者	6,017	29	0.5%	143	2.4%	2,555	42.5%	44	0.7%	452	7.5%	403	6.7%	135	2.2%	230	3.8%	1,662	27.6%
うち日本人の配偶者等	1,847	17	0.9%	44	2.4%	718	38.9%	9	0.5%	115	6.2%	131	7.1%	70	3.8%	46	2.4%	595	32.2%
うち永住者の配偶者等	199	1	0.5%	12	6.0%	87	43.7%	4	2.0%	17	8.5%	6	3.0%	1	0.5%	3	1.5%	54	27.1%
うち定住者	2,145	4	0.2%	59	2.8%	773	36.0%	12	0.6%	99	4.6%	94	4.4%	7	0.3%	37	1.7%	974	45.4%
⑥不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1: 産業分類は、日本標準産業分類 (平成25年10月改定) に対応している。

注2: 「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数 (全産業計) に対する各産業別外国人労働者数の比率を示す。

注3: 「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「講師」、「宗教」、「報道」、「看護」、「介護」、「特定技能」が含まれる。また、「技術・人文知識・国際業務」、「高度専門職1号・2号」、「造船・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「実行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

注4: 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

建設雇用改善計画（第十次）の概要

別添 1

建設労働者雇用改善法第3条「建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する重要事項並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保会運営の適正な運営の確保に関する重要事項を定めた計画を策定するものとする」に基づき策定。

計画の背景

- ◆ 建設投資は、近年増加傾向で推移してきたが、R2年度の建設投資は6年ぶりに減少となる見通し
- ◆ 建設関連職種の有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の拡大以降においても、他産業と比較して引き続き高い状況
- ◆ 建設業の労働力の年齢構成は、他産業に比べて高齢層の割合が高い一方、若年層の割合が低く、また、他産業に比べて新規学卒者の入職が少なく、定着が悪い状況は深刻化
- ◆ 重層下請構造やダンピング受注等の影響により他産業と比較して雇用環境の改善が停滞
- ◆ 人口減少や急激な少子高齢化による労働力の大幅な減少等が建設業の持続的な発展への悪影響となるおそれ

計画の課題等

建設産業が、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全安心の確保を担う地域の守り手としての役割を担うためには、建設産業の持続的な発展が不可欠であるが、将来的に技能労働者の不足が深刻化する懸念があり、若年労働者等の確保・育成及び技能継承が極めて重要な課題

【テーマ】若者が展望をもって働ける魅力ある職場づくりの推進

【施策の重点事項】

- ① 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成
- ② 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備
- ③ 職業能力開発の促進、技能継承

【計画期間】令和3年度～令和7年度

基本的施策の主な内容

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

- (1) 若年労働者の確保・育成
 - ・ 若年者に対する建設業の役割・魅力の発信
 - ・ 建設キャリアアップシステム（CCUS）等の推進による担い手の確保・育成
- (2) 女性労働者の活躍・定着の促進
 - ・ 就労環境の整備、女性の入職・活躍促進
- (3) 高齢労働者の活躍の促進
 - ・ 高齢労働者雇用安定法（65歳から70歳までの就業確保措置が努力義務化）の周知
- (4) ハローワークにおける支援
 - ・ ハローワークの「人材確保対策コーナー」において、きめ細かな職業紹介等を実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

- (1) 安定就労の確保
 - ・ 国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会」を踏まえ、必要な対応を実施
- (2) 働き方改革の推進
 - ・ 罰則付き時間外労働上限規制の適用（令和6年度）を見据え、働き方改革推進支援センターを活用し、長時間労働改善を推進
 - ・ 改正建設業法に規定された「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」を踏まえ、長時間労働を前提とするような請負契約の締結が行われないよう、官民一体となって取り組む

建設雇用改善計画（第十次）の概要

(3) 賃金の改善

- ・ CCUS、能力評価制度及び見える化評価制度を推進し、賃金水準改善に取り組み

(4) 労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進

- ・ 建退共について、令和3年4月より本格実施される電子申請方式の普及を推進し、制度の活用を促進する

(5) 労働災害の防止

- ・ 高所作業時における墜落防止用保護具について、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用を徹底
- ・ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に基づく取組の実施

3 職業能力開発の促進、技能継承

(1) 事業主等の行う職業能力開発、労働者の自発的な職業能力開発の促進

(2) 建設業を担う人材に対する職業訓練の実施

- ・ 離職者に対する公的職業訓練や、訓練の実施と就職支援をパッケージで実施

(3) 熟練技能の維持・継承及び活用

(4) デジタル人材の育成

- ・ 建設現場におけるデジタル技術の活用に対応できる人材を育成するため、ニーズを踏まえ、公的職業訓練プログラムの開発・実施を推進

4 雇用改善推進体制の整備

(1) 雇用改善を図るための諸条件の整備

- ・ CCUS等の普及促進、新・担い手3法の業界全体への浸透

(2) 建設関係助成金の活用

- ・ ニーズ等を踏まえた制度の見直し、周知徹底
- ・ CCUS普及促進に向けた効果的な活用

5 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営

(1) 事業の適正な運営の確保

(2) 事業の活用促進

- ・ 事業の適正な活用促進を図ることを趣旨として、本制度の実態等について事業主団体等を通じて把握し、必要な見直しを検討

6 外国人労働者への対応

(1) 外国人労働者の雇用管理の改善

(2) 技能実習生、特定技能外国人の適正な受入れ

7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を十分注視し、改正建設業法に規定された「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」などが遵守されるよう、官民一体となって取り組む

建設業の働き方改革の推進

令和5年7月
関東地方整備局
建政部 建設産業第一課

働き方改革等の推進

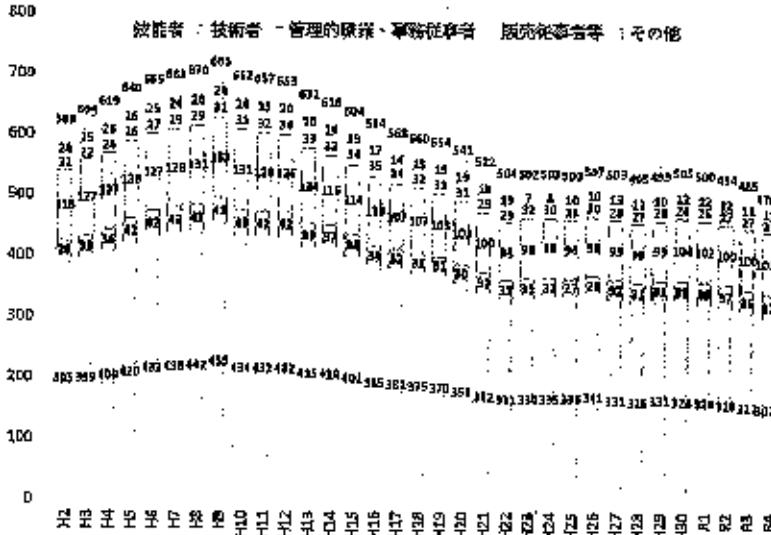
技能者等の推移

- 建設業就業者: 686万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者 : 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者 : 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

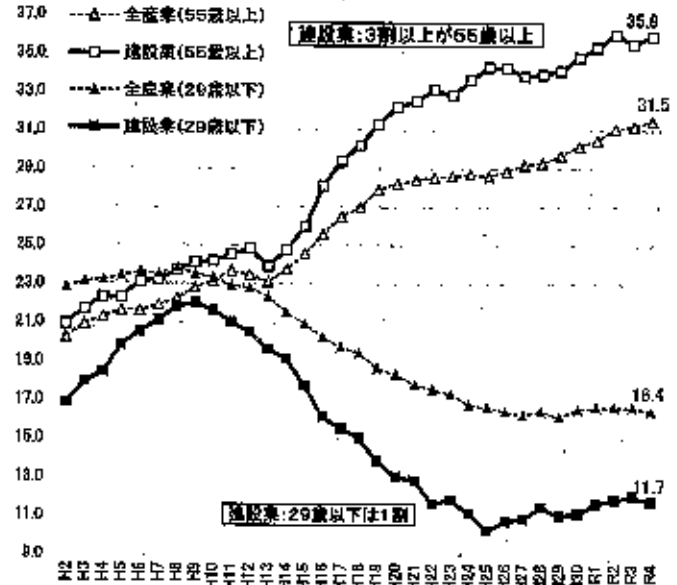
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移



出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

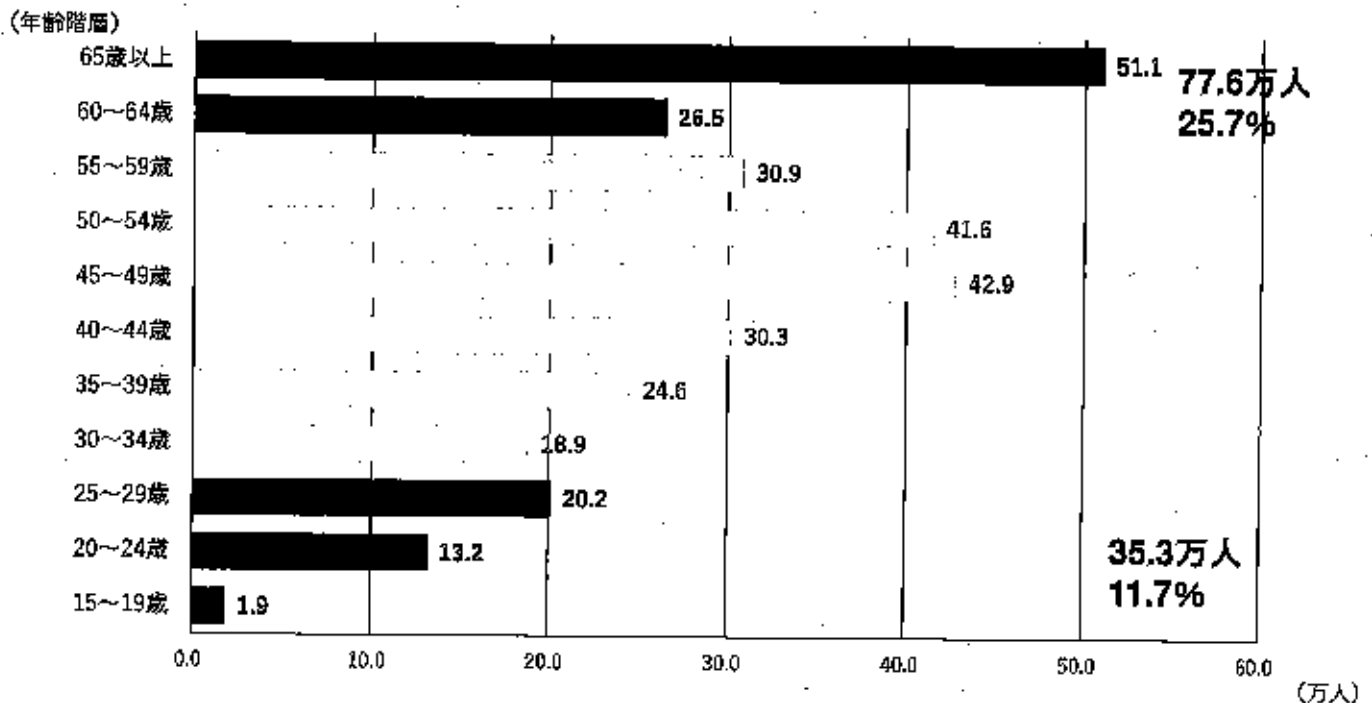


出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

年齢階層別の建設技能者数

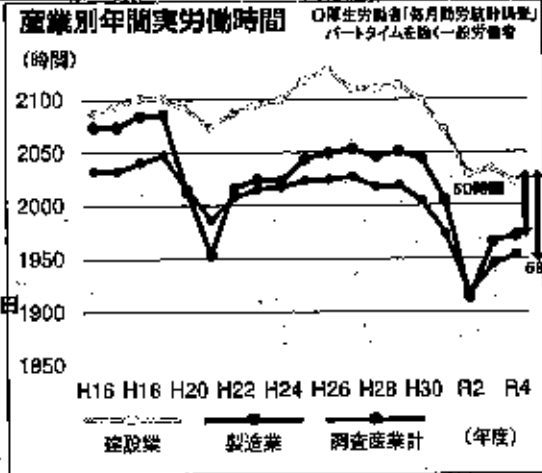
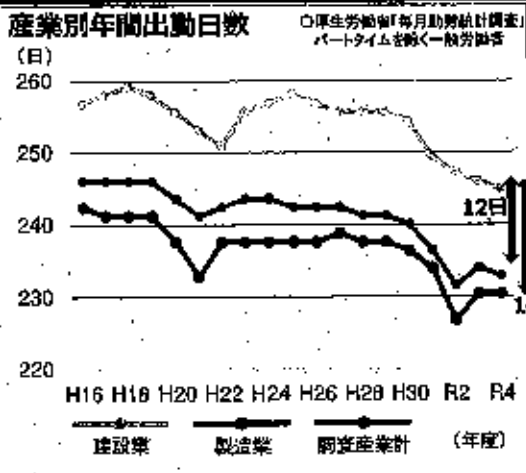
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ 担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要



出所: 総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

建設産業における働き方の現状



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

業種	職種	休日の取得状況 (%)				
		4週8休(週休2日)以上	4週7休程度	4週6休程度	4週5休程度	4週4休程度以下
全体	技術者	11.7%	12.7%	42.2%	18.5%	14.1%
	技能者	12.8%	11.8%	38.5%	18.1%	16.8%
公共工事の受注がほとんど	技術者	25.3%	17.5%	45.7%	6.3%	0.7%
	技能者	27.9%	14.8%	48.2%	5.7%	0.4%
民間工事の受注がほとんど	技術者	9.5%	7.2%	34.2%	23.2%	24.0%
	技能者	8.1%	5.6%	31.1%	25.7%	28.4%

「4週6休程度」が最多

公共工事の方が、「4週8休(週休2日)以上」の割合が高い

0% 20% 40% 60% 80% 100%

□4週8休(週休2日)以上 □4週7休程度 □4週6休程度 □4週5休程度 □4週4休程度以下 □不定休

技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和6年6月31日公表)

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法) (参考)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
- ⇒建設業は令和6年4月から適用

	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則：使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時的必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間(月平均60時間) ○ 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 ※災害の復旧・復興の事業には、④a, bは適用されません。

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな発注・引当業務の担い手育成

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の責務の明確化～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許書の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許書の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者；補佐する者（技士補）を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者（下請）：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随感契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承認に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する調査、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

適正な工期設定

国土交通省

- 令和元年の公共工物品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日の確保等を考慮するとともに、その場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施。**
- **民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施。**

工期に関する基準（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大。**
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事**で発注者指定方式により週休2日を確保することを目標として取組を順次拡大。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施。**

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施。**
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施。**また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

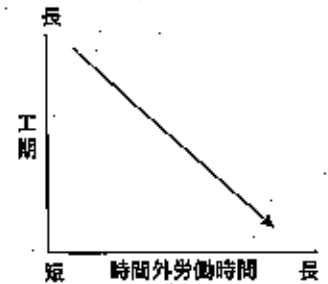
著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することであり、**そのためには、適正な工期設定を行う必要があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。**

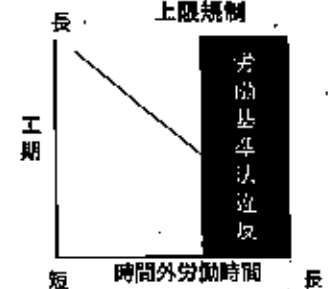
短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該上限規制以上の時間外労働は、**労働基準法違反**となる。

【工期と長時間労働の関係】



【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)
上限規制



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、「**建設工事の工期に関する基準**」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして**不適正に短く設定された期間**をいう。

罰則付き時間外労働規制に対する国交省の取組

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

- ①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大
- ②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進
 - 仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
 - 工期設定の指針等を見直し
 - 工期の一部の交代制への途中変更を検討
 - 新たな経費補正措置の立案を検討
 - 公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

年度	取組件数	割合
令和4年度	524 (165)	20.0%
令和5年度	3,841 (1,106)	28.7%
令和6年度	4,091 (2,745)	45.0%
令和7年度	7,790 (4,450)	57.1%
令和8年度	7,746 (4,853)	68.9%
令和9年度	7,492 (4,900)	77.4%

※令和4年3月末日現在
※令和3年度中に開工した直轄工事のうち（建設工事、及ぶ建設工事）
※令和3年度分の取組件数は建設業法第19条の5の適用対象外

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した**適正な工期設定**や**必要となる費用の予定価格への反映を要請**

- 各都道府県・市区町村との会議の場において**各地方公共団体に対して直接働きかけ**
- 市町村議会に対する働きかけ**

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- 適正な工期設定について**経済団体本部（経団連等）での講演等**による周知
- 地域経済団体（商工会議所等）へ働きかけ**（予定）

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- 労基法に対する懸念点等**についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- 週休2日に向けた取組の好事例集**の作成、周知

<会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- 都道府県労働局主催の**協議会**※で働きかけ
- 労働基準監督署での**説明会**で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>

【厚労省と連携】

- 調査対象：発注者・元請業者

活動趣旨

地方整備局等に設置する建設業法令遵守推進本部は、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に向けた取組を行っている。

具体的方針

1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

2. 立入検査等の実施 **重点項目**

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、立入検査等を実施し、必要に応じて注意喚起・指導勧告等を行い、法令遵守、請負契約の適正化に向けた取組を促す。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

「建設業法令遵守ガイドライン」等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

令和元年度以前は11月を、令和2年度以降は10～12月を推進期間に位置付け、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

5. 関係機関との連携

都道府県・関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研究会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

とりわけ、来年度から建設業に前払付きの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、厚生労働省の都道府県労働基準局や労働基準監督署と連携し、「建設業関係労働時間削減推進協議会」へ参加するなど積極的な対応を図る。

建設関係団体等との間では、積極的な情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研究会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる「建設業取引適正化センター」について、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

今年度の重点項目

受発注者間・元請下請間・1次下請2次下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技術労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの適正、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む）、資材の価格高騰を受けた対応の状況等についてモニタリング調査を行う。とりわけ、令和6年4月から前払付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、適正な工期の確保に重点を置きつつ、モニタリング調査を行い、受発注者に対して必要な注意喚起等を行う。

● 工期特化モニタリング調査（厚生労働省との連携）

工期設定の考慮具合の確認、過去の同規模工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況確認など工期に特化したモニタリング調査を実施する。また、このモニタリング調査に厚生労働省の労働基準監督署が同行し、同署から前払付きの時間外労働の上限規制の周知等訪問支援を行うことにより長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促す。

重点調査の実施について

	元請下請間	受発注者間
目的	下請業者へのしわ寄せ防止に向けた取引適正化 ※技能労働者の賃金水準の上昇を図るには、適正な請負代金での契約締結が重要。そのため、請負代金や工期などが公平な立場・協議のもと適正な取引として行われているかの実態を把握	昨今の資材価格高騰等の情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定及び工期の設定についての協力要請
実施方法	ヒアリング ※調査対象工事に係る現場所長や支店担当者等	ヒアリング ※発注関係部署の担当者
調査内容	標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議状況等についてヒアリング ・ 工期の設定方法等 ・ 下請負人に対する標準見積書の働きかけの状況 ・ 法定福利費の明示状況 ・ 法定福利費の算出方法 ・ 契約締結に至る過程での下請負人との協議状況	スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等についてヒアリング ・ 請負業者の選定方法 ・ 工期の設定方法（変更に関する申出があった場合の対応方法を含む） ・ 価格転嫁について（スライド条項の有無、請負金額の変更申出があった場合の対応等）
調査対象	229か所（令和5年3月現在）	49か所（令和5年3月現在）
実施時期	R3.10～	R4.8～
備考	改善・留意すべき事項について、文書で通知	改善・留意すべき事項について、文書で通知

※) 調査については、公共工事・民間工事にかかわらず、元請下請間、受発注者間を対象に実施

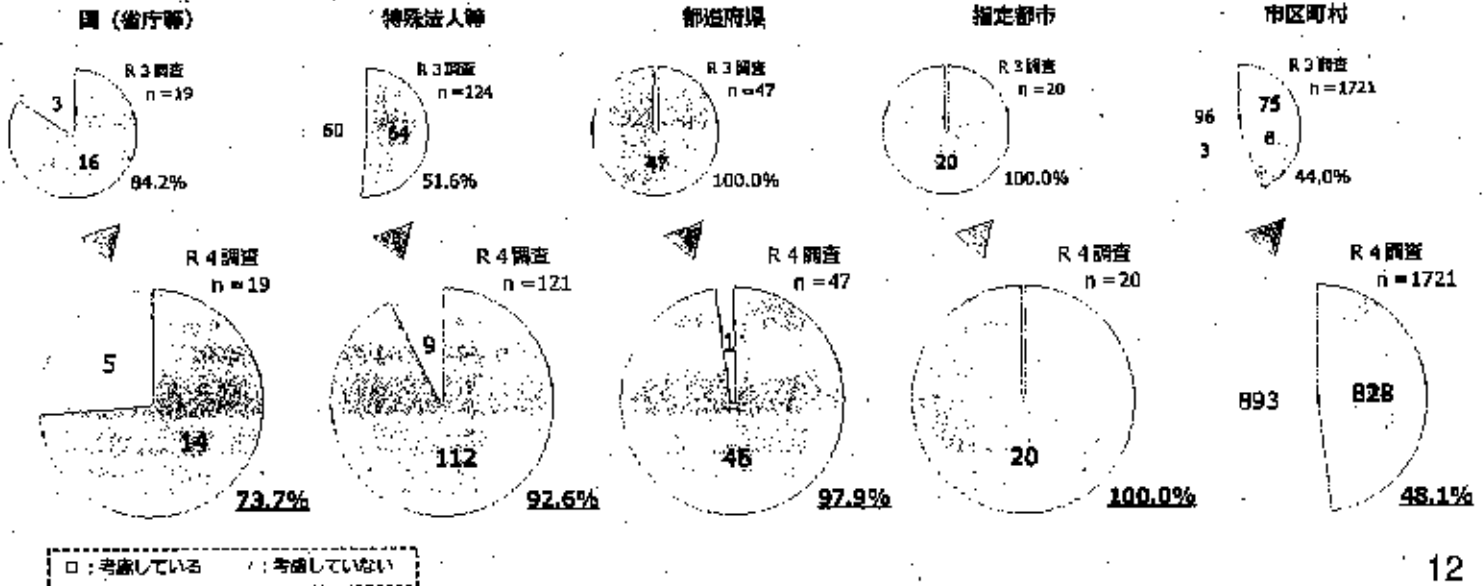
工期の設定に当たっての休日の考慮(公共発注者の取組状況)

令和4年度入札法に基づく入札・契約手続に関する実務調査(令和4年10月1日時点)より

公共発注者の取組 入札法適正化指針における取組

- …規模なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の健康や手抜き工事の発生等につながることもあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が持続可能な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
 - …工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。
 - イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)
- <適正化指針:第2.5(1)>

工期の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している団体は、特殊法人等・都道府県・指定都市では9割超だが、国では約7割、市区町村では5割未満にとどまる。



12

令和3年度における週休2日の取組状況(都道府県)

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和3年度における週休2日達成率について集計

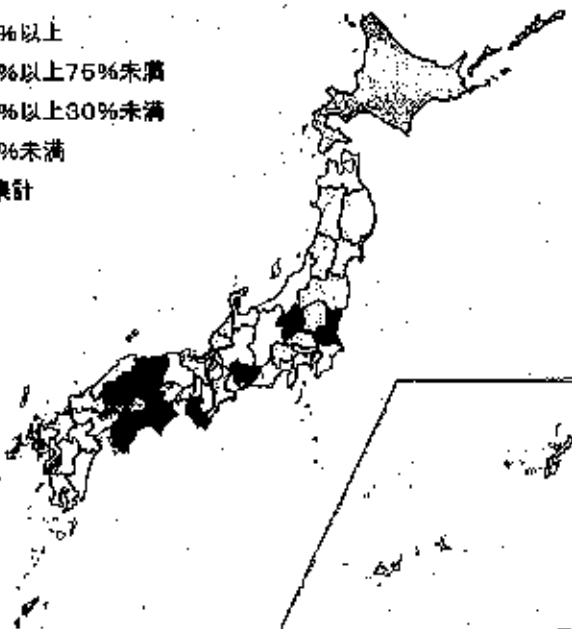
$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休達成件数}}{\text{令和3年度工事完了件数}}$$

<定義>

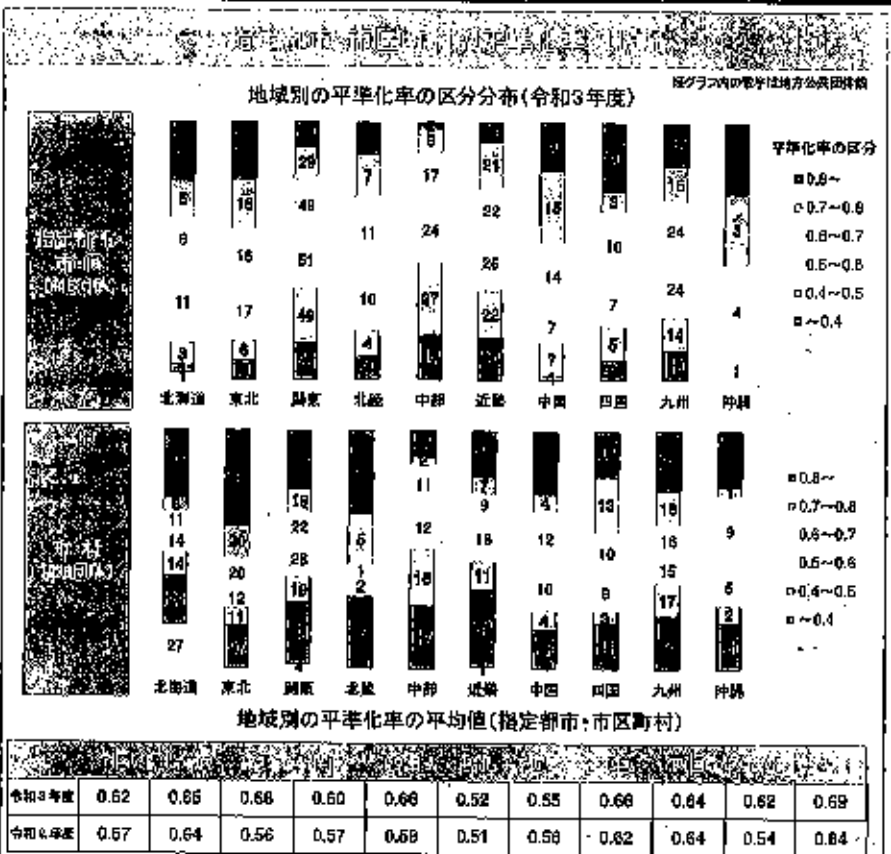
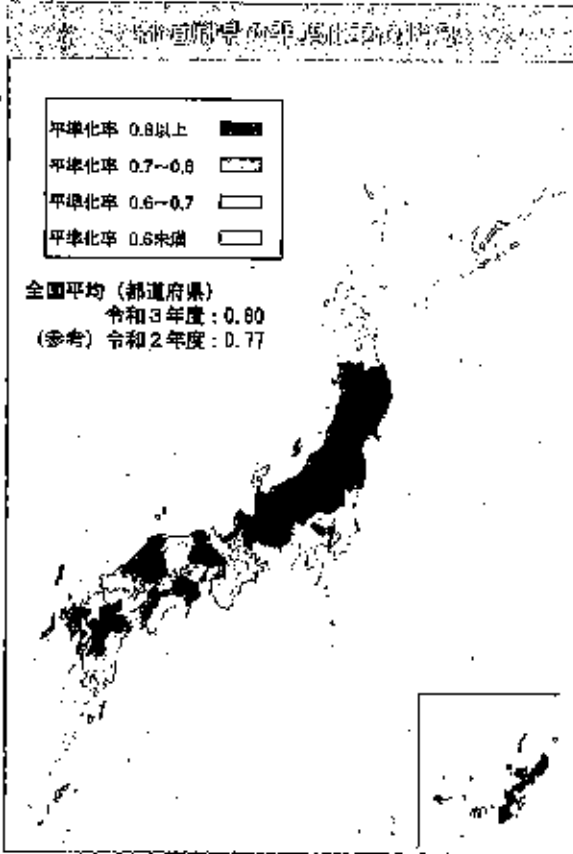
- 対象期間: 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 4週8休達成件数: 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- 令和3年度工事完了件数: 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和3年度週休2日達成率

- 75%以上
- 30%以上75%未満
- 10%以上30%未満
- 10%未満
- 未集計



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	88.9%	新潟県	42.3%	岡山県	8.7%
青森県	47.4%	富山県	12.4%	広島県	3.4%
岩手県	15.3%	石川県	86.4%	山口県	13.8%
宮城県	13.8%	岐阜県	34.4%	徳島県	4.3%
秋田県	18.3%	静岡県	26.9%	香川県	9.0%
山形県	12.5%	愛知県	9.6%	愛媛県	7.5%
福島県	12.0%	三重県	20.6%	高知県	6.4%
茨城県	7.9%	福井県	76.5%	福岡県	11.5%
栃木県	28.5%	滋賀県	71.4%	佐賀県	28.0%
群馬県	4.9%	京都府	18.6%	長崎県	45.7%
埼玉県	16.5%	大阪府	57.4%	熊本県	40.9%
千葉県	27.7%	兵庫県	45.7%	大分県	72.0%
東京都	未集計	奈良県	72.1%	宮崎県	48.0%
神奈川県	34.7%	和歌山県	5.8%	鹿児島県	38.9%
山梨県	29.4%	鳥取県	8.0%	沖縄県	21.3%
長野県	62.1%	島根県	45.3%	全国平均	30.7%



※平準化率の定義：4～5月期の月あたり工事平均稼働件数/年度全体の月あたり工事平均稼働件数
 ※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」に登録された工事を基に算出（1件当たり60万円以上の工事を対象・令和3年度実績）

※調査対象
 ① 国土交通省 国土利用政策課
 ② 国土交通省 国土利用政策課 国土利用政策課
 ③ 国土交通省 国土利用政策課 国土利用政策課
 ④ 国土交通省 国土利用政策課 国土利用政策課
 ⑤ 国土交通省 国土利用政策課 国土利用政策課
 ⑥ 国土交通省 国土利用政策課 国土利用政策課
 ⑦ 国土交通省 国土利用政策課 国土利用政策課
 ⑧ 国土交通省 国土利用政策課 国土利用政策課
 ⑨ 国土交通省 国土利用政策課 国土利用政策課
 ⑩ 国土交通省 国土利用政策課 国土利用政策課

（参考）今後の施策検討等について

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。

委員

- 座長 楠 茂樹 上智大学法学部 教授
 榎並 友理子 日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長
 藤羅 さとみ 法政大学社会学部 准教授
 大森 有理 弁護士
 西野 佐弥香 京都大学大学院工学研究科 准教授
 原 昌登 成蹊大学法学部 教授
 堀田 昌英 東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・資材価格変動に対応しやすい契約について
 - 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - 重層下請構造の適正化に向けた施工体制の「見える化」 など
- ・賃金を下支えする仕組みについて
 - 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例[※] など
 - ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度		
8月3日	第1回	論点整理
9月5日	第2回	事業者ヒアリング①
9月8日	第3回	事業者ヒアリング②
10月26日	第4回	価格変動への対応
11月16日	第5回	適正な施工体制の確保
12月27日	第6回	技能労働者の賃金等
2月6日	第7回	とりまとめに向けた論点整理
3月1日	第8回	とりまとめに向けた議論
3月29日	第9回	とりまとめ

○ 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要

国土交通省
 「第9回持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」の資料より抜粋

- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

- 請負代金変更ルールの明確化
 価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。
- 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化
 請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建築資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。
- 透明性の高い新たな契約手法
 契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り、働き方改革への対応

- 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による不当販売を制限
 中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。
- 下請による賃金支払いのコミットメント（表明保証）
 請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。
- CCUSレベル別年収の明示
 技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。
- 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限
 時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

実効性の確保に向けた対応

- ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」
 国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。
- 許可行政庁による指導監督の強化
 建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(4) 常駐・専任に係る規制の見直し

○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- ▶ 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

2. デジタル分野以外の横断的な取組

(1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し

○建設業における技術者の資格要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- ▶ 国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

18

「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」概要

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

委員

※前期検討会(H29.6)でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

(土木分野)	小澤 一雅	東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授	[座長]
	棚田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授	
	木下 誠也	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
(建築分野)	遠藤 和義	工学院大学建築学部建築学科教授	
	蟹沢 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授	
(法律分野)	大森 文彦	弁護士	
(経済分野)	大串 葉子	嵯山女学園大学 現代マネジメント学部教授	(敬称略)

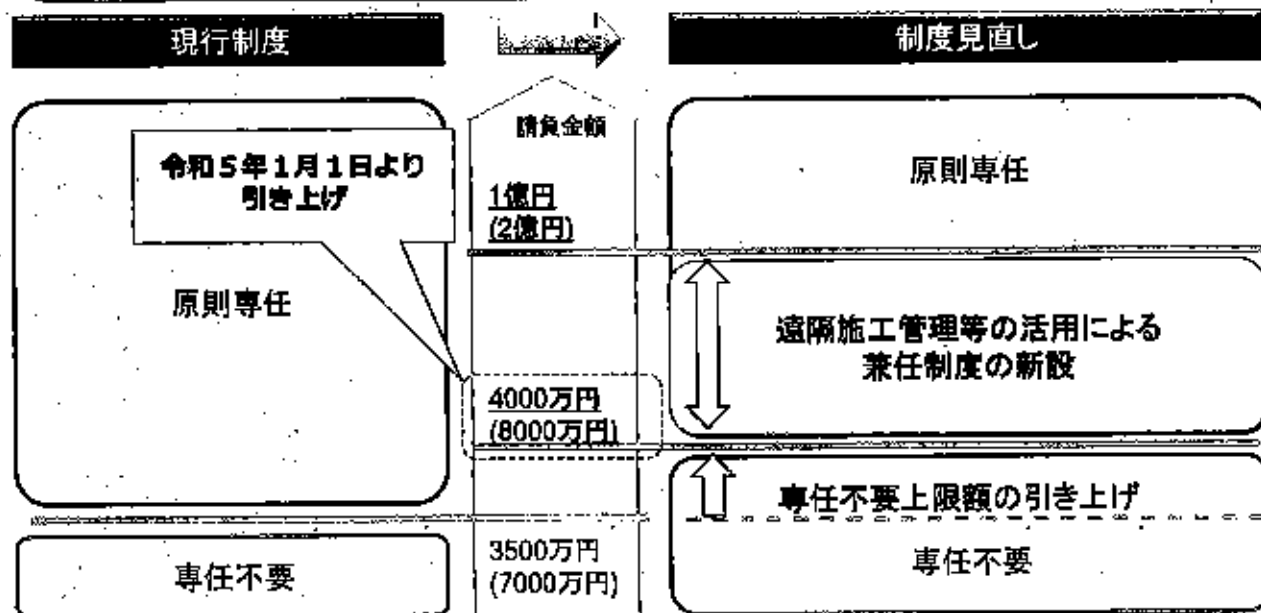
主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。

スケジュール

- 令和3年11月22日 第1回検討会
- 令和4年2月21日 第2回検討会
- 令和4年3月29日 第3回検討会
- 令和4年4月25日 第4回検討会
- 令和4年5月31日 見直し方針のとりまとめ

- 専任不要上限額の引き上げ
技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事買の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。
- 兼任可能な制度の新設
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。
- その他の検討
技術者配置の運用の見直し。



()は建築一式工事の場合

営業所専任技術者と監理技術者等の兼任の考え方

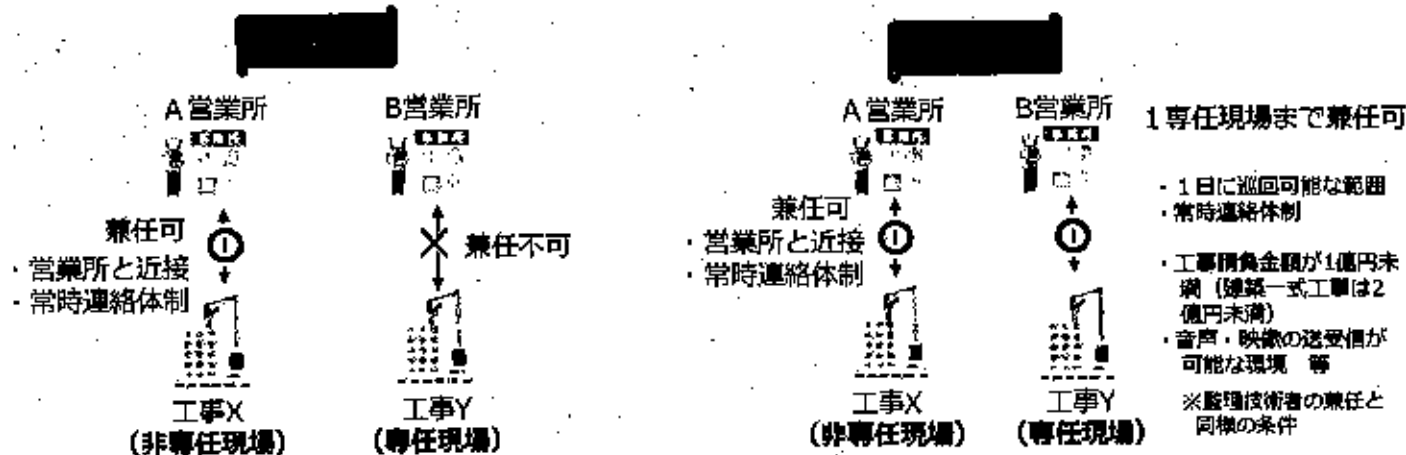
現状

- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額3500万円以上）[※]の監理技術者等を兼任することは認められていない。
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。

※令和5年1月1日より、
4000万円以上に引上げ

見直し案

- 一定の条件のもと、1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。



○1級の受検資格

(改正前)

学 歴	第1次検定	第2次検定
大学(指定学科)	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.8年実務	
高 専 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

(いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり)

(改正後)

第1次検定	第2次検定 ※1
19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の 特定実務経験 ^{※2} (1年)を含む 実務経験3年 ※

※1 実務経験について、1次検定合格後、
・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合3年
・監理技術者補佐としての実務経験の場合11年
・その他実務経験の場合11.5年
※2 1次検定合格後(当該年度末時点)に於いて、当該年度
を含む10年度までの間に建設業に就業していること

※3 特定実務経験とは、建設業に於いて建設一式工事(0900)以上の
専任業務に当たる監理技術者・主任技術者(監理技術者資格者証を有する
者)としての経験を指し、建設業に就業していない者として認められない

○2級の受検資格

(改正前)

学 歴	第1次検定	第2次検定
大学(指定学科)	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 専 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

(改正後)

第1次検定	第2次検定 ※3
17歳以上 (当該年度末時点) ※3の前どおり(変更なし)	・1次検定合格後、 実務経験3年 ・1級1次検定合格後、 実務経験1年

※3 1次検定合格者の実務経験について、建設業に於いて2年
その他の受検資格等については、次ページ以降を照
合した年度末までの間に建設業に就業していること

令和6年度以降の技術検定制度概要(受検資格要件①)

①令和6年度以降の受検資格要件

	第1次検定	第2次検定
1級	年度末時点 での年齢が 19歳以上	○1級1次検定合格後、 ・実務経験5年以上 ・特定実務経験(※)1年以上を含む実務経験3年以上 ・監理技術者補佐としての実務経験1年以上 ○2級2次検定合格後 ・実務経験5年以上(1級1次検定合格者に限る) ・特定実務経験(※)1年以上を含む実務経験3年以上(1級1次 検定合格者に限る)
2級	年度末時点 での年齢が 17歳以上	○2級1次検定合格後、実務経験3年以上(建設機械種目については 2年以上) ○1級1次検定合格後、実務経験1年以上

※特定実務経験

積負金額1,500万円(建築一式工事(17,000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者
(当該業種の監理技術者資格者証を有する者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者と
して行った経験

(※主任技術者(主任技術者)は、建設業に於いて建設一式工事(0900)以上の専任業務に当たる者として認められない)

②第2次検定に関し、①と同等と認められる受検資格要件

(1) 検定種目ごとの受検資格

●1級第2次検定

土木	技術士第二次試験(建設部門、上下水道部門等)合格後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上
建築	1級建築士試験合格後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上
電気	第1種電気工事士試験合格後または免状交付後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上(別途1級1次検定に合格することが必要)

●2級第2次検定

建設機械	建設機械操作施工の経験6年以上(別途2級1次検定に合格することが必要)
土木	技術士第二次試験(建設部門、上下水道部門等)合格後、実務経験1年以上
建築	1級建築士試験合格後、実務経験1年
電気	電気工事士試験または電気主任技術者試験の合格後または免状交付後、実務経験1年以上(別途1級又は2級1次検定に合格することが必要)
電気通信	電気通信主任技術者試験合格後または資格者証交付後、実務経験1年以上(別途1級又は2級1次検定に合格することが必要)

(2) 経過措置による受検資格

- ・令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能
- ・令和6年度から10年度までの間に、有効な2次検定受検票の交付を受けた場合、令和11年度以降も引き続き同2次検定を受検可能(旧2級学科試験合格者及び同日受検における1次検定で合格者を除く)
- ・旧2級学科試験合格者の経過措置については従前どおり合格年度を含む12年以内かつ連続2回に限り当該2次検定を制度改正前の資格要件で受検可能

24

(参考)国土交通省直轄工事における取り組み

直轄土木工事における週休2日の「質の向上」に向けた施策パッケージ

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)

現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ

- ① **週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】**
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正
- ② **工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】**
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正
- ③ **柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で试行】**
出水期前や供用前など閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討
- ④ **経費補正の修正【令和5年度に検討】**
月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和5年度は現行の補正係数を継続）
- ⑤ **他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】**

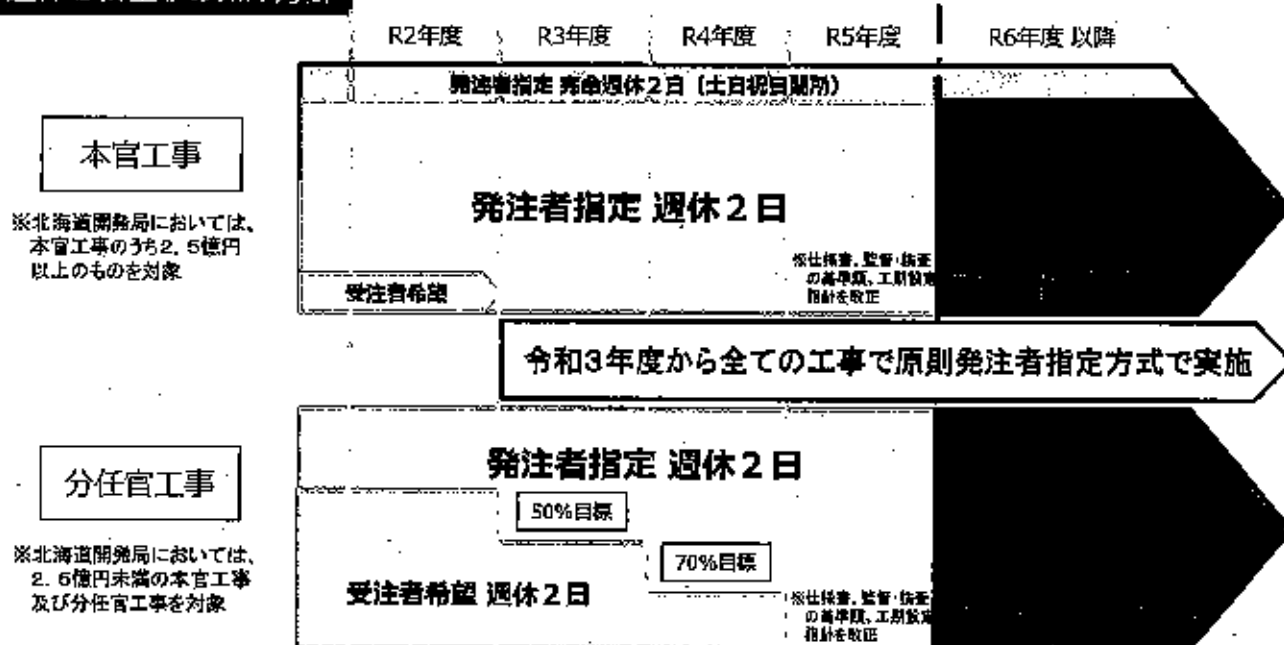
※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化 26

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

国土交通省

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施(月単位の週休2日への移行期間) ※関東地整では令和3年度から全ての工事において原則発注者指定方式週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

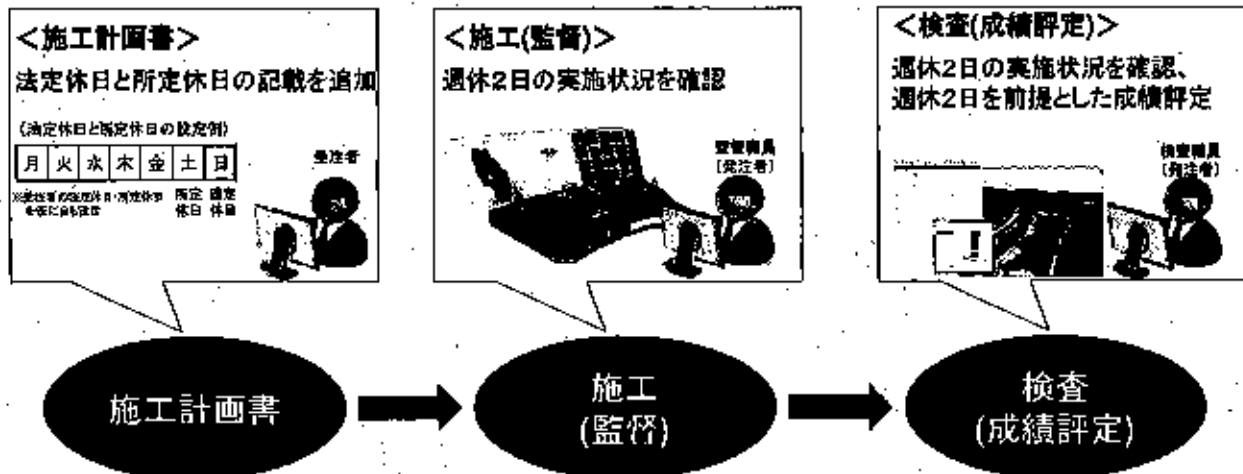
週休2日工事の発注方針



① 週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】

仕様書、監督・検査等の基準類を、以下の通り改定

- i) 受注者が作成する施工計画書に、法定休日・所定休日を記載するよう、「共通仕様書」を改正。
- ii) 発注者による監督・検査において、週休2日の実施状況を確認するよう、「共通仕様書」、「土木工事監督技術基準(案)」、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」を改正。
- iii) 週休2日を標準とした工事成績評定となるよう、「地方整備局工事成績評定実施要領」を改正。
(加点項目から削除・遵守項目に追加)

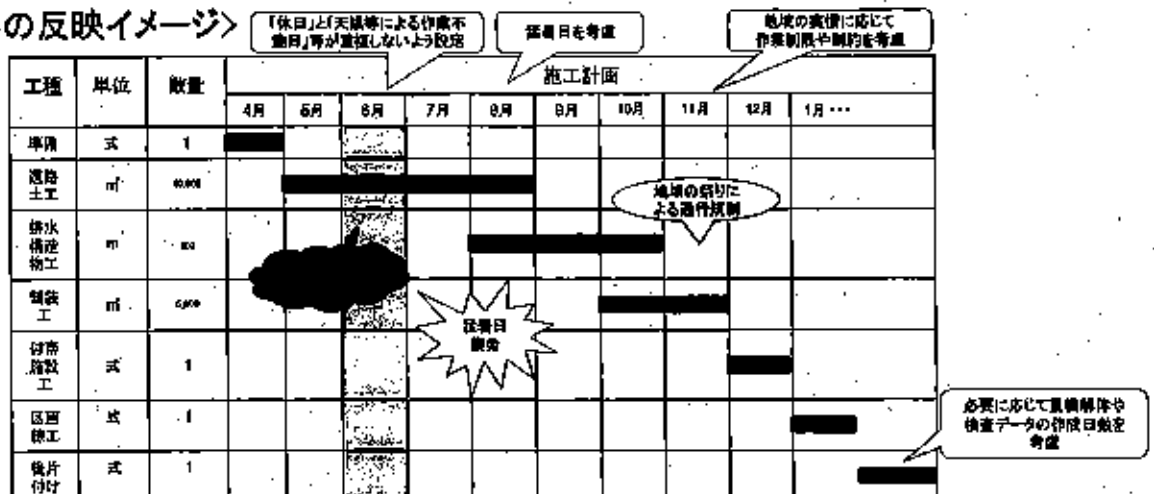


② 工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日(WBGT値31以上の時間から日数を算定)を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

＜工期への反映イメージ＞



＜試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)＞

・旧指針での工期: 365日 ⇒ 新指針での工期: 384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。+αは必要に応じてiii)、iv)を考慮。雨休率: 78%→89%

閉所と交替制の柔軟な活用について、以下の通り試行(R3~R5に試行)

- i) 受注者の希望に応じ、工期を通じての交替制⇔閉所の変更を試行 (R3・4年度に試行)
- ii) 受注者の希望に応じ、工期の一部での閉所から交替制への途中変更を試行 (R5年度)

<工期の一部で閉所から交替制に途中変更するイメージ>

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の実施方法(当初予定)	閉所	閉所	閉所	閉所	閉所	...



「交替制」に変更し
個人レベルでは
週休2日を確保

④経費補正の修正【令和5年度に検討】

月単位で週休2日を達成できた工事について、令和5年度の諸経費動向調査や労務費調査の結果を踏まえ、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討

これまでの経費補正

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位では週休2日が達成できていない

工期全体で週休2日を達成することを前提に経費補正

R5の検討

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

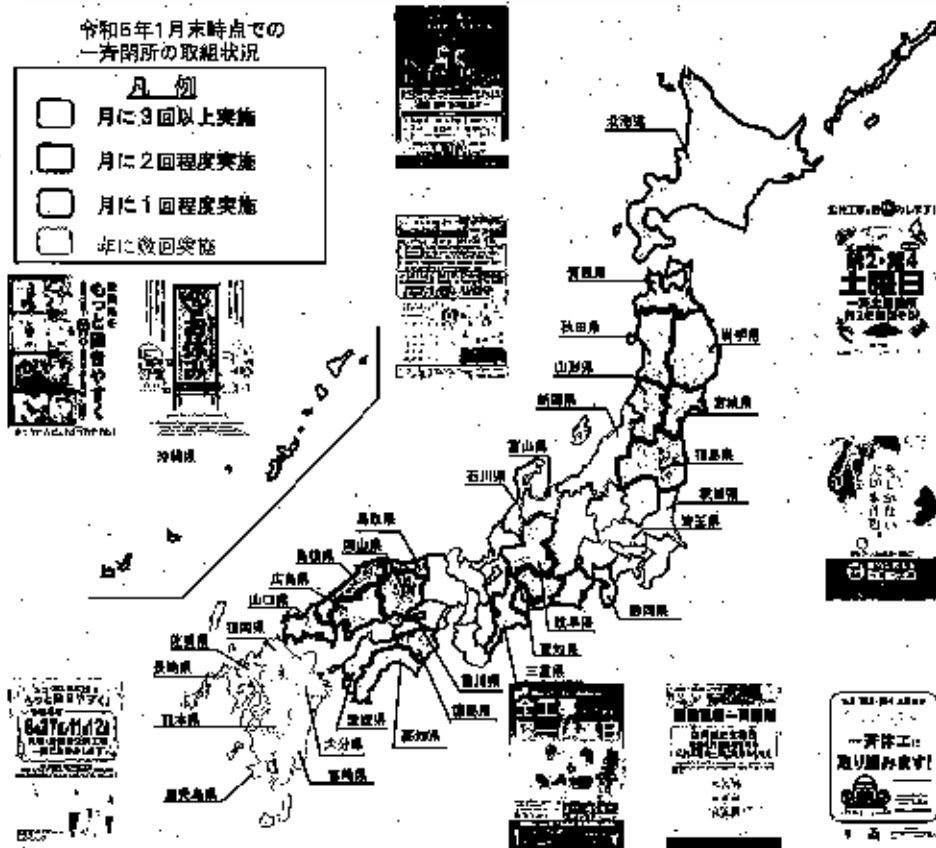
月単位で週休2日を達成できている工事
に要した費用を分析し
経費補正を検討

⑤他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】

各地域の発注者協議会等を通じて、取組を促進。定期的に取り組状況を確認・公表。

令和5年1月末時点での一斉閉所の取組状況

- ▲例
- 月に3回以上実施
 - 月に2回程度実施
 - 月に1回程度実施
 - 年に数回実施



一斉閉所の実施状況 令和5年1月末時点		
地方整備局	地域	実施内容
北海道	道庁	毎月第2土曜日
	道庁	毎月第1、2、3、4土曜日
関東	茨城県	年に数回以上
	埼玉県	毎月第2・4土曜日
北陸	新潟県	毎月第2・4土曜日
	富山県	毎月第2土曜日
中部	岐阜県	毎月第2土曜日
	静岡県	毎月第2土曜日
近畿	近畿全域	※令和5年度より毎月第2土曜日に一斉閉所を実施予定
	京都府	毎月第2土曜日
中国	広島県	土曜日閉所を月1回
	山口県	毎月第2土曜日
四国	四国会社	毎月第2土曜日
九州	九州全域	年に数回以上
沖縄		

時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

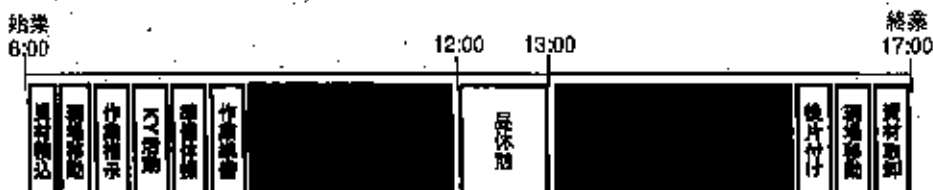
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正^{※1}を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩道の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times 3 \text{ を日数換算し、平均した値（対象：5か年）}$$

※3：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最新の観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算^{※2}

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等の特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて積算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含まない。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 後片率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.09
その他の作業不能日 (〇〇のため) (R _{X.X.X} - R _{X.X.X})	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を反し合わせた日数：12日間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 珍しい天候や気象状況ほか「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく超過し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、発注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※1 「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温28℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より日最高気温30℃以上に引き上げ予定。
 ※2 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能技術改良、令和5年度も引き続き検討中。

総価契約単価合意方式(後工事の間接費の調整について)

- 前工事契約後、後工事契約前に間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の率式が改定された場合、改定後の率式が後工事の間接費に反映されないという課題があった。
- こうした課題を解消するため、間接費の率式の改定を反映する「調整率」を新たに導入する。

後工事の間接費（前工事から継承する場合）

後工事の間接費

$$= \left[\frac{\text{前工事+後工事の合算工事の間接費の率分の対象額}}{\text{前工事の間接費の率分}} \right] \times \left[\frac{\text{前工事で適用した積算基準の率式による低減割合}}{\text{前工事の積算基準の率式による低減割合}} \right] \times \left[\frac{\text{積算基準（間接費の率式）の改定に伴う調整率}}{\text{前工事の間接費（率分）の合算金額}} \right] - \text{C1}$$

後工事発注時に契約時点の最新積算基準を反映するため、調整率を新たに導入

※ 前工事から継承する場合と後工事単独の場合とを計算し、安価となる方を間接費として採用する考え方はこれまでと同様

(参考) 後工事の試算例

(試算結果)

✓ 後工事の工事価格（前工事から継承する場合）
※ 税抜き価格で試算

【調整率導入前】 約139億円



【調整率導入後】 約147億円

共通仮設費率：5.2%
現場管理費率：21.0%

共通仮設費率：6.7%
現場管理費率：26.9%

(試算条件)

- ✓ 前工事：直接工事費 約200億円
・共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の単価合意率：95.0%
- ✓ 後工事：直接工事費 約100億円
- ✓ 後工事の前に以下のように間接費の率式が改定されたと仮定
・共通仮設費の率式（20億円超：5.5% → 7.0%）
・現場管理費の率式（20億円超：22.0% → 28.0%）

今後の具体的な取組方針

長野労働局

1 改正される労働時間制度や支援の周知と支援の活用促進

- (1) 監督課、労働基準監督署（以下「署」という。）による建設業者に対する労働時間等説明会
 - ア 事務局
監督課、署
 - イ 説明会の内容
監督課、署からの時間外労働の上限規制、36協定、労基法33条などの改正される労働時間制度等の説明のほか、調整のうえ、長野県働き方改革推進支援センターからの助成金などの支援の概要、国土交通省、長野県からの建設業の働き方改革の推進、適正な工期などの説明
 - ウ 説明会の対象及び開催案内方法
 - (ア) 建設業者団体と連携しての傘下建設業者を対象とするもの
監督課、署と建設業者団体との協議による開催案内方法
 - (イ) 建設業者団体に所属していない建設業者を対象とするもの
監督課、署が対象事業場を把握選定し、開催通知を郵送することにより開催案内
 - エ 日程及び説明会場
事務局の監督課、署が主体となって説明機関と調整のうえ決定（オンラインも可能）
 - オ 建設業者団体に所属していない建設業者の把握方法
 - (ア) 建設業者団体の傘下建設業者の把握
 - (イ) 建設業許可業者からアを除いた建設業者団体に所属していない建設業者
- (2) 署の労働時間相談・支援コーナーに建設業者に対する相談支援

2 週休2日を考慮した工期設定など発注者の理解促進

- (1) 公共工事の週休2日を考慮した工期設定の実施に向け長野労働局長が市長に対し要請を実施し、さらに労働基準監督署長が町村長に対し要請を実施する。
- (2) 長野県の市町村を対象とした「週休2日工事取組状況改善支援説明会」等における建設業が抱える課題や適正な工期設定など協力いただきたい事項を説明する。
- (3) 厚生労働省、長野労働局HPに「はたらきかたススめ特設サイト」を開設し、同サイト掲載のPR動画「はたらきかたススめ」を公開、ウェブCM動画をインターネット上の広告として発信し、建設業が抱える課題の発注者をはじめとした国民一人一人の理解を深め、協力いただきたい内容について、広く周知し、建設業の長時間労働の改善に向けた気運の醸成を図る。
- (4) 民間発注者となり得る事業主が集まる各種会議研修会などの機会を捉え、建設業が抱える課題や適正な工期設定など協力いただきたい内容を周知する。

<p>1. 業界団体の自主的な取組に係る行政からの必要支援等</p>	<p>●回数や参加方法（オンライン等）については要相談となるが、業界団体主催の説明会への参加等の実施は可能。</p> <p>国土交通省 関東地方整備局</p>	<p>2. 建設業者団体に所属していない建設業者への労働基準監督署が行う説明会開催の周知方法</p> <p>●国は所管の建設業者団体とのつながりが基本であることから、建設業者団体に所属していない建設業者へは直接周知する方法はないため、他のルートやツール等を考える必要あり。</p> <p>●チラシの配布 市町村、建設事務所（入札・契約時）、技術者セミナー ●ポスターの掲示 市町村、県の行政情報コーナー、建設事務所 ●テレビCM、新聞 ●建設業者向けメールマガジン等による周知</p>	<p>3. 周辺業界に対する労働基準監督署が行う説明会の開催に関する周知方法</p> <p>●周辺業者の団体・協会等を通じた周知等が考えられる。しかしながら、関連業団体等と関連地帯との間で日常的な接点がないため、担当者等の連絡先等は未把握。</p> <p>左に同じ</p>	<p>4. 建設業者に対する労働基準監督署が行う説明会の内容や開催方法等</p> <p>●関東地方整備局は工務部を管理しており、対面説明となると人的にも制限があり、参加方法としては、オンラインや説明会形式としての開催方法もある。 ●適正な工期設定による建設業の働き方改革の推進について説明することを考えている。</p>	<p>5. その他意見・ご要望</p>
<p>1. 業界団体の自主的な取組に係る行政からの必要支援等</p>	<p>●人材育成への支援 建設現場に必要な資格や技能を保持した労働者が足りておらず、現場での作業や安全管理に影響を及ぼしている。受講料の割引や補助金制度の整備などを進めて、労働者の資格取得を支援していただきたい。 ●工期や価格などの要求について、適正な範囲内で行われるよう求めたい。現場における最適なスケジュールやコスト算出に関する支援など行政による約権をアドバイスを求めたい。更に技術や設備の向上に取り組むことでより効率的にかつ安全性の高い工事を行うことができればよいことになる。そのため支援にも期待したい。 ●建設業界の発展に繋がる施策を促すことが重要と考える。産業の活性化に向けた手数料の軽減や建設費の削減支援など、行政の支援がなくては建設業は円滑に発展することができない。 ●作業現場ごとの週休2日制の現実実施を支援。 ●工期の見直しなど適正な工事工期を指摘。</p> <p>一般社団法人 長野県建設業協会</p>	<p>2. 建設業者団体に所属していない建設業者への労働基準監督署が行う説明会開催の周知方法</p> <p>●国は所管の建設業者団体とのつながりが基本であることから、建設業者団体に所属していない建設業者へは直接周知する方法はないため、他のルートやツール等を考える必要あり。</p>	<p>3. 周辺業界に対する労働基準監督署が行う説明会の開催に関する周知方法</p> <p>●周辺業者の団体・協会等を通じた周知等が考えられる。しかしながら、関連業団体等と関連地帯との間で日常的な接点がないため、担当者等の連絡先等は未把握。</p>	<p>4. 建設業者に対する労働基準監督署が行う説明会の内容や開催方法等</p> <p>●適正な工期設定による建設業の働き方改革の推進について説明することを考えている。</p>	<p>5. その他意見・ご要望</p>
<p>1. 業界団体の自主的な取組に係る行政からの必要支援等</p>	<p>●人材育成への支援 建設現場に必要な資格や技能を保持した労働者が足りておらず、現場での作業や安全管理に影響を及ぼしている。受講料の割引や補助金制度の整備などを進めて、労働者の資格取得を支援していただきたい。 ●工期や価格などの要求について、適正な範囲内で行われるよう求めたい。現場における最適なスケジュールやコスト算出に関する支援など行政による約権をアドバイスを求めたい。更に技術や設備の向上に取り組むことでより効率的にかつ安全性の高い工事を行うことができればよいことになる。そのため支援にも期待したい。 ●建設業界の発展に繋がる施策を促すことが重要と考える。産業の活性化に向けた手数料の軽減や建設費の削減支援など、行政の支援がなくては建設業は円滑に発展することができない。 ●作業現場ごとの週休2日制の現実実施を支援。 ●工期の見直しなど適正な工事工期を指摘。</p> <p>一般社団法人 長野県建設業協会</p>	<p>2. 建設業者団体に所属していない建設業者への労働基準監督署が行う説明会開催の周知方法</p> <p>●国は所管の建設業者団体とのつながりが基本であることから、建設業者団体に所属していない建設業者へは直接周知する方法はないため、他のルートやツール等を考える必要あり。</p>	<p>3. 周辺業界に対する労働基準監督署が行う説明会の開催に関する周知方法</p> <p>●周辺業者の団体・協会等を通じた周知等が考えられる。しかしながら、関連業団体等と関連地帯との間で日常的な接点がないため、担当者等の連絡先等は未把握。</p>	<p>4. 建設業者に対する労働基準監督署が行う説明会の内容や開催方法等</p> <p>●適正な工期設定による建設業の働き方改革の推進について説明することを考えている。</p>	<p>5. その他意見・ご要望</p>
<p>1. 業界団体の自主的な取組に係る行政からの必要支援等</p>	<p>●人材育成への支援 建設現場に必要な資格や技能を保持した労働者が足りておらず、現場での作業や安全管理に影響を及ぼしている。受講料の割引や補助金制度の整備などを進めて、労働者の資格取得を支援していただきたい。 ●工期や価格などの要求について、適正な範囲内で行われるよう求めたい。現場における最適なスケジュールやコスト算出に関する支援など行政による約権をアドバイスを求めたい。更に技術や設備の向上に取り組むことでより効率的にかつ安全性の高い工事を行うことができればよいことになる。そのため支援にも期待したい。 ●建設業界の発展に繋がる施策を促すことが重要と考える。産業の活性化に向けた手数料の軽減や建設費の削減支援など、行政の支援がなくては建設業は円滑に発展することができない。 ●作業現場ごとの週休2日制の現実実施を支援。 ●工期の見直しなど適正な工事工期を指摘。</p> <p>一般社団法人 長野県建設業協会</p>	<p>2. 建設業者団体に所属していない建設業者への労働基準監督署が行う説明会開催の周知方法</p> <p>●国は所管の建設業者団体とのつながりが基本であることから、建設業者団体に所属していない建設業者へは直接周知する方法はないため、他のルートやツール等を考える必要あり。</p>	<p>3. 周辺業界に対する労働基準監督署が行う説明会の開催に関する周知方法</p> <p>●周辺業者の団体・協会等を通じた周知等が考えられる。しかしながら、関連業団体等と関連地帯との間で日常的な接点がないため、担当者等の連絡先等は未把握。</p>	<p>4. 建設業者に対する労働基準監督署が行う説明会の内容や開催方法等</p> <p>●適正な工期設定による建設業の働き方改革の推進について説明することを考えている。</p>	<p>5. その他意見・ご要望</p>
<p>1. 業界団体の自主的な取組に係る行政からの必要支援等</p>	<p>●人材育成への支援 建設現場に必要な資格や技能を保持した労働者が足りておらず、現場での作業や安全管理に影響を及ぼしている。受講料の割引や補助金制度の整備などを進めて、労働者の資格取得を支援していただきたい。 ●工期や価格などの要求について、適正な範囲内で行われるよう求めたい。現場における最適なスケジュールやコスト算出に関する支援など行政による約権をアドバイスを求めたい。更に技術や設備の向上に取り組むことでより効率的にかつ安全性の高い工事を行うことができればよいことになる。そのため支援にも期待したい。 ●建設業界の発展に繋がる施策を促すことが重要と考える。産業の活性化に向けた手数料の軽減や建設費の削減支援など、行政の支援がなくては建設業は円滑に発展することができない。 ●作業現場ごとの週休2日制の現実実施を支援。 ●工期の見直しなど適正な工事工期を指摘。</p> <p>一般社団法人 長野県建設業協会</p>	<p>2. 建設業者団体に所属していない建設業者への労働基準監督署が行う説明会開催の周知方法</p> <p>●国は所管の建設業者団体とのつながりが基本であることから、建設業者団体に所属していない建設業者へは直接周知する方法はないため、他のルートやツール等を考える必要あり。</p>	<p>3. 周辺業界に対する労働基準監督署が行う説明会の開催に関する周知方法</p> <p>●周辺業者の団体・協会等を通じた周知等が考えられる。しかしながら、関連業団体等と関連地帯との間で日常的な接点がないため、担当者等の連絡先等は未把握。</p>	<p>4. 建設業者に対する労働基準監督署が行う説明会の内容や開催方法等</p> <p>●適正な工期設定による建設業の働き方改革の推進について説明することを考えている。</p>	<p>5. その他意見・ご要望</p>

協議事項意見

	1. 業界団体の自主的な取組に係る行政からの必要な支援等	2. 建設業者団体に所属していない建設業者への労働基準監督署が行う説明会開催の周知方法	3. 周辺業界に対する労働基準監督署が行う説明会の開催に関する周知方法	4. 建設業者に対する労働基準監督署が行う説明会の内容や開催方法等	5. その他ご意見・ご要望
建設団体の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な工期設定での発注、工事単価、経費の厘直し ●民間発注者への適正な工期、適正な必要経費の算明案内 ●自主的なセミナー等への資金支援 ●雇用・労働働き方改革推進支援助成金の説明を含めたセミナー講師の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業許可を出している建設事務所、行政課士会などを介しての周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区労働基準協会及び商工会連済等を介しての周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域で行っていただきたい ●働き方改革推進助成金の説明を含めた内容 ●オンラインと会場での同時開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用の見直し ●現状の36協定の創出促進等々の長時間労働企業への経費支援のみでなく労働時間短縮（売上高比）に拘束する目標達成に向けた経費金（経費支援ではなく）などを検討していただきたい。
建設団体の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ●依頼組合としてもそこに所属している組合員がメリットを際してもらえよう取組みをしていきたいと考えています。 ●早期や繰り返しの情報提供、移行期間があればその様子や延長等についても考えていただけたいでしょうか？ ●説明会についても色々組合への出張説明会もお考えいただければと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●元請業者から周知していただくことはいかがでしょうか？短期間では難しいと思いますが、数年のうちには行き渡るのではないのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ●周知したとしても、その費用金に参加を定せるかはまだ別な工夫が必要ではないでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ●法改正や講習会や器具の充足ができないうようなことがありました。そのあたりの実情について調査していただき、マジメに対応しようとする業者が困らないようにしていただきたいと思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●業者禁止用器具や溶接ヒュームの特化物持込等の法改正時に改正促進を急ぐあまり合法的な業者禁止用器具の撤定が間に合わなかったり、必要とされる作業主任者講習金が受講できなかったりと実際に合わないことがありました。 ●法改正時に対応しようとする業者が物理的に対応できないような状況が起きないように配慮していただきたい。
建設団体の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ●依頼組合として、地域による経費や船面乗降などの算定条件の違いや、業種量の違いによる社内の作業体制にも差がある。これらの実態をご理解いただき「現場」の許可基準の運用をお願いしたい。 				
建設団体の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の設置や相談員の派遣等により、改正趣旨の理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ●取引関係にある業者間の繋がりの活用 ●説明会開催日時の柔軟化 	<ul style="list-style-type: none"> ●設計事務所等の業界団体や商工団体の活用 ●関係団体広報誌やホームページの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●働き方改革を進めた場合のコスト削減例を示すことは可能か？ 	
建設団体の代表者					

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

7月行事予定表

7月27日現在

日	曜日	協 会	開 会 場
16	日		
17	月	(海の日)	(海の日)
18	火	◎○◇●■ 新田建設部長あいさつ 9:20 (県庁) ◎○◇●■ 「特色ある県立高校づくり懇談会」にかかるヒアリング 10:00 (協会)	▲ 労働局安全衛生専門者会議 13:00
19	水	▲■ 第42回維持管理・危機管理分科会 13:30 (協会)	
20	木		
21	金		
22	土		
23	日	◎▲ 佐々木洋二長野県議会議長就任を祝う会 11:00 (駒ヶ根市アイパル) ◎ 宮下一郎君の県連会長就任を祝う会 14:00 (飯田市ツツアザ)	
24	月		◎● 長野県建設産業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議 10:00 (県庁議会議棟401) ▲◇■ 長野県建設業関係働き方改革推進協議会 13:30 (ホテル信濃路)
25	火	▲● 技術力の確保・向上分科会 10:00 (協会)	
26	水	● 防災防本部監査 9:00 (協会) ◎○◇●■ 関東地方整備局長あいさつ 17:00 (さいたま市)	■ 全建社会貢献活動推進月間中央行事 14:00 (経団連会館)
27	木	◎○◇●■ 正副会長会議 9:30 (協会) ◎○※◇●■ 常任理事会 10:30 (協会) ◎○◇●■ 日本下水道事業団事業説明 13:00 (協会)	◎○◇ 北信ブロック正副支部長会議
28	金		災害復旧工事の点在工事における課題検討会 13:30 (県庁西庁舎)
29	土		
30	日		
31	月	■ 2級土木施工管理技士試験準備講座(～8/2) (南安曇農業高校) ▲◇ ゼロカーボン室長との打合せ 13:30 (協会) ▲■ 施工・品質確保分科会 10:30 (協会) ▲■ DX推進専門委員会 13:00 (協会)	

- | | |
|---------|----------|
| ★ 顧問 | △ 担当常任理事 |
| ◎ 会長 | ◇ 特任理事 |
| ○ 副会長 | ● 専務理事 |
| ▲ 担当副会長 | ■ 常務理事 |
| ※ 常任理事 | □ 監事 |

8月行事予定表

7月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火	2級土木施工管理技士試験準備講座(～8/10)(長野工業高校) 2級建築施工管理技士試験準備講座(～8/10)(協会会議室) 正副会長会議 15:00(協会) 暑気払い17:30(ホテルメトロポリタン)	
9	水	◎○◇●■ 地域を支える建設業検討会議(全体会議) 9:30(長野県土地改良会館)	
10	木		
11	金	(山の日)	(山の日)
12	土		
13	日		
14	月	(盆休み)	(盆休み)
15	火	(盆休み)	(盆休み)

- | | |
|---------|----------|
| ★ 顧問 | △ 担当常任理事 |
| ◎ 会長 | ◇ 特任理事 |
| ○ 副会長 | ● 専務理事 |
| ▲ 担当副会長 | ■ 常務理事 |
| ※ 常任理事 | □ 監事 |

8月行事予定表

7月27日現在

日	曜日	協 会	
16	水	(盆休み)	(盆休み)
17	木		
18	金	▲◇	青年部第2回第1委員会 15:00 (松筑建設会館)
19	土		
20	日		
21	月	▲●	2級土木・2級建築施工管理技士試験準備講座(～8/22)(飯田OED長矩高校) DX推進専門委員会現場技術研修(～22日秋田県)
22	火		
23	水		
24	木	◎●	関プロ会長会議(12:30)、関プロ専務会議(11:00)(東京建設会館)
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		1級土木(第二次)試験受験講習会(～29日)(松筑建設会館)
29	火		第3回誰もが働きやすい現場環境整備に向けた現場点検 10:00(北信合庁) 建退協電子申請方式操作研修会(～31日)(TKP池袋カンファレンスセンター) ■
30	水		長野県道路整備期成同盟会総会 14:30(ホテル犀北館)
31	木		

★ 顧問 会長
 ◎ 副会長
 ○ 担当理事
 ▲ 兼任理事
 ※ 理事
 △ 担任理事
 ◇ 担任理事
 ● 担任理事
 ■ 担任理事
 □ 担任理事

9月行事予定表

7月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	金		
2	土		
3	日		
4	月	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) 2級土木試験受験講習会 (~6日) (松筑建設会館)	
5	火		
6	水		
7	木		
8	金	松本市中学校校長会での説明 16:30 (松本市教育文化センター)	◎ R5年度第1回建設生産システム委員会 12:00 (東京建設会館)
9	土	上期 建設業経理検定試験準備 (松筑建設会館、松本安全衛生センター)	
10	日	上期 建設業経理検定試験 (松筑建設会館、松本安全衛生センター)	
11	月		
12	火		◎● 令和5年度第2回契約審議会 午後
13	水	■ 経理事務士特別研修 (4級) (松筑建設会館) (~14日)	
14	木		◎▲ 全経理事会 12:00、協議員会 13:30 (東京プリンスホテル)
15	金		

★	顧問	理事長	△	非常任理事
◎	副会長	副理事長	◇	常任理事
○	担当理事	常務理事	●	専務理事
▲	常任理事	常務理事	■	監事
※	非常任理事	非常務理事	□	監事

9月行事予定表

7月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	土		
17	日		
18	月	(敬老の日)	(敬老の日)
19	火		◎▲ 全国防災互助会理事会 11:30 (ホテルグランドヒル市ヶ谷)
20	水		
21	木		
22	金		
23	土	(秋分の日)	(秋分の日)
24	日		
25	月	◎○◇●■ 正副会長会議 9:30 (協会) ◎○※◇●■ 常任理事会 10:30 (協会)	
26	火		◎ 全国産産連会長会議 (仙台市 ホテルメトロポリタン仙台) ~27日
27	水	▲● 信州大学水環境・土木工学科意見交換会 16:50(信大)	
28	木	▲● 女性部会現場見学会	
29	金		
30	土		

- | | |
|---------|----------|
| ★ 顧問 | △ 担当常任理事 |
| ◎ 会長 | ◇ 特任理事 |
| ○ 副会長 | ● 専務理事 |
| ▲ 担当副会長 | ■ 常務理事 |
| ※ 常任理事 | □ 監事 |

10月行事予定表

7月27日現在

日	曜日	協 会	閉 会	速
1	日			
2	月			
3	火	◎○◇●■ 正副会長会議 12:00 (協会)		
4	水	◎○● 関東甲信越地方地域懇談会・ブロック会議 (経団連会館)		
5	木	◎○◇● 第60回全国建設業労働災害防止大会 13:15 (広島市) ~7日		
6	金			
7	土			
8	日			
9	月	(体育の日)		(体育の日)
10	火			
11	水	◎○● 保証事業長野協議会 11:00 (長野ホテル犀北館)		
12	木			
13	金			
14	土	三峰川会 (~15日)		
15	日			

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

10月行事予定表

7月27日現在

日	曜日	協	会	協	連
16	月		経理事務士特別研修(3級)(松筑建設会館)		
17	火				
18	水				
19	木				全国道路利用者会議 第73回全国大会 10:00(ホクト文化ホール)
20	金				
21	土				
22	日				
23	月				
24	火	◎○◇●■ ◎○※□◇●■ ◎○◇●■ ◎□●■	正副会長会議 9:30(協会) 常任理事会 10:30(協会) 建退共理事長表彰伝達 12:00(協会) 中間監査 13:00(協会)		
25	水			◎	全建協連正副会長会議 ~26日(福島県)
26	木				
27	金				
28	土				
29	日				
30	月				
31	火	▲●	全建北陸地域懇談会(金沢市)		

★ 顧問
 ◎ 副会長
 ○ 担当理事
 ▲ 常任理事
 ※ 常任理事
 問 長 兼 理事
 会 副 会 長
 担 当 副 会 長
 担 当 理 事
 △ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

11月行事予定表

7月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	水	◎○○◇●■ 3地整との意見交換会	
2	木	◎○○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会)	
3	金	(文化の日)	(文化の日)
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木		
10	金		
11	土	創立100周年記念事業よしもと漫オライブ (ホクト文化ホール)	
12	日		
13	月		
14	火	▲● 女性部会セミナー 10:00 (松筑建設会館)	
15	水		◎▲ 全国労災互助会理事会 11:30 (ホテルグランドヒル市ヶ谷)

11月行事予定表

◎ 会長
○ 副会長
▲ 担当理事
※ 常任理事

◇ 専任理事
● 特任専任理事
■ 監事
□ 監事

7月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	木		
17	金	◎● ◎● 全建全国会長会議（経研連会館） 関プロ会長会懇談会 17:00（東京都）	
18	土		
19	日		
20	月		
21	火		
22	水		◎ ● 全建協連正副会長会議、理事会 13:30（如水会） 全建協連専務理事・事務局長会議 14:00（如水会）
23	木	（勤労感謝の日）	（勤労感謝の日）
24	金		
25	土		
26	日		
27	月		
28	火	◎○◇●■ ◎○※□◇●■ ◎○※□◇●■ 正副会長会議 9:30（ホテル国際21 葵） 常任理事会 10:30（ホテル国際21 千歳） 理事会 12:30（ホテル国際21 千歳）	◎○※□◇●■ 建災防安全大会 13:30（ホテル国際21 千歳）
29	水		
30	木	◎○◇ 常任理事会研修旅行（宮古島）（～12月2日）	

会 員 異 動

令和5年7月

7月27日現在 501社

《代表者変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
飯 田	山崎建設 株式会社	山崎 金生	山崎 裕生
長 野	しなのアスコン 株式会社	須藤 元祐	小黒 公洋
須 坂	市川建設 株式会社	市川 勇人	市川 興助

完成工事高契約 支部別 会員加入状況

令和5年7月20日現在

支部	会員数	加入企業数			会員加入率
		会員	会員外	計	
南佐久	25	23	0	23	92.0%
佐久	35	31	0	31	88.6%
上小	21	4	0	4	19.0%
諏訪(※1)	43	42	0	42	97.7%
伊那	53	11	0	11	20.8%
飯田	51	14	0	14	27.5%
木曾	18	17	0	17	94.4%
松筑(※2)	58	47	0	47	81.0%
安曇野	26	8	0	8	30.8%
大北	34	32	0	32	94.1%
更埴	12	6	0	6	50.0%
須坂	14	14	0	14	100.0%
中高	15	6	0	6	40.0%
長野(※3)	78	5	0	5	6.4%
飯山	17	17	0	17	100.0%
直属	0	0	59	59	0.0%
合計	500	277	59	336	55.4%

(※1) 諏訪支部の会員数については「常盤工業㈱諏訪支店」を除いている

(※2) 松筑支部の会員数については「池田建設㈱松本営業所」を除いている

(※3) 長野支部の会員数については「岩澤建設㈱長野支店」を除いている

【 前回報告 (R5. 3. 16現在) 以降の動き 】

新規加入 (手続き完了企業)	解 約	未更新
①松筑支部 ㈱横内組	①南佐久支部 ㈱新津組	①佐久支部 ㈱栗田建設工業
②安曇野支部 ㈱赤羽建設工業	②佐久支部 堀越建設㈱	②安曇野支部 ㈱山本組
③大北支部 ㈱細野工務店	③上小支部 青木建設工業㈱	
④大北支部 ㈱松田建設	④上小支部 ㈱栗木組	
(新入会員で会員外から変更)		
①安曇野支部 有賀組		